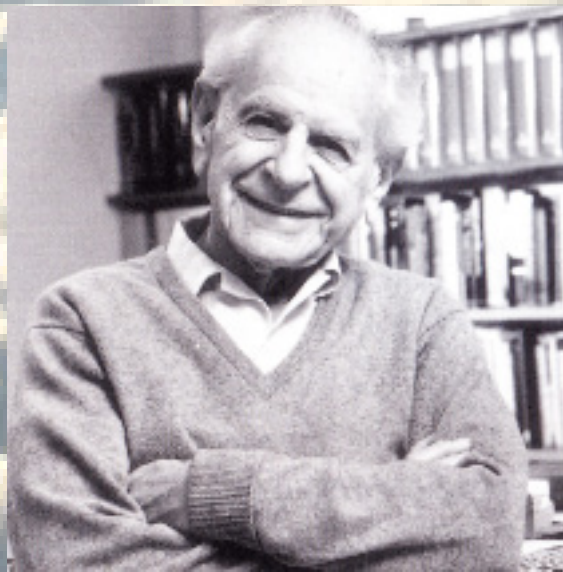


批判的合理主義研究

# Studies in Critical Rationalism

2012

Vol. 4, No. 2



日本ポパー哲学研究会事務局機関紙編集部

(2012 年 12 月)

# Studies in Critical Rationalism

2012

Vol. 4 No. 2

日本ポパー哲学研究会事務局機関紙編集部

(2012 年 12 月号)

## CONTENTS

### <論文：第 23 回年次研究大会シンポジウムをうけて>

ポパーとハイエクの政治思想：民主政における政治的統合の観点からの比較の試み

山中 優 1

「ハイエクにポパー的着想はあるのか？—個人的交流と学説への影響の考察から—」

吉野 裕介 7

### <投稿論文>

ポパーの法哲学

金森 洋平 13

かくも深き誤解——存在-普遍言明と普遍-存在言明について——

小河原 誠 25

ヘンペルの“パラドクス”、境界設定、そして帰納の問題

篠崎 研二 38

「技術倫理へのカール・ポパーの試み —福島原子力事故を念頭に—」

高木健次郎 41

### <連載>

対話によるポパー入門 (4)

蔭山 泰之 49

### <翻訳>

『批判的合理主義：再定式と擁護』、第 3 章「よき理由への批判」(2)

D・ミラー著 小河原 誠訳 58

### <書物紹介>

Herbert Keuth, *Wissenschaft und Werturteil*, J.C.B. Mohr, Tübingen, 1989, 209 Seiten.

価値判断論争の残骸

小河原 誠 67

### <その他>

電子ファイルの送付について

69

日本ポパー哲学研究会 2012 年度会員総会議事録

70

## ポパーとハイエクの政治思想：民主政における 政治的統合の観点からの比較の試み<sup>1</sup>

山中 優<sup>2</sup>

### はじめに

ポパーとハイエクは全体主義批判において共同戦線を張った仲であり、その全体主義批判の一環として、プラトンを批判した点でも軌を一にしていた。プラトンはあまりにも多元的に分裂していた民主政を批判し、哲人王政治によってその多元的分裂状態を一気に解消しようとしたが、そうしたプラトンの構想は、ポパーとハイエクにとって、あまりにも一元性に片寄りすぎた危険なものであった<sup>3</sup>。

しかしながら、他方でポパーとハイエクは、プラトンほどではないにせよ、ともに民主政をかなり警戒していたことも事実である。両者は共に、民主主義を否定はしなかったとはいえ、民主主義における「多数者の専制」が個人の自由を侵害するという事態を警戒していたのである。そこで両

者は、民主主義を前提としつつも、それが多数者の専制に陥らないための方策を模索することになったが、その両者の提示した処方箋には、政府による市場介入の是非をめぐって重大な相違があった一方で、一種のエリート主義的な特徴があったという点で、興味深い一致も見られたのである。後述するように、ハイエクにおけるエリート主義は、その議会制改革論における立法院の構想に見られるものであり、ポパーにおけるそれは、漸次社会工学を政治へと適用するにあたって科学的な専門家の果たすべき役割をポパーが強調していたことに見られるものであった。

この両者の間での異同は、結局のところ、「民主政治において如何にして政治的統合を実現するか」という根本問題における異同であったと言えるだろう。そもそも民主主義というのは、各々の政治問題について、いわば「多数の人々が集まって一つの結論を出す」という性格を持つものである。一方で、民主主義である以上、意見や利害が多様化するのとは当然である。しかしながら、他方で、民主主義といえども、最終的には一つの結論を出す必要がある。様々な政策課題を解決していこうとする以上、プラトン流の哲人王政治を批判して、多様性を尊重するだけで事足りりとするわけにはいかないのである。もちろん、ポパーとハイエクはそのことをよく分かっていた。その上で、この両者は各々の政治思想を展開し、その過程で興味深い相違点と共通点を示すことになったのである。

そこで本稿では、まず民主政を警戒していたという点で両者が共通していたことを確認した後、両者の提示した処方箋がどのような点で異なっており、またいかなる点で一致していたかについて、両者を比較しつつ論じていくことにしたい。

### 一、ポパーとハイエクにおける民主政への警戒

<sup>1</sup> 2012 年 7 月 7 日の慶應義塾大学におけるポパー研究会での山中報告では、ポパーとハイエクの民主政治論を比較するにあたって、本稿におけるよりも、もっと積極的にプラトンをういていた。ところが、その研究会では、ハイエクをプラトんに引きつけて解釈した山中報告に対して、嶋津格氏や渡辺幹雄氏から異論が提出された。筆者は依然として自説を保持しているが、それはもっぱらハイエク解釈にのみ関わる論点であり、ポパー研究会の機関誌である本誌で議論すべき問題ではないだろう。そこで、本論文のタイトルからはプラトンを削除し、プラトンに引きつけた筆者のハイエク解釈を本稿で展開するのは控えることにした次第である。なお、“高貴な嘘”にも関わるプラトンとハイエクの類似性（と少なくとも筆者には思われる点）については、山中（2007）第 3 章第 3 節を参照。

<sup>2</sup> 皇學館大学現代日本社会学部教授。E-mail: yamanaka@kogakkan-u.ac.jp

<sup>3</sup> とはいえ、ハイエクのプラトン批判は断片的なものにとどまっており、まとまった形でプラトン批判をハイエクは行っていない。それに対して、ポパーが本格的なプラトン批判を展開したことは周知のとおりである。ただし、プラトンを全体主義者とするポパーのプラトン解釈については、その妥当性をめぐって大きく意見が分かれている。その一例として、小河原（1998）および佐々木（1998）を参照。

ポパーの民主政治論においてまず目に付くのは、彼が世論の危険性を警戒していたということである。「世論と自由主義原理」と題した論文の中で、世論の正しさを盲信する“世論の神話”にはいくつかのタイプがあることを指摘した後、次のように述べ、世論に対する警戒の念をはっきりと表明している。

世論は（どんなものであれ）きわめて大きな力をもっている。それは政府を——非民主的な政府さえ——変えることができる。このように大きな力に対してはすべて、自由主義者はある程度の疑惑の念をもって臨まなければならない。匿名であるため、世論は無責任な権力形態であり、それゆえ自由主義的見地からすれば特に危険である<sup>4</sup>。

ポパーにとって、多数者支配という意味での民主政は、積極的な擁護の対象とされるべきものではなかった。ポパーが自らを民主主義者だと言う場合、それは多数者が常に正しいからではなく、民主主義的伝統がわれわれの知っているうちで最も悪の少ない伝統だからである。ポパーにとって民主政は、専制政と違って、流血を伴うことなく政府を免職できるシステムを意味する。すなわち、民主政は誤りを平和的に除去できる唯一の手続きだという消極的意味においてのみ、擁護されていたにすぎないのである<sup>5</sup>。

このような消極的な意味での民主主義擁護の姿勢は、ハイエクにおいても同様であった。ハイエクにとっても、民主主義はあくまでも手段であって、それ自体が目的ではない。「民主主義は究極的あるいは絶対的価値ではなく、それが何を成し遂げるかによって判断されるべきものである。おそらくそれはある種の目的を達成するには最

善の方法ではあろうが、目的それ自体ではない」とハイエクは述べている<sup>6</sup>。

そして、民主主義を手段として用いることで達成される目的の一つとして、ハイエクが挙げているのが「平和的な政権交代」であった。この点についてハイエクは、次のように述べている。

複数の対立する意見のうち、どれか一つを勝たせなくてはならない場合、また必要なば力によってその一つを勝たせなくてはならないような場合には、いつでも戦いよりも数を数えてどちらがより強い支持を受けているかを決定するほうが無駄が少ないということである。民主主義は人がいままで発見したうちでただ一つの平和的な政権交代の方法である<sup>7</sup>。

このようにポパーもハイエクも、民主主義を手段としてのみ消極的に擁護しているにすぎなかった。というのも、この両者は民主主義者である以前に、何よりもまず自由主義者だったからである。自由主義者として、彼らは何よりも警戒していたのは、権力の担い手が誰であろうと、その権力が無制限のものになってしまうことであった。彼らにとって「誰が支配すべきか」はあくまでも二義的な問題であって、最も重要なのは「権力はどのようにして制限されるべきか」という問題だったのである<sup>8</sup>。

以上のように、民主政における多数者の専制を警戒するという点では共通していたものの、それを踏まえて両者が展開した政治思想には、かなり大きな相違が存在していた。その相違は、経済問題に民主主義政府が積極的に関わるべきか否かをめぐりものである。しかしながら、それと同時に、民主政治の抱える問題を解決するために一種のエリート主義的な構想を提示していたという

<sup>6</sup> ハイエク（2007a）149頁。

<sup>7</sup> ハイエク（2007a）151～152頁。

<sup>8</sup> 両者のこのような議論については、例えばポパー（1973）106～111頁、およびハイエク（2007a）149～151頁を参照。

<sup>4</sup> ポパー（1980）644頁。強調は原文。

<sup>5</sup> ポパー（1980）646頁。

点では、この両者は興味深い一致を示してもいたのである。

## 二．ハイエクの議会制改革論におけるエリート主義：市場介入への不信

ハイエクは市場を自生的秩序として描いた思想家である。市場経済に政治がやみくもに介入することは避けねばならず、社会における利益配分については市場の自生的な作用に委ねるべきだというのが、ハイエクの基本的な立場であった。

そのような立場に立つハイエクにとって、議会制民主主義は、常に警戒の念を持ち続けなければいけない対象であった。というのも、民主的な政府は往々にして、市場経済のもたらす利益配分結果に対する民衆の不満を解消すべく、大々的な所得再分配政策へと傾きがちだからである。それによって議会政治が派閥・党派間での物質的利益の分捕り合戦に墮落してしまうことを、ハイエクは恐れていたのがあった。そのような分捕り合戦によって議会が機能不全状態に陥ったあげくに、その機能不全状態を打開してくれる強力な独裁者の出現を民衆が待望するようになることを、彼は真剣に憂慮していたのである<sup>9</sup>。

そのように、ハイエクは民主主義に対して常に警戒を怠らなかったものの、他方で彼は民主主義を完全に否定していたわけではない。むしろ、ハイエクは民主主義を守らねばならないと考えていた。そのために晩年の彼が提唱するに至ったのが議会制改革案であった。その改革案によって、彼は議会制民主主義を健全に機能させようとしていたのである。

その議会制改革案の最大の特徴は、任期 15 年の立法院を上院として新たに設置することを提案しているところにある。その立法院の任務は、市場経済の円滑な作用を促すためのルールを発見し、それを立法化することで、自生的な市場秩序を恣意的な政府介入から守ることである。その

構成メンバーたる上院議員は 45 歳から 60 歳までの賢慮に優れた人物でなければならない。そうした人物は、地域ごとに形成された同一年齢クラブにおける互選によって選ぶのがよいとハイエクは考えていた。

それに対して、政府予算をどのように分配するかの審議は下院としての行政院が行う。その構成メンバーたる下院議員は従来どおりの選挙によって選ばれる。任期の短い下院議員は、再選を果たすべく、もっぱら短期的な観点から、支持者たちに対する目先の利益供与を競って行おうとするだろう。

しかし、上院の立法院がそうした従来型の利益政治に厳しい制約を課し、所得再分配の行き過ぎによって、市場の自生的な作用が阻害されることのないようにする。すなわち、行政院を通過した法律は、すべて立法院による憲法裁判所への異議申立対象となるのである。そうした任務に従事する上院議員には、恣意的な利益誘導政治に手を染める動機を持たせないよう再選資格を与えないと同時に、任期を満了したあとは、陪席判事のような中立的で名誉ある公的な仕事を保証する。このような一種の知的な名望家からなる上院の働きに、ハイエクは議会制民主主義を健全に機能させる道を見出したのであった<sup>10</sup>。

このようなハイエクの議論の根底には政党への徹底的な不信感があった。ハイエクに言わせれば、政党は単なる党派・派閥にすぎず、部分利益しか追求できない分裂的な存在である。だからこそ、彼はそうした政党政治の展開される場を下院たる行政院に閉じ込め、知的な名望家から成る上院たる立法院を政治的統合の担い手としたのであった。一見非民主的に思えるハイエクの議論の背後には、政党政治への根深い不信感があったのである<sup>11</sup>。

10 以上の議会制改革論については、ハイエク（2008b）を参照。

11 このようなハイエクの政党への不信感については、ハイエク（2009）第IV部を参照。

<sup>9</sup> ハイエク（2008a）参照。

### 三. ポパーの福祉国家擁護論におけるエリート主義：市場介入への信頼

それに対してポパーは、ハイエクとは違って、経済問題をめぐって民主主義政府が袋小路に陥ってしまうにちがいないとは考えていなかった。むしろポパーは、戦後の西側世界で福祉国家が挙げてきた成果を、「われわれの時代の歴史——楽観主義者の見解」と題した論文で次のように述べ、大いに讃えていたのである。

われわれの自由世界は、これまで人間の社会生活につきまとうてきた最大の諸害悪をなくすのに、完全にではないにせよ、ほぼ成功した。〔中略〕福祉国家を通じて、ここイギリスにおいてのみならず、あれこれの方法で自由世界のいたるところで、なしとげられたことを考えてみよう。赤貧は事実上なくなった。大量現象である代わりに、問題は今なおぼつんぼつんと散在する個々のケースを発見する問題にほとんどなってしまった。失業およびいくつかの同様なかたちの社会不安の問題は、完全に变化した。今では、大量失業の問題が大幅に解決されたという事実によって生み出された新しい諸問題に、われわれは直面している<sup>12</sup>。

なお、この引用文に続いて、ポパーは病苦の軽減・刑罰改革・宗教的差別の解消などの成果もあげているが、ハイエクとの比較を行う上では、経済問題に関する彼の見解を取り上げるだけで十分だろう。また、この引用文末尾で述べている「新しい諸問題」とは何かについて、この論文では明らかにされていないが、ここでは失業問題の解決に果たした福祉国家の役割をポパーがきわめて高く評価していたことが確認できれば、ハイエクとの比較を行う上では十分だと思われる。

いずれにせよ、こうしたポパーの見解から読み取れることは、戦後西側世界の福祉国家が大量失

業の問題を解決したことについて、彼がきわめて肯定的な姿勢をとっていたということである。言うまでもなく、その大量失業の問題を解決したものとは、他ならぬケインズ主義的な政府介入であった。すなわち、ポパーには、ハイエクとは異なって、政府による市場介入を肯定的に評価する姿勢があったのである<sup>13</sup>。実際、ポパーは、マルクスの描いた無拘束な資本制組織の不正と非人道性については疑問の余地がないと明言した上で、次のように述べていた。

たとえ国家は、(無拘束な資本制組織の下で原則的には実際行っているように) その市民を物理的暴力によっていじめられることから保護したとしても、かれらを経済力の誤用から保護することができなければ、われわれの目的を挫きかねないのである。そのような国家では、経済上の強者は依然として自由に経済上の弱者をいじめまたその自由を強奪できるのである。〔中略〕もしわれわれが自由がよく保護されることをのぞむならば、われわれは無制限な経済上の自由という政策を国家の計画的な経済上の干渉で置きかえることを要求しなくてはならない。われわれは無拘束な資本制が経済干渉制に道をゆずることを要求しなくてはならない<sup>14</sup>。

<sup>13</sup> この点につき、渡辺幹雄氏は次のように述べ、デモクラシーの社会におけるポパーの構想の有効性に対して、重大な疑問を投げかけている。「ポパー流の漸次社会工学者は、具体的に言えばケインズ主義の経済テクノクラートであって、彼らはいわゆる「ハーヴェイ・ロードの前提」に立って行動するものと期待されている。彼らは禁欲的・批判的精神をもってひたすらその職務に専念し、微調整および試行錯誤を繰り返すものとされる。この点で、彼らはポパーの想定する科学活動に従事する科学者たちと同じである。しかるにハイエクによれば——そしてJ・ブキャナンをはじめとする公共選択学派が明らかにしたように——、デモクラシーの社会では、経済テクノクラートはけっしてハーヴェイ・ロードの前提にのみ基づいて行動するのではない。いな、けっしてそのようには行動できない。デモクラシーにおいては、テクノクラートはつねに政治家の指揮下にあり、また政治家はつねに選挙を通じて市民の審判を仰がなければならない。〔中略〕かくしてデモクラシーの社会における政策は、つねに強力な利害関係の下に結束した利益集団の要求に対するバイアスを抱え込むことになるのである」(渡辺、2006、106～107頁)。

<sup>14</sup> ポパー (1973) 280～281 頁。強調は原文。

<sup>12</sup> ポパー (1980) 683～684 頁。

こうしたポパーの議論は、いわば「職を得られることへの自由」という意味での積極的自由を真正面から擁護するものであることは明らかだろう。こうした積極的自由の擁護はハイエクには見られないポパーの大きな特徴である<sup>15</sup>。嶋津格氏が論じているように、このポパーの議論は、修正資本主義・福祉国家論・社会民主主義を擁護するものと言ってよいと思われる<sup>16</sup>。

こうしたポパーの議論の背後には、科学的エリートの手による漸次社会工学の実行への信頼があった。言うまでもなく、漸次社会工学という概念は、彼のプラトン批判の文脈において、危険なユートピア的社会工学にとって代わるべきものとして唱えられた<sup>17</sup>。そして後年、彼は、究極の理想を追求するユートピア的合理主義が結局は異端を排除するための暴力に行き着くことを批判しつつ、自らの唱える合理主義を、抽象的な善の実現ではなく、具体的な悪すなわち諸々の具体的な悲惨な状態を除去することを目指すものと述べている。その具体的な悪を除去するために公共政策を試行し、誤謬を排除していくプロセスの中で、合理主義的態度を保持していくことがポパーにとって非常に重要なのである<sup>18</sup>。

<sup>15</sup> ただしハイエクも、消極的自由たる私有財産権の行使が個人の自由の侵害となりうる例外的な場合として、砂漠における水の独占の例を挙げていた（ハイエク、2007b、第9章）。しかしながら、ハイエクは市場における雇用問題について、「職を得られることへの自由」を肯定するまでには至っていない。

<sup>16</sup> 嶋津（1994）95頁。ただし橋本努氏によると、後期のポパーは積極的自由（政府による豊かさへの自由）の主張を放棄し、消極的自由へと自らの自由概念を収斂させていった（橋本、1994、228-232頁）。だとすれば、後期ポパーの自由論には重大な変更が加えられていたことになる。これは非常に重要な論点だと思われるが、現在の筆者には、この点をめぐってポパーの自由論体系を綿密に検証・評価する用意はない。この論点についてはポパー研究者による論証を待つことにして、ここでは「政府による豊かさへの自由」を擁護していたポパーをハイエクと比較するにとどめることにしたい。ちなみに、Shearmur（1996）はポパーを消極的自由論者として描くものであり、それに異論を唱えてポパーの社会民主主義的要素を重視するものとしては、Hayes（2009）がある。

<sup>17</sup> ポパー（1973）第9章。

<sup>18</sup> ポパー（1980）第18章。

ここでポパーが「合理主義的態度」と呼んでいるのは、討論によって何が誤っているかを明らかにし、それを公平に判定しようとする態度のことであった。そしてポパーは、その漸次社会工学の担い手を、卓越した専門家たる科学者たちに見出していたのである<sup>19</sup>。こうしたポパーの議論には、ハイエクと同様、「民主主義でありながら如何にして政治的統合を達成するか」という問題意識が働いていたことだろう。そしてポパーもハイエクと同様に、一種のエリート主義的な処方箋をその問題の答えとして提示していたのである。

## おわりに

このように、ポパーとハイエクは、市場経済への政府介入のあり方については意見を大きく異にしていたが、暴走の危険性を孕む民主主義を機能させるための方策として、ともに一種のエリート主義的な処方箋を提示したという点では共通していた。その際、ポパーもハイエクも合理主義を前提としていた。ポパーの場合は「批判的合理主義」であり、ハイエクの場合は「進化論的合理主義」である<sup>20</sup>。もちろん、この両者の合理主義の間には、言語化された議論をどこまで重視するかをめぐって、重大な相違があった。しかし本稿で確認しておきたいのは、この両者が共に、民主主義を正常に機能させるための方策として、彼らの言う意味での正しい合理主義を心得たエリートの存在を要請していたという点である。

<sup>19</sup> この点につき、嶋津氏は次のように述べてポパーのエリート主義的傾向を指摘し、それをプラトン以来の発想を引き継ぐものとして批判している。「ポパーは可謬主義・批判的合理主義を知の平等主義と等置する傾向があるが、たとえそれが可謬主義を前提としていようと、科学が卓越した専門家である一部の科学者たちの間のエリート主義的な営みであることには疑問の余地はないのである。科学のモデルを直接、集合的＝政治的決定の場面に適用するというプラトン以来の発想には、固有の困難と危険が伴うように思われる」（嶋津、1994、94頁）。

<sup>20</sup> ポパーの批判的合理主義については、本誌で改めて説明する必要はないだろう。他方、ハイエクの「進化論的合理主義」およびその前提となる理性概念については、説明を要するかもしれない。しかし、ここでは紙幅の制約上、詳しく説明することはできないので、例えば山中（2007）第2章第1節および第3章第1節を参照されたい。

このことは、政治的統合を欠如させてきたことが厳しく指摘されている日本政治<sup>21</sup>の行く末を占う上でも、重要な示唆をわれわれに与えていると筆者には思われる。はたして、民主主義が独裁政という極端なやり方に訴えずとも政治的統合を実現して正常に機能するためには、たとえプラトンの哲人王政治を斥けたとしても、ポパーやハイエクのように、依然として一種のエリート主義をとらなければならないのだろうか。それとも、現代政治理論の世界で最近さかんに唱えられている熟議民主主義の主張するように、むしろ一般市民の政治能力の向上にこそわれわれは期待すべきであり、また実際にそれを期待できるのだろうか<sup>22</sup>。いずれにせよ、現代日本の民主政治のあり方を考える上で、ポパーとハイエクの政治思想は、重要な検討対象であり続けるだろうと思われるのである。

## 【参考文献】

《ポパーの著作》（出版年順）

- ポパー（1973）：『自由社会の哲学とその論敵』（武田弘道訳、世界思想社、1973年／原著1945年）  
ポパー（1980）：『推測と反駁：科学的知識の発展』（藤本隆志・石垣壽郎・森博訳、法政大学出版局1980年／原著1963年）

《ハイエクの著作》（出版年順）

- ハイエク（2007a）：『ハイエク全集第Ⅰ期第5巻 自由の条件〔Ⅰ〕自由の価値』（気賀健三・古賀勝次郎訳、春秋社、新版2007年／原著1960年）  
ハイエク（2007b）：『ハイエク全集第Ⅰ期第6巻 自由の条件〔Ⅱ〕自由と法』（気賀健三・古賀勝次郎訳、春秋社、新版2007年／原著1960年）  
ハイエク（2008a）：『ハイエク全集第Ⅰ期別巻隷属への道』（西山千明訳、春秋社、新版2008年／原著1944年）

ハイエク（2008b）：『ハイエク全集第Ⅰ期第10巻法と立法と自由〔Ⅲ〕自由人の政治秩序』（渡部茂訳、春秋社、新版2008年／原著1979年）

ハイエク（2009）：『ハイエク全集第Ⅱ期第5巻政治学論集』（山中優監訳、田総恵子訳、春秋社、2009年／原著1967年および1978年）

《それ以外の著作》（著者のアルファベット順）

- 橋本（1994）：橋本努『自由の論法：ポパー・ミーゼス・ハイエク』（創文社、1994年）  
Hayes（2009）：Hayes, C., Popper, Hayek and the Open Society (Routledge, 2009)  
小河原（1998）：小河原誠「ポパーとプラトン」『大航海 No. 24：特集 プラトンと現代』新書館（1998年10月）52～59頁。  
佐々木（1998）：佐々木毅「「プラトンの呪縛」と「ポパーの呪縛」のあいだ」『大航海 No. 24：特集 プラトンと現代』新書館（1998年10月）46～51頁。  
佐々木（2009）：佐々木毅『政治の精神』（岩波書店、2009年）  
Shearmur（1996）：Shearmur, J., The Political Thought of Karl Popper (Routledge, 1996)  
嶋津（1994）：嶋津格（1994）「「開かれた社会」は開いているか」長尾龍一・河上倫逸編『開かれた社会の哲学：カール・ポパーと現代』（未来社、1994年）90～98頁。  
田村（2008）：田村哲樹『熟議の理由：民主主義の政治理論』（勁草書房、2008年）  
渡辺（2006）：渡辺幹雄『ハイエクと現代リベラリズム：「アンチ合理主義リベラリズム」の諸相』（春秋社、2006年）  
山中（2007）：山中優『ハイエクの政治思想：市場秩序にひそむ人間の苦境』（勁草書房、2007年）

21 佐々木（2009）第1章を参照。

22 熟議民主主義について筆者はまだ全く不勉強なので、ここではその代表的な研究書として、田村（2008）を挙げるにとどめておくことにしたい。



# 「ハイエクとポパー的着想はあるのか？—個人の交流と学説への影響の考察から—」<sup>1</sup>

吉野 祐介

## はじめに

フリードリッヒ・ハイエク(Friedrich von Hayek, 1899-1992)とカール・ポパー(Sir Karl Raimund Popper, 1902-1994)は共にウィーンに生まれ、ほぼ同時代を生きた、二十世紀の知的世界における二人の巨人である。かれらは互いに親交を持ちつつ研究を進め、両者ともに分野横断的に業績を残している。例えば、ポパーは『推論と論駁』(1963年)をハイエクに捧げているし、ハイエクは論文集『哲学・政治学・経済学の諸研究』(1967)をポパーに捧げている。また、LSEでポパーの職を見つけるのを手伝ったのもハイエクである。

かれらの学説を比較する研究として、国内ではかつて橋本(1995)が、ハイエクとポパーの方法論をミーゼスと比較した。そこで橋本は、経済学方法論が持つ思想に与える不可避的な影響を「方法の思想負荷性」として導入し、ミーゼスの先験主義ともポパー的な経験主義とも違うハイエクの方法論の独自性を前景化した。海外に目を向ければ、 그레이がやはりハイエクの方法論をポパーとの比較において検討し、その類似性と差異について触れている(Gray, 1984)。最近ではハイエスが、マツキンタイアなどを参照しつつ政治思想を伝統の重要性の観点から比較した(Hayes, 2008)。ところで

ハイエクのもっとも包括的な伝記的研究書『ハイエクの挑戦』(Caldwell, 2003)を書いたコールドウェルは、ハイエクとポパーの方法論に影響関係はあまりないと評している(Caldwell 2006)。一方でバーナーによる研究はハイエクの文化的進化論とポパーのエコロジカル・ニッチ論に相互的な影響を見る(Birner, 2009)。

このように、ハイエクとポパーの比較研究はいくつか見られるものの、基本的にはかれらの方法論ないし哲学的基礎を比較した研究であり、個人的な交流からかれらの学説への相互的な影響を指摘した研究はあまり見られない。エーベンシュタインのハイエク伝に簡潔にまとめられているように、かれらのあいだにかれらの学説に影響を及ぼしうるほどの知的影響はそれほど大きなものではなかった(Ebenstein, 2001 162 邦訳 220)。例えば、ポパーのもとで八年間助手を務めた経験を持つジェレミー・シャーマーは、「ポパーはニュージーランドにいた頃にハイエクの著作を読み、自分の著作に参考文献として記した。また『開かれた社会』執筆後に知ったハイエクの考えの中には、影響を受けたものもあった。だが、二人の間に親密な知的交流があったようには思えない」(Shearmur 1996 22)と述べている。

ところで、ハイエクの伝記的側面の研究が、かれの主要著作以外の草稿の公開や調査を受け、近年急速に進んでいる。また、ハイエクの死後二十年が経過し、研究の蓄積も多方面で充実してきているようである。さらに近年では、ハイエクの周辺事情が明らかになるにつれて、資料の真贋を問う論争が起こっている。かくして、ハイエクとポパーの関係についても、近年研究が進んだ新資料の検討を通じて、新たな側面を描くことができるのではないかと。

そこでこの小論の目的を、かれらの個人的な書簡のやり取りから見たハイエクとポパーの影響関係を学説史的なアプローチによって闡明すること

<sup>1</sup> 京都大学大学院文学研究科グローバル COE 研究員。  
yusuke-y@ijk.com 本稿は、平成 24 年 7 月に慶應義塾大学で開かれた日本ポパー哲学研究会第 23 回年次研究大会での報告と議論をもとにしている。その際同研究会の諸氏および報告者の嶋津格先生(千葉大学)、山中優先生(皇學館大学)、渡辺幹雄先生(山口大学)らに有益なコメントをいただいたことに深謝を申し上げます。なお本研究は日本学術振興会科学研究費補助金 24730184 および 08J00784(研究代表者: 吉野裕介)の助成を受けたものである。

に設定する。ここで重要となるのは、かれらの間に立つバートリーの位置づけである。バートリーはポパーのもとで学びながら、晩年にはハイエクの資料の整理も手がけた、双方を個人的にも学説上もよく知る重要な人物である。以下ではまず1節で、ハイエク研究の現況を特にバートリーの貢献をめぐるアーカイブスの状況から明らかにする。次に2節では、ハイエク晩年の進化論的主張に至るまでの、ポパー的な着想について吟味したい。最後に3節として、まとめと今後の展望を記す。

## 1. ハイエク研究の現況—書簡の公開状況と「真贋論争」

ハイエクとポパーという二十世紀の西洋における自由主義や哲学を語るうえでもっとも重要な人物のうちのふたりが個人的に交流を持っていたという事実にも関わらず、双方への学説の影響を考察する研究が少ない理由のひとつは、かれらのアーカイブスを管理する W.W.バートリー三世 (1934-1990)の早逝がもっとも大きいものと思われる。現在までハイエクとポパーの関連文書は、未公開文書や個人の手稿などを含めてそのほとんどがスタンフォード大学フーバー研究所に所蔵されているが、バートリーはここで研究員（リサーチフェロー）という立場にあり、書簡の管理を引き受けていた<sup>2</sup>。

このような立場にいられた理由は、バートリーが両者の伝記を書く準備をしていたことによる。ハイエクの秘書キュビットの手記によれば、バートリーは80年代前半から、伝記を書くためにしばしばかれのオフィスを訪れて取材をし、原稿を書きためていた(Cubitt 2006)。そのバートリーが亡くなる前に、ハイエクの最後の著作『致命的な思い上がり』の編纂を手がけたことは知られている<sup>3</sup>。

2 こうしたバートリーの功績やフーバー研究所での様子は、小河原(1990)も参考のこと。

3 『致命的な思い上がり』の成立過程におけるハイエクの主張の是非については、拙稿(吉野 2008)も参照されたい。

近年ハイエク研究者のあいだで、『致命的な思い上がり』の内容の疑義を問う「真贋論争」が起きている(Caldwell 2003; Ebenstein 2001; 吉野 2008)。バートリーの述べた意味での方法論に近いことや、参考文献にハイエクが読んだとは思えないような文献が上がっていることなどを理由としている。確かに、「進化論的認識論のすでに高度に進んだ展開」(Hayek 1988, 9 邦訳 10 頁)という言葉や、第5章「不特定の目的」という節における「習慣や道徳を形成した選択の過程は、個々人が把握しうるのよりも多くの事実的環境を思慮に収めることができたのであり、結果的に、伝統はいくつかの点で理性よりも優れている。…この決定的な洞察は、まさに批判的合理主義者のみが認識しうる」(Hayek 1988, 75 邦訳 111 頁)という文章を読めば、コールドウェルによって(『致命的な思い上がり』という書物におけるフレーズや単語は「ハイエクよりもバートリーをしのばせる」(Caldwell, 2003 316-319)と評されることも理解できる。

2008年、2009年、2010年にフーバー研究所に新たに追加された文書は、一部『致命的な思い上がり』の思い上がりのドラフトとなったカードの複製を含むが、これだけでは依然としてハイエクとバートリーの仕事に線引きするのは困難な状態である。キュビットの手記によれば、バートリーはポパーとハイエクの伝記を書くという願望を持ち、それが実行できる立場にあったにも関わらず、実際には本格的にそれを刊行したいという熱望は感じられなかったそうで、『致命的な思い上がり』はバートリーとキュビットが文章を全面的に修正することでようやく刊行にこぎつけたが、その際ハイエク夫人も、第一章の英語の修正に関わっているという。結果的に内容に繰り返しが多いのも、このように複数の人間が関わっているから、とキュビットは弁明している。(Cubitt, 2006)。

こうした経過が示すのは『致命的な思い上がり』が完成するまでの複雑な事情である。ハイエクは七十年代後半から小さなカードにアイデアの断片

を書き留め、『法と立法と自由』の次の著作の準備をしていた。それをキュビットが集めてタイピングしなおし、パートリーが並び替え、注をつけて文章に仕上げた。またキュビットが示すように、最終的に許可を出したハイエクの健康状態も、80年代はかなり悪化し、1985年以降は公式の場にほとんど姿を現せる状態ではなかった。

こうした状況から、『致命的な思い上がり』の刊行に際して、果たしてハイエクがどれほどの判断を下すことができたのか、もしくはハイエクの意図をどの程度正確に反映した著作であるのかどうかは、永遠に疑義がつきまとうと言ってよいだろう。つまり、ハイエクが批判的合理主義をどの程度理解し、そして自分の学説に取り入れていたかどうか、言い換えるとポパーやパートリーの学説の影響をどの程度受けていたのかも、にわかには明確にし難い状況にあるのである。

かくして、『致命的な思い上がり』にまつわる「真贋論争」は、今後も議論の余地があると思われる。われわれに可能なことは、どの部分がハイエクの主張で、どの部分は他者が介在しているのかを、注意深く吟味することだろう。次節では、さらにその課題について、ハイエクの後期の著作における心理学から進化論へと至る社会理論の形成を検討することで接近しよう。

## 2.『致命的な思い上がり』に至るまでのポパー的発想

前節で述べたように複雑な経緯を持つ『致命的な思い上がり』であるが、そこで展開されている主張の中に、ハイエクがそれ以前から保持していたものも見受けられる。そしてそのなかにはポパーと応酬した箇所もある。このため、この最後の著作に至るまでのハイエクの後半生の代表的な論文と、それに対するポパーの言及を鑑みることで、よりハイエクの主張の形成過程が明確になると思われる。

ハイエクは1952年に二つの重要な本を上梓する。ひとつは方法論の『科学による反革命』、もう

ひとつは心理学の『感覚秩序』である。ここでいう心理学とはこんにちで言えば認知心理学、神経生理学のような分野で、近年ハイエクのこの分野の功績を評して行動経済学や経済心理学の元祖とする向きもある。1920年に書いた論文「意識の発生論に寄せて」(Hayek, 1920)をもとにした『感覚秩序』はしばしば指摘されるように、前半部分がマッハによる影響、後半部分がポパーによる影響が強い<sup>4</sup>。

ハイエクが在籍したころの二〇世紀初頭、ウィーン大学の知的な風土は、エルンスト・マッハが大きな存在感を示していた。マッハは物体の速度を表す単位である「マッハ」で有名な物理学者・哲学者である。かれの主張は、すべての知識は要素に還元でき、あらゆる現象はそれら要素の関係性として表現できると考える「要素一元論」と呼ばれるものである。このような考え方は哲学のみならず物理学にも適応できると考えられたため、マッハの思想に影響を受けた者たちは、世界を統一的に把握する総合的な論理の構築へと向かったものもいた。1920年代以降急速に発展した論理実証主義の集団はその代表的な存在である。かれらのように直接学説を受け継いだ関係でなくとも、相対性理論を打ち立てた大物理学者アインシュタインや、近い時期に同じようにウィーン大学に学んだシュンペーターら、かれの影響を受けた人物は多い。ハイエクはウィーン大学時代の知的状況を、以下のように回顧している。

「哲学と呼ぶのはためらわれ、おそらく科学方法論といった方がいいだろう分野に最初にであったのは、マッハの方法論である。ウィーンでは、それが最有力の学説だった。…ロンドンからハーバラーと共にウィーンを訪れた時、かれにマッハの実証主義論は私たちの目指すものにはまったく役に立たないという結論に達したことを説明した。するとハーバラーは『科学研究の論理について、カール・ポパーという男が最近書きたいい本があ

---

<sup>4</sup>『感覚秩序』における進化論的な主張については、吉野(2007)で検討した。

る』と答えた。私が考えだした見方を裏付けるもので、非常に満足した<sup>5)</sup> (Hayek 1983 16-20)

ウィーンに生まれ育ち、ウィーン大学に学んだハイエクは、当初マッハ哲学の影響下にあったが、『感覚秩序』執筆時のハイエクは、徐々にその認識を改めていく過程にあった。先のハイエクの言明は、かれの方向性とポパーのそれとが同様であったことを示している。しかし、それをもってハイエクがポパーから影響を受けていると言い切ることはまだできない。

『感覚秩序』におけるポパーと同様の言説とは、具体的には認識の進化や、外的刺激の淘汰とマッピングによる人間の認知システムの進化的形成の論理であろう。同世代のかれらの関心のひとつは、古来よりの伝統的な心身問題—mind-body problemの克服にあった。ハイエクはポパーの進化論的認識論を牽制しつつ、マッハの一元論を克服せんとする試みを展開する<sup>6)</sup>。

『感覚秩序』の終盤における結論部分、「哲学的帰結」について述べる章で、ハイエクは、「経験は心もしくは意識の機能ではなく、心と意識は経験の産物である」と述べている(Hayek 1952a 166 邦訳 190)。また別の箇所では、ハイエクがこれ以降頻繁に導入する概念である「進化」について、アイデアを活かそうとする兆しが見える。例えば、「われわれの目的にとって重要なことは、心的秩序の形成を決定する原理は、個体発生的な過程か、系統発生的な過程かのいずれかで作用するということであろう。種の進化のうちに起こる過程と、個体の発達のうち起こる過程が一般に似ているという仮定は、もちろん、進化について論争を挑むわけではない」(Hayek 1952a 103 邦訳 122)。マッハへの離反を企てた『感覚秩序』におけるこうした経験的知識や進化概念への言及は、同時にポ

パーへの接近をも示していると言えるかもしれない。しかし、その影響関係は、この時期においては依然としてはっきりとしない。一方で、ポパーはハイエクのこの著作をどのように受け止めたのか。

ポパーはハイエクから『感覚秩序』を送られたのち、すぐにハイエクに返信をしたためた。その中で、ポパーは自らの関心「心の因果理論」に対する関心を表明し、特に言語に関する因果理論の不可能性についての論文がもうすぐ完成する予定だと記している<sup>7)</sup>。それはおそらく、論文「言語と心身問題」(1953)として翌年公開されたものであろう。ここでポパーの主張を概説することは省略するが、そのハイエク評価だけを述べれば、次のようになる。ポパーは、「心の因果理論はおそらく真実たりえないのです」と自分の立場を明確に記すと同時に「『感覚秩序』の因果理論が心の因果理論の素描にもなりうるでしょう」とハイエクの著作に違和感を表明した。つまり、この時期においては、ポパーはハイエクの『感覚秩序』における主張を肯定しているのではなく、「真実たりえない」側の理論であるとみなしているのである。

ハイエクがこのポパーの書簡にどの返信したかはさだかではないが、ハイエクのその後の議論によって、かれがどう対応したかが明らかになる。ポパーとハイエクの二人はその後も論文が出来ればすぐに送り、議論を交わしつつ、違ったルートで個人から社会へとその分析の対象を広げていく。

『感覚秩序』に端を発するハイエクによる心身問題の探求、もしくは個人の認識の形成過程や進化概念への関心はそれ以前も見られたものである。ただし、同年に発表された『科学における反革命』と合わせて、それ以降のハイエクの関心は本格的に経済学から離れ、自由主義社会を擁護する基礎理論の構築へと向かっていった。1950年代以降、60年代も論文で本格的に展開され、以降のかれの

5 邦訳は Ebenstein(2001 151 邦訳 213)を参考にした。

6 この試みが成功したかどうか、つまりハイエクの知識論が『感覚秩序』以降二元論になったかどうかについては議論の余地がある。しかし、この著作における動機がマッハの克服にあったことは明らかであり、同時にそれはウィーンの知的世界における論理実証主義からハイエクの方法論が大きく離反したことを示していることは指摘しておきたい。

7 Letter to Hayek, December 2, 1952, Hayek Archives, box 44 folder 1, Hoover Institution on War, Revolution and Peace, Stanford, California.

著作では中心的なコンセプトとしていくども語られる。とくに、「ルール、知覚、理解可能性」(1962)および「行為のルール体系の進化に関する覚書」(1967)は、かれの知識論、認識論、進化論のエッセンスが凝縮されている。

ポパーは、1962年に「ルール…」論文を受け取ったのちハイエクに返信し、これについて「私はこの論文に大きく感動させられました<sup>8</sup>」と述べ、賛辞を送っている。特に最後の9節「超意識ルールと心の説明」の箇所は「最高です。私の考えでは、これはとてもエキサイティングなものです」と記す。かれのこの賛賞の理由は、ハイエクがポパーの批判に答えていること、つまり心の因果理論の不可能性についてここで回答を示していることに起因すると思われる。ハイエクはこの「ルール…」論文の9節で、「…すべてのルールを記述したり伝達したりすることが基本的には不可能だということになるなら、このことは、われわれの明示的知識がもつ内在的限界と、とりわけわれわれ自身の心がもつ複雑さを備えたような心をどこまでも完全に説明してゆくことの不可能性とを含意することになろう」(Hayek 1962 60 邦訳 198)と述べ、同時に意識的思考が、無意識的に働くルールによって何らかの規制を受けるという超意識的メカニズムがあることを説明する。心的過程には意識のレベルで存在しないものもあるという洞察は、かれの心身問題へのひとつの回答であり、同時に『感覚秩序』に対して批判的なコメントを寄せたポパーへの呼応でもある。そしてそれは、ハイエクの人間理性に対する反合理主義的なスタンスの現れでもあった。

知識論と融合したハイエクのルール論は、そのうち「行為のルール体系の進化に関する覚書」(1967)によって進化論としてふたたび語られ、さらに練り上げられる。ここではさらに複数の個体で共有されるルール、つまり社会的ルールや一般的

ルールが(時に暗黙的に)模倣されて伝播し、淘汰の過程を経ることを論じている。これは、後に『法と立法と自由』(1973-79)と『致命的な思い上がり』(1988)で展開されるような、同様にうまくいくルールを共有するある集団が、他のルールを採用している集団よりも生き残るという「文化的進化」の議論につながっている。

### 3.まとめと今後のハイエク研究の方向性

最後にこれまでに得られた含意を概説して、本稿の主意としたい。

まず1節においては、ハイエクのアーカイブを扱った研究が進展し、個人的な交流なども含めて研究対象とされてきている昨今の事情を指摘した。しかしその一方で、バートリーという人物の貢献に疑義が生じ、かれが介在した部分の仕事については引き続き注意が必要であることを確認した。

次に2節においては、このようなアーカイブス事情の進展を受けて、ハイエクとポパーとの個人的交流と、それが与えた学説への影響を明らかにしようとした。ハイエクの書いたポパーへの手紙は、献本や論文へのお礼がほとんどであり、上記に紹介したやり取りの他に直接的に学説を議論した形跡はそれほど多くない。しかし、『感覚秩序』と二つの論文を軸として、かれがのちに展開する文化的進化論の基礎となる「ルールの進化論」9の構築に至る1950年代以降のハイエクの考察は、ポパーがハイエクへの書簡を通じて提示してきた心身問題や心の因果理論の不可能性についての示唆がどこかに影響しているということも可能ではないか。

かくして、ハイエクとポパーはその個人的交流の多さにも関わらず、それが与えた学説上の影響はやはり限定的・部分的なものと言わざるをえない関係である。本稿の関心に限って言えば、ハイエクにおけるポパー的着想は、さほど単純に指摘できる事柄でもないように思える。しかしながら両者の思想は、心身問題の克服と一元論からの離

8 Letter to Hayek, November 11, 1962, Hayek Archives, box 44 folder 2, Hoover Institution on War, Revolution and Peace, Stanford, California.

9 これに関しては吉野(2006)も参考にされたい。

反というモチベーション，経験的認識論や進化論の導入といった論法，そして人間理性の限界を認める立場において，共通する部分もまた多いのである。

また上記においては，1950年代の心身問題への関心や，心の理論の問題に対する関心が，のちのかれの進化論的主張につながっていくことは確認できたが，そのこととハイエクの取るスタンスが「批判的合理主義」の影響を強く受けていたことを示すまでには至らなかった。冒頭に指摘したような、『致命的な思い上がり』にしばしば見られる批判的合理主義への肩入れも，奇妙なことにハイエクの他の文章には見られない。

上に述べたように，ハイエクの最後の著作『致命的な思い上がり』の真贋が引き続き明らかにされていくとき，ハイエクの周辺人物の個人的な応酬も含めて検討することで，より確かな峻別が可能となろう。この意味で，ハイエクと同じように大家であったポパーとの応酬から読み解く比較は極めて位置づけが大きいと言える。その作業の中には，両者の間に介在したバートリーという人物の位置づけ，具体的に言えばかれの研究者としての側面と編集者としての側面の両方に光を当てる必要があるが，それについては別稿に譲りたい。

#### 参考文献：

- Birner, J. (2009). From Group Selection to Ecological Niches. In Z. Parusniková & R. S. Cohen (Eds.), *Rethinking Popper* (pp. 185-202). Springer Netherlands.
- Caldwell, B. (2003). *Hayek's Challenge: An Intellectual Biography of F.A. Hayek* (p. 500). University Of Chicago Press.
- Cubitt, C. E. (2006). *A Life of Friedrich August von Hayek*. Authors OnLine Ltd.
- Ebenstein, A. (2001). *Friedrich Hayek: A Biography*. (田総恵子訳『フリードリヒ・ハイエク』春秋社，2012年)
- Ebenstein, A. (2003). *Friedrich Hayek: A Biography*. University Of Chicago Press.
- Gray, J. (1984). *Hayek on liberty*. New York: B. Blackwell.
- Hayek, F. A. (1920). *Beiträge zur Theorie der Entwicklung des Bewusstseins*. Unpublished, Hayek Archives, Hoover Institution on War, Revolution and Peace. Box 92 Folder 1.
- Hayek, F.A.1952a. *The Sensory Order -An inquiry to the Foundation of Theoretical Psychology*, University Of Chicago Press. (穂山貞登訳『ハイエク全集 1-4 感覚秩序』春秋社，1989年)
- Hayek, F.A.1952b. *The Counter-Revolution of Science -Studies on the Abuse of Reason*, Free Press. (渡辺幹雄訳『ハイエク全集 2-3 科学による反革命』春秋社，2012年)
- Hayek, F.A.1962. "Rules, Perception and Intelligibility", in: Hayek (1967), pp.43-65. (嶋津格監訳『ハイエク全集 2-4 哲学論集』春秋社，2010年，pp.177-214) .
- Hayek, F.A.1967. "Notes on the Evolution of Systems of Rules of Conduct", in: Hayek (1967), pp.66-88. (嶋津格監訳『ハイエク全集 2-4 哲学論集』春秋社，2010年，pp.215-238) .
- Hayek, F.A. 1967. *Studies in Philosophy, Politics and Economics*. Routledge Kegan Paul.
- Hayek, F.A. 1983 "Nobel Prize-Winning Economist Friedrich A. von Hayek," Oral History Program, University of California at Los Angeles.
- Hayek, F. A. 1988. *The Fatal Conceit: The Errors of Socialism (The Collected Works of F. A. Hayek)*. University Of Chicago Press. (渡辺幹雄訳『ハイエク全集 2-1 致命的な思い上がり』春秋社，2009年)。

Hayes, C. (2008). *Popper, Hayek and the Open Society* (Routledge Frontiers of Political Economy) (p. 304). Routledge.

Shearmur, Jeremy. 1996. *The Political Thought of Karl Popper*. London: Routledge.

Popper, K.R. Language and the Body–Mind Problem. In *Conjectures and Refutations. The Growth of Scientific Knowledge*, ed. K.R. Popper, 293-298. Routledge and Kegan Paul. (藤本 隆志・石垣壽郎・森博訳『カール・R.ポパー, 推測と反駁-科学的知識の発展-』法政大学出版局, 2009年) .

橋本努. 1995. *自由の論法*. 創文社.

小河原誠. 1990. “世界の批判的合理主義者たち第二回 William Warren Bartley III,” 雑誌『理想』平成元年冬号, 理想社, p. 107-111.

吉野裕介. 2006. “「F.A.ハイエクにおけるルールの進化論をめぐって」.” *経済論叢* 177 (3): 245-267.

吉野裕介. 2007. “「社会理論の萌芽としてのハイエク心理学: 進化概念と E.マッハの影響を中心に」.” *広島国際研究(Hiroshima Journal of International Studies)* 13: 121-135.

吉野裕介. 2008. “「ハイエク『致命的な思い上がり』の成立過程に関する一試論: 「進化と自生的秩序」メモを中心に」.” *一橋大学社会科学古典資料センター年報* 28: 26-38.

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## <<投稿論文>>

### ポパーの法哲学

金森 洋平

#### I はじめにー 法哲学者としてのポパーー

ポパーと言えば、科学哲学者（『科学的発見の論理』、『客観的知識』など）ないし政治哲学者（『開かれた社会とその敵』、『歴史法則主義の貧困（歴史主義の貧困）』など）として、一般に認知されている。しかしながら、『開かれた社会とその敵』第 17 章では自らの法哲学を示している。ポパーは次のように言っている。

我々は物理力と物理的搾取の統制が依然として中心的な政治問題であることを自覚する必要がある。この統制を確立するために、我々は「単

なる形式的自由」を確立せねばならない。一度、これが達成され、政治権力の統制のためのその使用方法が学ばれるのならば、一切が我々の下に属するのである。もはや、我々は誰かある人を咎める必要もなければ、舞台裏の邪悪な経済的悪魔に悲鳴を上げる必要もない。なぜなら、民主主義の下では、我々は悪魔を統御する鍵を握っているからである。<sup>1</sup>

この引用文において、ポパーは法的自由 (legal freedom) たる「形式的自由 (formal freedom)」が、搾取に代表される自由のない状態を改善できると主張している。

1 Popper, *The Open Society and Its Enemies*, volume2, pp.128-129. (ポパー『開かれた社会とその敵』、第二部、121 頁)

これはポパーの法哲学の一端であり、この意味において考えるのならば、ポパーには法哲学者としての一面があると捉えることができる。ところで、法哲学といっても、その具体的な方法は何であるのかという点において、まだ一致を見ていない。ロナルド・ドゥオーキンが法哲学の方法論として、「実証主義モデル」と「解釈学モデル」を区別した上で、後者を自らの方法論として採用し、実証主義モデルに比べ、実り良い結果をもたらすと説く。ドゥオーキンが言うところの実り良い結果とは具体的には、実際の裁判における裁判官の思考プロセスに上記二つのモデルが取り入れられた場合を指す。ちなみに、ドゥオーキンが念頭に置いている実証主義モデルの論者はドゥオーキンは明言していないが、H・L・A・ハートである<sup>2</sup>。なぜならば、ドゥオーキンは論文集『権利論』所収の論文「ルールモデル I」において、ハートを次のように評価しているからである。

私がハートの立場に焦点を当てるのは、彼の理論が明晰でエレガントだという理由だけではない。法哲学の殆ど全ての問題領域と同様、当面の問題についても、建設的な思考はハートの見解を考察することから出発しなければならないからである。<sup>3</sup>

法実証主義は経験的に実証可能な社会的事実として存在する実定法のみを法学の研究対象とする。この意味での法実証主義者は、やはりドゥオーキンが批判対象として指名したハートであろう。では、ポパーの法哲学モデルはどれであ

うか。それとも、二つモデルのどれでもない第三のモデルを採用しているのか。これこそが本稿の問題であり、この問題について探求したい。

## II ハートの法哲学—実証主義モデル—

ハートの法哲学は実証主義モデルであり、それは「法の記述社会学 (descriptive sociology of law)」と呼ぶことができるものである<sup>4</sup>。『法の概念』第二版追記の中でハートは次のように述べている。

私の解明は道徳的に中立で、何ら正当化目的を持たないという点において記述的 (descriptive) である。すなわち、それは法についての私の一般的な解明の中に登場する形式と構造を道徳か何かの基礎に立って正当化したり奨励しようとするものではない。法に対する明白な理解が効果的な法の道徳的批判 (moral criticism of law) に先だって重要な準備作業 (important preliminary) であると私は考える。<sup>5</sup>

この引用文でハートは自らの法哲学を記述的なものであり、法を何らかの道徳的根拠に基づいて基礎づけるものでは断じてないとしている。ところで、実証主義モデルは単に法を記述するものではない。それは法と道徳の関係をも記述しようという企てである。そのために、『法の概念』第9章には「法と道徳」というタイトルがつけられている。本節では、この第9章をテキストとして、実証主義モデルを見てみたい。ハートは、法と道徳を区別するが、両者の間に相互作用がないとまでは言わない。さて、法と道徳の相互作用であるが、これについてはナチス法を例にして考えてみよう。自然法論の側からはナチス法などは「法としての資格を持たない」と判断される。これに対してハートは次のように言う。

2 解釈学モデルと実証主義モデルの区別は、『権利論』邦訳版に収められた「日本語版へのエピローグ」の中で示されている。『権利論』邦訳版には「ルールモデル I」が収められており、その意味においても、ドゥオーキンはハートの法哲学を実証主義モデルとして認定しているのは明らかである。

3 Dworkin, "The Model of Rules I" in Dworkin, *Taking Rights Seriously*, p.16. (ドゥオーキン「ルールモデル I」、(ドゥオーキン『権利論』に所収) 7 頁)

4 Hart, *The Concept of Law*, p.vi. (ハート『法の概念』、iii 頁)

5 *The Concept of Law*, p.240. (『法の概念』第二版追記(上)、60 頁)



これらの問題に取り組むには、より単純でもっと率直な手段の方が役に立ち、またその方が、関連するあらゆる知的、道徳的な考慮にはるかによく焦点を合わせることになる。すなわち、我々としては、「これは法である。しかしそれは余りにも邪悪であるので適用あるいは服従できない。」と言いたい。6

これはいわゆる「市民的不服従」の宣言である。ハートの枠組においては、法と道徳（道徳的批判）は、厳格に区別される。すなわち、ナチス法が法としての一定の要件を備えている以上、「法としての資格がある」と記述されるのである。この意味においての「法としての資格」を有するナチス法は、事実的なものである。問題は、この事実をどのように評価するかである。ここにおいて法の道徳的批判が登場することとなる。すなわち、市民的不服従は法の道徳的批判なのである。しかしながら、第二次世界大戦の後に、旧西ドイツでは、ホロコーストなどへの戦争犯罪に対する反省から自然法論が復活している。1949年のバンベルグ高等裁判所が下した判決をハートは次のように批判する。

ナチス体制化で成立した醜悪な法律に違反したとして、利己的な目的からある人々を 密告し、彼らを投獄させた密告者は処罰されるべきだろうか。戦後、ドイツの法廷において、そのような法律（ナチス法）は自然法に反し、従って無効であるから、そのような法律違反を理由とする犠牲者（密告された者）の投獄は、実は不法であり、投獄に至らしめたこと自体が犯罪であったという根拠に基づいて、彼ら密告者を有罪とすることは可能であったろうか。7

これは遡及処罰の事例である。ハートの記述に従って、このケースを簡単に要約してみよう。ここにおいて被告人（密告者）はナチス体制化において、密告を行った。結果として、密告された者は密告に基づく調査によって、ナチス法に違反していることが判明し、投獄されることとなった。ナチス体制化において、被告人の行為は合法であり、密告された者の行為は違法であった。しかし、戦後、ナチス法は廃棄され、ナチス法が道徳的に邪悪な法であることが判明する。問題は密告者をボン基本法に基づいて処罰できるかどうかである。ここで、戦争中のナチスの行為を深く反省していた裁判所は、自然法を持ち出すことになる。すなわち、道徳的に邪悪なナチス法は、自然法に照らし法とは呼べず、それゆえに被告人の行為を処罰することは可能であるとしたのである。つまり、道徳的判断と法的判断が融合したこととなる。ハートは「今度の戦争の後、ナチの邪悪な支配とその敗北によって引き起こされた深刻な社会問題に应じて、自然法論がドイツで復活したのはこういう形においてである」8と分析している。もっとも、ハートはこのような裁判所の姿勢には批判的である。ハートは次のように言う。

ドイツの密告者が醜悪な法の下で、・・・道徳の禁じていることを行ったということは承認されよう。しかし、人が邪悪なことをしていたとしても、その当時国家が禁止していたことを行った者だけを処罰するべきであるという道徳的要求もあるのである。これが罪刑法定主義の原則である。9

罪刑法定主義の原則が最も重視されるのは刑法解釈学の領域である。しばしば、法学部生はこの原則が動かしがたい事実ないし命題と考えることがある。これは刑法解釈学を専攻する学生は最初にこの原則を徹底的に叩き込まれるからと

6 *The Concept of Law*, p.208. (『法の概念』、226 頁)

7 *The Concept of Law*, p.208. (『法の概念』、227 頁)

8 *The Concept of Law*, p.208. (『法の概念』、226 頁～227 頁)

9 *The Concept of Law*, p.211. (『法の概念』、230 頁)

筆者は考える。だが、冷静に考えるならば、これは命題でも何でもないのであり、ハートが言う通りまさに一つの道徳的要求であるに過ぎない。では、どうすればよいのか。邪悪な法に対して我々に残された道は何なのか。既に示したように、その答えは「市民的不服従」ということになるだろう。もっとも、市民的不服従が必ず成功するとは限らない。むしろ、失敗する確率の方が高いだろう。それでも、市民的不服従が必要なのである。ハートは次の如く語る。

公機関の力の濫用に直面した場合、人々にはつきりと目を開かせるために、最も必要とされるに違いないことは次のことである。すなわち、法的に有効であるということの証明が服従の問題に関して決定的なものではなく、さらに公機関の組織が持つ威厳ないし権威が、どれほど巨大に見えたとしても、公機関からの要求は最終的には道徳的吟味を受けなければならない、という感覚を人々が持つべきであるということ、これである。

10

もっとも、このような自然法的判決は 1975 年の第一次堕胎判決にも見られるのであり、修正はされなかった。旧西ドイツ刑法 218 条は妊娠期間の長短や中絶理由を問うことなく、堕胎行為を処罰する旨を定めていた。だが、1974 年の刑法改正により 218 条は改正され、受胎後 12 週間以内で医師の同意がある限り、堕胎行為は不処罰とされた。この刑法改正に対して、一部の連邦議会議員が「胎児の生命権の侵害」として訴訟を提起した。裁判所は憲法に内在する「客観的価値秩序（die objective Wertordnung）」により、胎児の生命権が堕胎権に優越するという判決を下した。この客観的価値秩序こそが自然法の再生したヴァージョンと言い得る。だが、この客観的価値秩序も罪刑

法定主義の原則と同様に、一つの道徳的要求であるに過ぎない。

以上からも分かるように、ハートの実証主義モデルはハンス・ケルゼンの法哲学<sup>11</sup>とは異なり、法と道徳を互いに排斥し合うものとは考えていない。ハートにおける法の道徳的批判は、まさに法と道徳の相互作用を示しており、この意味においてケルゼンの法哲学とは峻別される。むしろ、ハートにおける法と道徳の関係は、ポパーの科学哲学における科学理論と形而上学の関係に類似している。ポパーの枠組においては、形而上学は決して悪いものではない。確かに形而上学理論は科学理論とは異なり、経験的テストにかけることができない。しかしながら、形而上学的理論は一種の問題解決の試みである。ポパーは言う。

私は簡単な歴史的素描を用いて、いかなる満足な説明が望まれるべきであるかという考えには大昔からずっと様々な変化があったことを論証した。これらの考えは批判を加えられることによって変化したのである。従って、それらの考えはテスト可能ではないとしても、批判可能なものであった。それらは形而上学的な考え—事実、最大の重要性を持った形而上学的考え—であった。<sup>12</sup>

ポパーは科学理論の背景には形而上学があるということを示しており、論理実証主義のように形而上学を弾劾排斥することはない。もっとも、形而上学的理論は無数にあり、これらから、科学者は自分の科学理論の背景となる形而上学を選択し、決定しなければならない。この科学理論における形而上学の関係は、法の道徳的批判におけ

11 ケルゼンの法哲学における法と道徳の関係については以下を参照のこと。

Hans Kelsen, *General Theory of Law and State*, Harvard University Press, pp.374-375. (ケルゼン『法と国家の一般理論』545 頁～546 頁、尾吹善人訳、木鐸社、1991 年)

12 ポパー『果てしなき探求—知的自伝—』、下、95 頁。

10 *The Concept of Law*, p.210. (『法概念』、229 頁)

る道徳の役割に変換することができる。道徳は法の道徳的批判の背景となり得る。

さて、ハートの実証主義モデルについて簡単にまとめよう。ハートの実証主義モデルでは、市民的不服従に代表される法の道徳的批判が重視される。だが、実際の裁判過程では裁判官が法の道徳的批判を行い、法への服従を否定することはできない。それができるのは、裁判官が自ら辞職した場合に限るのである。その意味において考えると、後にドゥオーキンが挙げるような「リッグス対パーマー事件」などの結論は変わってくる。遺産目当てに祖父を殺害した刑事被告人は、民事上の財産相続権は有効という結論になると思われる。これを否定するには法の外部において、民法に対して道徳的批判を為さざるを得ないが、これは事実上、不可能に近い。なぜならば、それは裁判官を辞職するというに他ならないからである。これは大きなリスクといえ、これを選択する裁判官は殆どいないと言っても過言ではないだろう。法の道徳的批判は法の内部では有効ではないという点において、実証主義モデルには弱点があると言い得る。

### III ドゥオーキンの法哲学—解釈学モデル—

ハートの法哲学が採用している方法論は実証主義モデルであった。しかし、ドゥオーキンは解釈学モデルを採用している。このドゥオーキンの解釈学モデルは『権利論』所収の論文、「ルール・モデル I」でその概要が示唆され、さらに『権利論』日本語版の最後に収められた「日本語版へのエピローグ」で明確にされ、そしてドゥオーキンの主著たる『法の帝国』で頂点に達する。もっとも、「ルール・モデル I」では法の構造が、ハートが言うようなルール（第一次的ルールと第二次的ルール）だけではなく、それらのルールの他に「原理（principle）」が存在するという主張が展開されている<sup>13</sup>。そして、その上で、「日本語

版へのエピローグ」では、原理に基づいて法を解釈するという「解釈学モデル」が提示され、ハートが採る「実証主義モデル」とはっきり区別される。そして、『法の帝国』では、この解釈学モデルの形がより明確にされ、これに基づいて実証主義モデルが反駁される。このドゥオーキンの法哲学における解釈学モデルは、ガダマーの解釈学の影響を受けたものであるが、ガダマーとドゥオーキンの理論的關係には深入りせずに、単に法哲学の新しい方法論として提出された解釈学モデルを示してみたい<sup>14</sup>。

ドゥオーキンは、解釈学モデルが実定法と「完全なる法」を区別すると説く。この完全なる法なるものが如何なるものであるかについて、ドゥオーキンは次の如く言う。

実定法とは書物に書かれた法、すなわち制定法や過去の裁判所の判決において明確な形で宣言された法であるのに対し、「完全なる法」とは政治的倫理に関する一群の諸原理を意味し、実定法の最良の解釈を提供する。<sup>15</sup>

「完全なる法」とは道徳原理であり、この原理の参照によって法が解釈される。ここにおいて、法解釈に関して法と道徳（原理）の区別が為されている。原理は解釈に必要なものであるが、当該原理自体が自然法であるということにはならな

---

る。もっとも、ドゥオーキンは原理と政策の区別は相対的であると述べている。以下を参照のこと。

“The Model of Rules I”, p.22. (「ルール・モデル I」、15 頁)

<sup>14</sup> 主なテキストとしては、ドゥオーキンの解釈学モデルが簡潔に示された「日本語版へのエピローグ」を用いる。なお、この論文のベースとなっているのは、Dworkin, “Law’s Ambitions for Itself,” *Virginia Law Review*, Vol.71, No.2, 1985. である。なお、ドゥオーキンにおける方法論（あるいは本稿における「モデル」）としての「解釈」についての詳細な議論については以下を参照のこと。

Dworkin, *Law’s Empire*, pp.45-68. (ドゥオーキン『法の帝国』、79 頁～112 頁)

小泉良幸「コミュニティの解釈とその憲法解釈論上の含意

(一)」、『法学』58 巻 2 号、1994 年、42 頁～55 頁。

小泉良幸『リベラルな共同体—ドゥオーキンの政治・道徳理論』、勁草書房、2002 年、42 頁～44 頁。

<sup>15</sup> 「日本語版へのエピローグ」、328 頁。

---

<sup>13</sup> 正確に言えば、ドゥオーキンにおける法の構造は「ルール」、「原理（principle）」、「政策（policy）」の三つであ

い。原理はあくまで解釈の為に使用されるものである。

例えば「リッグス対パーマー事件」を考えてみよう。祖父の遺言に名前が記載されている相続人は相続を目的として、祖父を殺害する。刑法上は殺人犯であるが、民法上は法定相続人と考えることができる。だが、解釈学モデルの裁判官ならばどうであろうか。ドゥオーキンはこのケースの裁判官が判決において、「何人も自ら犯した不法により利益を得てはならない」という原理を利用して、法を解釈し、被告人の民事上の相続人資格を無効なものとしている。さらにドゥオーキンは原理による法解釈という判例は無数にあるとしている。もっとも、ドゥオーキンはこの解釈学モデルに「読者のうちのある人々は、解釈についてのこのような説明を奇妙に思うかもしれない」<sup>16</sup>という異論を想定している。この異論提出者は言う。テキストの解釈とは、歴史上の著者が抱いた「意図」を発見する過程であるが、ドゥオーキンの解釈学モデルの解釈対象は実定法である。実定法は文学作品と異なり、様々な時代の公務担当者が記述した産物なのであり、そこには一定の「意図」が存在しない、と<sup>17</sup>。これに対して、ドゥオーキンは次のように語る。少々長いが引用する。

このような記述を用いて我々は、競合する理論の間で為されている論争をも説明することができる。すなわち、これらの理論は何について意見を異にしているのか、そして、如何なる意味でこれらの理論は解釈という同一の活動を考察対象としていると考えられるのか、といったことを説明することができるのである。私が提示した説明—すなわち、解釈とは解釈される対象を可能な限り最良のものとして示そうとする試みである—は、解釈に関する様々な理論と競合するというよりは、むしろこれら競合する理論を包摂するような、より抽象的な理論として想定されている。解

釈を「著者の意図」の理解と考える理論をある批評家は適切なものと考え、他の批評家はこれを不適切と考えるが、なぜ両者がこのように考えるのかを上記の抽象的な理論は説明してくれるのである。<sup>18</sup>

つまり、ドゥオーキンが考える解釈—抽象的理論—はあるテキストに対して提出される競合する解釈ではなく、それらの競合する解釈が何故に競合するのか、換言すれば、見解の不一致ないし理論上の不一致それ自体を説明するものなのである<sup>19</sup>。

以上が、ドゥオーキンの解釈学モデルの概要である。この解釈学モデルは実証主義モデルとは異なり「実証」を否定し、「解釈」を求める。筆者の見るところ、この解釈学モデルには実証主義モデルにはない強みがある。それは、解釈学モデルが理論上の不一致を説明する点と言い得る。この不一致が認識されないために、問題解決には長い時間がかかる。換言すれば、解釈学モデルは不一致それ自体を説明することにより、争点を明確にする。だが、争点の明確化は訴訟において、どのように作用するのだろうか。この作用を説明する判決としては、アメリカのロウ判決（1973年）がある。この判決は緊急避難以外の堕胎を処罰するテキサス州刑法の違憲性についてのものである。原告側は合衆国憲法修正 14 条により保護されるプライバシー権をテキサス州刑法が侵害しているとして訴訟を提起した。連邦最高裁はテキサス州刑法を合衆国憲法修正 14 条に違反し、違憲であるとした。もっとも、この判決は上述の旧西ドイツの第一次堕胎判決が明確にした胎児の生命権については触れなかった。判決は次のように言う。

我々は生命の始期についての困難な問題を解決する必要はない。医学、哲学、宗教学のそれぞ

16 「日本語版へのエピローグ」、329 頁。

17 「日本語版へのエピローグ」、330 頁。

18 「日本語版へのエピローグ」、330 頁。

19 *Law's Empire*, pp.45-46. (『法の帝国』、79 頁～80 頁)

れの学問分野で到達したところの意見が一致を見ない場合においては、司法は人智の発展途上にあるこの問題に関し、単なる推測により答えを出してはならない

——連邦最高裁判所

ドゥオーキンの解釈学モデルは競合する理論の一つとしての解釈を提供するものではなく、それらの競合する解釈の理論上の不一致を説明する抽象的理論を提示するものである。上記のロウ判決は、胎児の生命権に関する理論の不一致を理由に、この問題に結論を出してはならないとする。すなわち、論争継続中の問題に、司法は手を出せないということである。これはある意味で法実証主義的（「司法が手を出せない」という点で）であるが、裁判所も一連の論争を体験しているのであり、その意味において「医学、哲学、宗教学」の領域に踏み込んでいる。ちなみに、ドゥオーキンはこの「解釈」の性格を『法の帝国』の中で詳細に論じているが、それに深入りすることは今後の課題としたい<sup>20</sup>。

なお、解釈学モデルを実証主義モデルとの比較でまとめると、次のようになる。既述のように、実証主義モデルは法の道徳的批判を重視するが、それは法の外部においてのみ有効であった。裁判官が実定法に道徳的疑問を持ち、それに対して批判を行うには裁判官を辞職せざるを得なかった。しかしながら、解釈学モデルでは法の内部において、原理に基づいて法を批判することが可能となる。これは裁判官を辞職するという大きなリスクを回避することができ、その意味において魅力的である。

#### IV ポパーの法哲学—形式的自由モデル—

20 ドゥオーキンは、自らの「解釈」を「会話の解釈 (conversational interpretation)」と「科学的解釈 (scientific interpretation)」と区別し、「創造的解釈 (creative interpretation)」、ないし「構成的解釈 (constructive interpretation)」と呼ぶ。これについての詳細な議論は以下を参考のこと。

*Law's Empire*, pp.50-52. (『法の帝国』、87 頁～89 頁)

ここからは、ポパーの法哲学モデルを示したい。ポパーの法哲学において重視されるのは「形式的自由 (formal freedom)」ないし「法的自由 (legal freedom)」である。これはポパーの法哲学のみならず政治哲学においても重要な意味を持つ。ポパーの政治哲学は民主主義原理を次のように述べている。

民主的政策の原理は専制政治を回避できるような政治制度を創造し、展開し、保護しようという提案であると記述できる。……民主主義の理論は多数派が支配するべきという原理に基づくものではない。むしろ、総選挙とか代議政体といった民主的抑制のための様々な平等主義的方法は試練に耐えてきた。また、専制政治に対して広汎な伝統的不信がある場合には相当に効果的な、専制政治への制度上の安全装置に過ぎず、常に改良の可能性をもち、また自己改良の方法さえも用意している安全装置と見なされるべきである。<sup>21</sup>

簡単に言うならば、ポパーにおける民主主義原理とは多数決原理ではなく、支配者を被支配者が制御するものと言える。具体的には、被支配者による支配者の解職システムと捉えることができよう。しかし、システムは無謬ではない。なぜならば、このシステムを構築したのは、可謬的存在たる人間だからである。従って、ここにピースミールな改良の余地がある。これは社会工学 (social engineering) の問題と言えよう。そもそも社会工学とは、プライベートな集団や政府といった大規模な集団における、大衆の姿勢や社会的な振る舞いの影響への働きかけを研究する学問とされる。社会産業、経営、都市、地域、国際関係などの社会問題について、理工学的 (分析的、数理的、計量的) なアプローチによって解明し、政策的な意味を追究することを目的としている。ポパーの

21 *The Open Society and Its Enemies*, volume1, p.125. (『開かれた社会とその敵』、第一部、130 頁)

粹組では、およそ二つの社会工学の立場がある。一つは、「ユートピア社会工学 (utopian social engineering)」であり、もう一つは「ピースミール社会工学 (piecemeal social engineering)」である。ポパーは後者の立場を採る。ユートピア社会工学は社会全体の設計図を念頭に置いた上で、古い社会を除去しようとする。これは「改革」というよりは「革命」である。ポパーは、このような社会実験が不可能であり、逆に自由な議論 (free discussion) を封殺する恐れがあるとする  
22. この理由についてポパーは次のように言う。

その理由は、極めて大きな規模で計画を実施しようという試みは全て、穏やかな言い方をしても、多くの人々に少なからぬ期間にわたって非常な不便をかけざるを得ない企てであり、それに不満を漏らす傾向が常に生じてくる。ユートピア的技術者は、もし何かを成就しようとするならば、それらの不平の多くのものに聞く耳を持つてはならないということになる。実際のところ、不合理な異議を抑圧することが、彼の仕事の一部となるだろう。 23

ポパーは異議の抑圧がユートピア的技術者の仕事の一部となるとする。だが、時間が経過するにつれ、それは彼の主要な任務となるだろうと言い得る。この結果として、何が起こるか。ポパーは次のように言う。

このようにして、ユートピア的技術者は、全知・全能になっていかざるを得ない。彼らは神々となる。汝、彼ら以外の他の如何なる神をも崇めるべからず。 24

かくしてユートピア的技術者は神となるのであり、神であるゆえに批判に耳を傾けない。そして、彼は神であるゆえに、社会制度をラディカルに消去する方法—暴力—を採用するであろう。彼は異議を唱える者を粛清する。なぜならば、異議を唱える者たちは、当該社会制度の影響を受けているからである。かくして、この粛清の末に残るのは、神々 (ユートピア的技術者たち) と少数の追従者 (粛清から逃れた者あるいは神々に忠誠を誓った者) のみである。ここに独裁体制が生まれる。地獄への道は善意で舗装されている。この地獄を回避する方法はあるのだろうか。ポパーはあると主張する。それがピースミール社会工学である。ポパーは言う。

ちょうど物理的技術者の主要な課題が、いろんな機械を設計したりそれらを作り直したり世話したりすることであるのと同様に、ピースミール社会工学者の任務は、いろんな社会制度を設計し、また既存の諸制度を作り直したり運営したりすることにある。……工学者あるいは技術者としての彼は「機能的」もしくは「道具的」見地から制度というものを眺めるであろう。つまり彼は、ある目的に至る手段として、あるいはある目的に役立つ方向へ変換可能なものとして、要するに有機体としてよりはむしろ機械 (machines) として、制度を考えるのである。 25

ピースミール社会工学者は、制度を機械として捉える。そして、機械に生じる不具合や故障を調整したり、改善したりすることによって社会変革を行うのである。ピースミール社会工学者はソクラテスのように無知の知を持っているのであり、その点において全知・全能のユートピア的技術者とは峻別される。このようなピースミール社会工学によって民主制ないし民主主義原理は作り出される。だが、工学者も無謬ではないのであり、

22 Popper, *The Poverty of Historicism*, p.89. (『歴史主義の貧困』、138 頁)

23 *The Poverty of Historicism*, p.89. (『歴史主義の貧困』、138 頁～139 頁)

24 Popper, *Conjectures and Refutations*, p.360. (『推測と反駁』、664 頁)

25 *The Poverty of Historicism*, p.65. (『歴史主義の貧困』、103 頁～104 頁)

ピースミールな改良にも限界はあるということ  
と言える。その場合、民主主義はどうなるのだろ  
うか。ポパーは次のように述べている。

この意味での〔ピースミール社会工学に基づく  
システムとしての〕民主主義原理を受け容れる人  
は、それゆえ、民主的投票結果を何が正しいか  
についての権威ある表現と見なす義務はない。彼は  
民主的制度を働かせるために多数派の決定を受  
け容れるであろうが、民主的手段によってそれと  
戦い、またその修正のために働くことは自由  
(free) だと思うであろう。26

上記引用文の傍点部分で示した自由こそが「形  
式的自由」ないし「法的自由」と言える。それは  
「法の下の自由」であり、法制化された自由権  
である。「法の下の平等」—法的平等—たる社会権  
ないし生存権とは異なるものと言える。そして、  
この自由権としての形式的自由が、ポパーの法哲  
学において他の一切のものの基礎となる。ここに  
おいて、ポパーの法哲学は「形式的自由モデル」  
とすることができるであろう。形式的自由モデル  
の具体的な効果についてポパーは言う。

この「単なる形式的自由」、すなわち、国民が  
自らの政府を裁き解職する権利である民主主義  
は、我々が政治権力の誤用から努力して身を守り  
得る唯一熟知の手段である。それは被支配者によ  
る支配者の統制である。そして、政治権力は経済  
力を制御し得るのだから、政治上の民主主義は被  
支配者が経済力を制御できる唯一の手段でもあ  
る。27

形式的自由モデルにおける自由権は無制限な  
ものではない。法は無制限の自由を許容していな  
い。ポパーは無制限の自由は、やがて自由それ自

体を破壊するという「自由のパラドックス」を示  
している。自由のパラドックスの結果として生じ  
た悲劇的な歴史的事実がまさに「搾取」あるいは  
「貧富の差（現代的に言えば「格差」）」なのであ  
る。この自由権としての形式的自由はいわゆるリ  
バタリアニズム的（ウォルター・リップマンの言  
葉では「後期のリベラリズム」的）な自由とは異  
なる。リバタリアンは自由競争の結果に対して国  
家は何も関与できないとする。すなわちリバタリ  
アンは、必要な平等は機会均等のみであるとした  
のである。いわゆる格差社会をリバタリアニズム  
は正当化すると言える。リバタリアンである森村  
進氏は、この格差社会の結果として生じるであろ  
う社会内部の連帯感の欠如は問題ではないとす  
る。森村氏は言う。

経済的に豊かな人と貧しい人の間ではライフ  
スタイルが異なるために連帯感が生じにくい  
かもしれないが、そのことは異なった宗教の信者や  
異なった地方の住民の間で連帯感が生じにくい  
のと同様、問題ではない。28

形式的自由をリバタリアンのように考えれば、  
森村氏のような結論に至るかもしれない。しかし  
ながら、ポパーにおける形式的自由モデルはリバ  
タリアンの自由モデルとは異なる。

従来、リバタリアンに対抗するための理論的武  
器は平等—生存権保障—であった。しかし、形式  
的自由モデルに立脚すれば、その理論的武器とし  
ての平等は余り重要な意味を持たない。むしろ、  
重要なのは自由競争の結果における形式的自由  
の有無である。

資本主義社会において、自由競争は必要なもの  
である。だが、競争なので当然に敗者は出現する。  
この敗者に対する「セーフティネット」が社会福  
祉である。だが、残念ながら日本ではこの「社会  
福祉」を敗者に対するセーフティネットとは考え

26 *The Open Society and Its Enemies*, volume1, p.125.  
『開かれた社会とその敵』、第一部、130 頁）

27 *The Open Society and Its Enemies*, volume2, p.127.  
『開かれた社会とその敵』、第二部、119 頁）

28 森村進『自由はどこまで可能か＝リバタリアニズム入門』、  
講談社現代新書、2001 年、124 頁。

ず、既に自由競争からある程度の利益ないし報酬を頂いた、ある意味では「勝者」たる高齢者への「介護」と考えられている。高齢者はクライアントであり、サービス提供者は巷にあふれる介護サービス事業所（特別養護老人ホーム、デイ・サービス、ショートステイ等々）である。すなわち、日本において「社会福祉」というと「ケア」を意味するのであり、「セーフティネット」は余り重視されない<sup>29</sup>。換言すれば、日本では勝者、あるいは十分に形式的自由を持つ者への報酬—ケア—として「社会福祉」は理解されているところがある。この影響は高等学校教育にも出ている。高等学校の中では、「福祉科」と呼ばれるセクションがあり、そこではホームヘルパー2級や介護福祉士の資格を採るための教育が徹底的に為される<sup>30</sup>。そして、生徒は社会福祉を「セーフティネット」ではなく「ケア」として考えるようになる。しかし、大きな問題は「ケア」よりも「セーフティネット」にある。例えば、フリーターや派遣労働者や教育制度における非常勤講師・臨時講師に代表される不安定な状態にある者への「ケア」などは聞いたことがない。彼らはセーフティネットを求めるのであり、森村氏のようなリバタリアンの自由モデルでは、そのセーフティネットが殲滅させられかねないのである。このように考えると、セーフティネットが消去させられかねないという意味において、自由競争の敗者には形式的自由はない。それは形式的自由が剥奪されている状態と言え、正義に反する。そもそも連帯感とは万人に形式的自由が保障されている状態を指すのであり、それはライフスタイルの差異などではない。この意味において、上記の森村氏の議論は形式的

自由侵害すなわち自由権侵害と見ることができ  
る。

もっとも自由権には二種類のものがあり、憲法学上、「精神的自由」と「経済的自由」の二つに分かれている。リバタリアンの自由モデルにおける自由とは主として後者を指す。本稿における形式的自由は二つの自由権双方を認めているが、より重視するのは「精神的自由」である。もっとも経済的自由（財産権や職業選択の自由など）は資本主義社会の中で生きていく上で、必要な権利である。だが、経済的自由はやはり必要悪である。ゆえに、この悪魔を殺すことはできない。だが、悪魔を殺すことはできなくても、悪魔を飼いならすことはできる。我々は悪魔を飼いならす鍵を持っている。形式的自由モデルはその鍵となる。そして、この鍵は判例理論では、「二重の基準論」として示されている<sup>31</sup>。この理論では精神的自由と経済的自由に対する司法審査を、後者に対しては厳格な基準を適用し、前者には後者よりも緩やかな基準を適用するというものである。この意味において、形式的自由モデルは裁判官の思考プロセスに導入させられていると言うことができる。

さらに言うと、形式的自由モデルには実証主義モデルと解釈学モデルにない特色がある。既述のように、実証主義モデルは法の外部において法を道徳的に批判し、解釈学モデルは法の内部において法を道徳的に解釈する。しかし、形式的自由モデルは法の内外を問わずに、法を批判・解釈する。法の外部における批判とは事実化した規範としての法に対するものであり、法の内部における解釈は事実化以前の規範としての法に対するものである。このことは、ポパーの「批判的二元論

29 この「セーフティネット」としての社会福祉についての、憲法学的・法哲学的考察としては以下を参照のこと。  
小泉良幸「「福祉」と配分的正義の理念」、『法学』、55巻3号、1991年。

30 筆者の経験から言うと、「福祉科」などというセクションを設置しているのは、進学校ではなく就職校である。もっとも、これらのセクションを設置することは単に就職を有利にするという意図が大きいのであり、「ケア」としての地域福祉に貢献するというのは単なる建前であるように筆者は感じた。

31 二重の基準論については以下を参照のこと。

芦部信喜『憲法』、岩波書店、1997年、100頁～101頁。  
長谷部恭男『憲法 第2版』、新星社、2001年、123頁～124頁。

長谷部恭男「それでも基準は二重である！」（長谷部恭男『比較不能な価値の迷路——リベラル・デモクラシーの憲法理論』、東京大学出版会、2000年に所収）

樋口陽一『いま、憲法は「時代遅れか」——主権と人権のための弁明——』、平凡社、2011年、43頁～46頁。



(critical dualism)」に基づいて提示された「決定の事実化」と深く関わる。ポパーは言う。

我々は、ある決定が付託されたとか熟慮されたとか、ある決定に達したとかある決定が為されたとか語ってよいし、他方決定するという行為について語り、これを「決定」と呼んでもよい。決定を一つの事実として記述することができるのは第二の意味においてだけである。<sup>32</sup>

要するに、決定や規範は事実化するのであり、この意味において法は規範性と事実性を兼ね備えているのである。例えば、我々は法を規範として考えるだろうか。むしろ、規範というよりは刑法典に関して言えば「罪と罰の因果関係」を示したカタログとして考えることがしばしばある。その一方で、この「罪と罰の因果関係」から、「人を殺すべきではない」と捉える場合もある。すなわち、前者は法を事実として「外部」から見ているのであるが、後者は逆に法を規範として「内部」から見ておりと言い得る。形式的自由モデルは法的自由—法の下での自由—を重視する。そして、自由のパラドックスのような無制限の自由を認めない。自由のパラドックスを生じさせない自由とは何であろうか。それは紛れもなく法的自由である。裁判官はこの意味における自由を持っている。ということは、裁判官は法の外部に向う自由と内部に向う自由の双方を持っているということになる。この意味において考えれば、形式的自由モデルは裁判官が辞職することなく法を批判するという意味での内的批判、及び辞職してでも一辞職を選択してはいけないという理由はないのだから一法を批判するという意味の外的批判の双方が可能になる。この意味において、形式的自由モデルには、実証主義モデル及び解釈学モデルにない特色があると言えよう。

## V 終わりに一悪魔を飼いならす鍵としての形式的自由モデル—

実証主義モデルは個人の自律的決定に基づく法の道徳的批判の重要性を説き、それは市民的不服従という形で示されている。しかし、市民的不服従が成功する可能性は低いし、また裁判官による法の道徳的批判は裁判官辞職という大きなリスクを伴う。その意味において、実証主義モデルには弱点がある。

これに対し、解釈学モデルに立てば、保障されるべき法的権利は原理に基づく解釈によって決定されることとなる。そして、ロウ判決のように理論上の不一致(ロウ判決の場合、胎児の生命権)が確認されれば、その争点から撤退し、理論上の一致が見られる権利(ロウ判決の場合、女性の自己決定権)が保障されることとなる。この解釈学モデルには実証主義モデルとは異なり、市民的不服従や裁判官の辞職といったリスクから解放されるという点で魅力がある。しかし、ここにおける解釈には原理—道徳原理—が必要となり、その点では一裁判官辞職などのリスクを伴わないものの—法に道徳(原理)が介入する点で実証主義モデルと根を同じくする。

さて、ポパーの形式的自由モデルであるが、これは法的自由たる形式的自由—すなわち、自由権—を保障する。もっとも、単なる権利保障ならば、ポパーのオリジナルな主張というわけではない。

『自由論』におけるミルの危害原理も自由権の保障を内容としており、この点のみで考えれば、ポパーの形式的自由モデルはトリヴィアルなものに映るかもしれない。しかしながら、ポパーの形式的自由モデルには大きな特色がある。それは精神的自由と経済的自由を峻別し、前者を厚く保護するという点である。経済的自由は精神的自由を圧迫する危険性を持つ。本稿でも示したが、その危険性が現実のものとなったのが搾取や格差などの歴史的事実である。自由競争が拡大すれば、競争の敗者は経済的に圧迫される。しかし、リバ

<sup>32</sup> *The Open Society and Its Enemies*, volume1, p.63. (『開かれた社会とその敵』、第一部、76頁)

タリアニズムならば、また再チャレンジをすればよいと言うだろう。だが、再チャレンジするのならば、再びスタートラインに立たなければならない。しかしながら、このスタートラインに立つことができないほど、敗者は精神的に圧迫されていることがしばしばある（例えば、巨額の負債返済や過労による精神疾患など）。そこで平等（法的平等）という概念が登場し、過度の自由競争に介入するわけである。しかし、この介入が経済の停滞をもたらすこともしばしばである。だが、形式的自由モデルは平等の概念を使わずに、自由の概念を以って自由を制約する。この場合、制約を受けるのは経済的自由であり、制約者は精神的自由ということになる。このポパーの形式的自由モデルは判例理論たる「二重の基準論」に反映されている。

さらに言うと、形式的自由モデルは法の内外を問わずに、法を制することができる。これにより、裁判官は職を辞することなく（辞してもよいが）、法を批判・解釈する余地が出てくる。もちろん、この批判・解釈によって、ポパーが言うところの経済的悪魔たる経済的自由を殲滅することはできない。しかし—先にも類似のことを述べたが—次のように言うことができる。悪魔を殺すことはできない。だが、形式的自由モデルは悪魔を飼いならす鍵として機能する。

以上から、ポパーの法哲学たる形式的自由モデルは実証主義モデルでも解釈学モデルでもない、第三の立場ということが明らかになったと言える。

## 主要参考文献

●Dworkin, Ronald. “The Model of Rules I”, in Dworkin, *Taking Rights Seriously*, Harvard University Press, 1978. (ドゥオーキン「ルールモデル I」『権利論』、小林公等訳、1986 年に所収)

●Dworkin, Ronald. *Law's Empire*, Hart Publishing, 1998(first published in 1986). (ドゥオーキン『法の帝国』、小林公訳、1995 年)

●Hart, H. L. A. *The Concept of Law*, second edition, Oxford University Press, 1994 (first published in 1961). (ハート『法の概念』、矢崎光圀等訳、みすず書房、1976 年。ハート『法の概念』第二版追記(上・下)、布川玲子・高橋秀治訳、『みすず』(39 巻 2 号及び 39 巻 10 号、1997 年)に所収)

●Popper, Karl R. *The Open Society and Its Enemies*, volume1 & volume2, fifth edition, Routledge London, 1966. (ポパー『開かれた社会とその敵』、第一部・第二部、小河原誠・内田詔夫訳、未来社、1980 年)

●Popper, Karl R. *The Poverty of Historicism*, second edition, Rutledge and Kegan Paul, 1960. (ポパー『歴史主義の貧困』、久野収・市井三郎訳、中央公論社、1961 年)

●Popper, Karl R. *Conjectures and Refutations*, Routledge and Kegan Paul, 1963. (ポパー『推測と反駁』(藤本隆志等訳、法政大学出版局、1980 年)

●カール・R・ポパー『果てしなき探求—知的自伝—』、上・下、森博訳、岩波現代文庫、2004 年)

●ロナルド・ドゥオーキン「日本語版へのエピローグ」(『権利論』に所収)

## かくも深き誤解

——存在-普遍言明と普遍-存在言明について——

小河原 誠

### §0 はじめに

ネットの世界を覗くと、「反証主義」、「反証可能性」、「批判的合理主義」といったことばについての解説なるものがあちこちに転がっている。それらの大部分は、ポパーの思想を少しでも勉強したことのある者にとっては、およそ信じがたい「デタラメ」と評せざるをえないような類のものであり、いちいち取り上げて批判を加えるに値するような代物ではない。

では、書物などに書かれた解説は信頼できるかといえば、ここにもまた信頼できない記述が転がっている。こうした状況は批判的合理主義にとってたいへんに不幸であるばかりでなく、批判的合理主義以外の思想にとっても害にしかならないだろうと思う。

自分が「間違っている」とか「デタラメ」と評せざるをえないようなものを取り上げて批判することは生産的な仕事とは思われないし、また学問的な価値があるとも思えない。しかし、放置しておけば「ゴミ」の山が生じ、やがて「悪臭」を発するのは明白ではないだろうか。

わたくしは、最近になって中山康雄著『科学哲学入門——知の形而上学』（勁草書房、2008年）という啓蒙書であることを標榜した書物を読んだのだが、じつに驚いた。氏はこの書の第三章「批判的合理主義という個人主義の哲学」において批判的合理主義を批判しようとしているのだが、そこに多くの無理解や不可解な記述また誤りを認めざるをえなかったからである。それらが、本稿を書こうとした動機を形成したのだが、わたくしはここで、それらすべてを取り上げて論じようとは思っていない。不毛だという気持ちを払拭する

ことができないからである。にもかかわらず、ここでは氏が「反証主義の論理的問題」という一小節のなかで展開した議論のみはあえて取り上げて反批判<sup>1</sup>を加えておきたいと思う。というのも、そこにはとりわけ反証主義に対する典型的な誤りが露出しており、それが陰に陽にネット上などにおける群小の無理解の原型をつくっているように思われるからである。

### §1 反証主義にたいする・ある理解のかたち

さて、氏の議論にかんして問題にしたいのはつぎの箇所である。

「反証主義にも論理的問題がある。反証可能性は、単純な普遍命題に関しては保障<sub>マ</sub>されるものの、存在命題と普遍命題を複雑に組み合わせた命題には適用できない場合がある。」<sup>2</sup> (p.75)

この箇所を見れば、氏は反証主義に論理的問題があることを示すために少なくとも次のふたつのテーゼを提出していることがわかる。

1. 単純な普遍命題は（論理的に）反証可能である。
2. 存在命題と普遍命題を複雑に組み合わせた命題には反証可能性は適用できない場合がある。

さらに氏はつぎのようにも主張している。

「……反証可能性は万能の手段ではないことが判明する。つまり、入れ子になった量化文の中には、普遍的内容を持っていたとしても反証不可能な文

<sup>1</sup> 「反批判」といっても、反証主義についてのたんなる初歩的な解説に終わっている部分も多いと思う。批判されるべき議論の水準に合わせて説明的なことを書いただけで反批判になってしまったことがらも多かったからである。

<sup>2</sup> 広辞苑によると、「保障」という語には「障害のないように保つこと」という解説があり、「保証」という語には「大丈夫だ、確かだとうけあうこと」という解説がなされている。筆者は、ポパーの教えにしたがって意味について議論する気はないけれども、この箇所においてこの語は不明確さをもっていていると思う。

も存在するのである。」(p.75f.)

この引用文においては、反証可能性がなにによって「万能の手段ではない」のか記述されていないので、速断は避けるべきなのかもしれないが、氏が問題にしているのは境界設定

(demarcation)の問題なのだから、経験的反証可能性が経験科学とそうでないものの境界画定をするにあたって「万能の手段ではない」ということなのだろう。それは、「普遍的内容を持っても反証不可能な文も存在する」ということによって示されるというわけだ。氏は反証主義を批判しようとしているのだから、この主張はつぎのようなテーゼとしてまとめておいてもよいだろう。

普遍的内容をもっている反証不可能な文(言明)が存在するのだから、経験的反証可能性の規準は挫折する。

さて筆者は本稿で、これら3つのテーゼを細かく検討してみたいと思う。すると、当然のことながら、細部に立ち入っていかざるをえないのだが、そこには木を見て森を見ずのたぐいの危険もあるので、最初に大まかにではあれ、おのおののテーゼに対する筆者のコメントを付して、氏の主張に対する筆者のスタンスとでもいうべきものを提示しておきたいと思う。

テーゼ1について

筆者は、後論で示すように非常に限定された意味においてならばこのテーゼ自体には同意するが、氏の議論には論理学上の誤りと思われるものがあると考え。しかもその議論には、後論で詳しく展開するつもりだが、反証主義の根本的な主張を誤認させる恐れがある。

テーゼ2について

筆者は、このテーゼにも同意する。しかしながら、「存在命題と普遍命題を複雑に組み合わせた命題」という表現は誤解を招くものであると考え

る。というのも、氏が念頭においているのは、ポパーによってすでに存在-普遍言明と普遍-存在言明などと呼ばれているものであって、論理的には、存在記号(たとえば、 $\exists x$ ,  $\exists y$  など)と全称記号(たとえば、 $\forall y$ ,  $\forall z$  など)が複雑に絡み合った言明のことであって、氏がここで不適切に定義しているような、存在言明とか普遍言明といったひとつひとつの命題が、論理的結合子(たとえば、“ $\wedge$ ”とか“ $\vee$ ”とか“ $\rightarrow$ ”といったもの)によって複雑に結び付けられた言明のことではないからである。こうした言明は、氏のことばを採用すれば「入れ子になった量化文」

(p.75)と呼べるのだが、じゃっかんことばが長い気もするので、「入れ子型言明」と呼んでおくことにしたい。

テーゼ3について

筆者は、このテーゼの前半部には同意するのだが、後半部、すなわち、普遍的内容をもった入れ子型言明に、経験的反証可能性の規準が適用できないとは考えない。

さて、中山氏の主張に対する筆者の基本的スタンスを示したと考えるので、これより細部の議論に立ち入っていきたい。

## §2 テーゼ1について

さて、第一のテーゼの原文は、「反証可能性は、単純な普遍命題に関しては保障される」ということなのだが、この文にはあいまいさがある。つまり、ここで氏は、言明の性質としての「反証可能性」を考えているのか、それとも、「反証可能性の規準」は、間違いなく普遍言明に適用できると語っているのか判然としない。さらにあいまいさがある。ここで氏の念頭にある「反証可能性」は論理的反証可能性なのか、それとも経験的反証可能性なのか、これもまた判然としないのである。ポパーの反証可能性理論を扱っているのだから、とうぜん、経験的反証可能性が考えられていると見なすべきなのだろうが、氏の議論を見ていくと必ずしもそうは取れないところもある。

筆者は、氏がここで語っている「反証可能性」は、じっさいには「反証可能性の規準」ということだろうと思う。なぜなら、性質は当該の対象に付帯するかしないかであり、それに対して規準は適用できるか否かであると思うからだ。性質が当該の対象に「保障」されているというのは、奇妙な日本語である。規準であれば、適用することが「保障」されるという言い方は十分に理解可能であるが、他方で、たとえば、15歳の子に第二性徴という性質が付帯するかどうか(みられるかどうか)というのは、規準を適用できるかどうかの話ではなくて、そのような性質が付帯するかどうかの問題であると思われるからである。

「単純な普遍命題」ということで、筆者は、中山氏もそうだと思うのだが、具体的には、「すべてのxは人間である」といった言明とか「すべてのカラスは黒い」といった言明を考える。そして前者のようなタイプの言明は、その論理形式からすれば、 $\forall x Hx$  と、後者のようなタイプの言明の論理形式は、 $\forall x (Cx \rightarrow Bx)$  と表現されるであろう。

さて、氏は、反証主義者と同じように、反証するとは、その矛盾対当言明が検証される——筆者は「実証」ということばを使うが——ことだと理解している。例を挙げておこう。

$\forall x (Cx \rightarrow Bx)$                       例:「すべてのカラスは黒い」

これの矛盾対当式はこうなる。

$\exists x (Cx \wedge \neg Bx)$     例:「黒くないカラスが存在する」

ここで「すべてのカラス」と言ったときには、すべての時空領域に存在するカラスについて言われている。しかし、われわれはそうしたカラスの一羽一羽について調査して黒いというように実証することは論理的にできない。それゆえ、こうした言明は「実証不可能」である。普遍言明は、まさに普遍的に——ポパーのことばでは「厳密普遍」的ということになるが——あることが成立

すると言っているがために、実証不可能になってしまうのである。

さらにこれらふたつの式は相互に矛盾しあうので、一方が正しければ、他方は偽とされる、つまり、反証される。ここにあるのは、矛盾対当というきわめて平明な論理的关系である。だから、氏のように、「反証可能性は、単純な普遍命題に関しては保障される」と言いたくなる人も生じてこよう。

しかしながら、注意していただきたいのだが、ここにあるのは「(論理的な意味での) 反証可能性は、単純な普遍命題に関しては保障される」ということであって、経験的な意味での反証可能性が「保障される」ということではない。氏の議論ではこの点があいまいになっている。

この点を説明するためには、ひとつには、論理学のもっとも初歩的な点に触れなければならぬだろう。それは、論理学——ここでは、1階述語論理とか一般に古典論理学と呼ばれているものを考えている——は、いろいろなことがら(対象、出来事、個体)について語るが、語られるものが存在していると前提しているわけではなく、語っている言明だけ、つまり語りだけを相手にしているということだ。そして、語りがおこなわれている世界は、ふつう、論議領域(universe of discourse)と呼ばれる。この点を例によって説明してみよう。

たとえば、 $\forall x (Cx \rightarrow Bx)$  という言明におけるCをカラスではなく、ペガサス(想像上の空想の生物)と解釈してみよう。するとこの言明は、xが存在しようがしまいが、xがペガサスならばそれは黒いと言っているだけである。さらに論理的なことを言えば、この言明から論議領域におけるある任意の個体aについて  $Ca \wedge Ba$  を引き出すことはできる。これは、「aは黒いペガサスである」という言明である。しかし、ここから論理的に「黒いペガサスが存在する」( $\exists x (Cx \wedge Bx)$ )をひきだすには、論議領域が空でないと仮定しなければならない。論理学それ自体は、ペガサスが存在(実

在)するか否かについては何も語っていない。これは当然のことだろう。だから、この後者の論理形式の言明についてはじっさいに経験的テストをおこなって存在するか否かを判定しなければならない。ペガサスがいないとなれば、この言明は偽となる。しかし、そのような経験的テストの可能なものとそうでないものがある。この点を理解するには、まず、経験的テストというものがどのようなものであるのか、理解しなければならないこの点についてもう少し議論をつづけよう。

周知のように、 $\exists x(Cx \wedge \neg Bx)$  という先頭に存在記号をもった言明は存在言明と呼ばれる。存在言明とは、ただかくかくの性質をもったものがともかくも存在するとしか語っていない言明である。話を分かりやすくするために、「黒くないカラスが存在する」という存在言明を例として話を進めてみよう。

存在言明は、存在するとされている当該の対象が存在するか否かに応じて、真か偽である。では、真と判定するためにはどのようなテストをおこなえばよいか。ふつうには、この存在言明に対応する基礎言明がテストにパスして真と見なされればよい。ここで、基礎言明とは、時空上の特定の領域にかくかくのもの（ここでの例では、黒くないカラス）が存在することを主張する言明である。より具体的に言えば、「2012 年 10 月 26 日、上野公園に白い（黒くない）カラスが存在する」といった言明が基礎言明である。ここで、黒くないカラスが専門家によって間主観的に繰り返し観察されるならば、この基礎言明は真と見なされる。（時たま、新聞などのよって白いカラスが発見されたという報道があることを覚えておられる方もいるだろう）。

ところがここで、 $\exists x(Cx \wedge \neg Bx)$  における C を「カラス」と解し、B を「可視光線を通過させない」と解してみよう。すると、 $\neg B$  は「可視光線を通過させる」、つまり、「透明である」と解することになる。だが、カラスであることと透明であ

ることとは矛盾するだろう。矛盾する性質をわれわれがテストできないことも明白である。つまり、テストできるかどうかの問題は論理形式ばかりでなく、使用されることばの意味にも依存してしまうのである。

いま、対象が存在することが認められるためには、「専門家によって間主観的に繰り返し観察される」という条件が充足される必要があると述べたが、この条件は「経験性の条件」とでも呼んでおくことができるものである<sup>3</sup>。この条件には、対象を同定するための、専門家によって承認されている認定基準なども含まれよう。一般的に言って、この条件がどのようなものかというのは、科学哲学の重要問題のひとつであり、反証主義においては「基礎問題」と呼ばれている。経験的反証可能性を論じるときにはこの問題を避けて通ることはできない。避けて通ることができるのは、論理的反証可能性しか論じないときである。筆者は、中山氏がこの問題を論じないのは経験的反証可能性ではなく、論理的反証可能性をターゲットにしているからであろうと推測する。

話がそれだが、基礎言明が真であるならば、それに対応する存在言明も真となる。だから、存在言明は実証可能<sup>4</sup>である。したがって、実証可能性を科学性の規準とすれば、存在言明は経験科学に属するであろう。しかし、反証主義は、実証主義とは決定的に異なって、実証可能な存在言明を科学に属する言明とはみなさない。なぜなら、実証可能性を科学性の規準としてしまうと、普遍言明のかたちをとる多数の自然法則は実証可能ではないから、経験科学に属しないとしなければならなくなるからだ。これは、経験科学にとっては大きな痛手であろう。

3 拙著『反証主義』第三章第 6 節などを参照されたい。

4 「実証可能」といったとき、決定的実証、すなわちいかなる疑問も残さない実証のことを考えているのではない。その時点の科学の水準からして「十分に実証されている」といった程度の意味で考えている。したがって、「実証」は可謬的である。

| 基礎言明                      | 存在言明                          | 普遍言明                       |
|---------------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 反証可能<br>実証可能<br><br>科学に属す | 反証不可能<br>実証可能<br>科学に属すべきでないもの | 反証可能<br>実証不可能<br><br>科学に属す |

では、経験的テストによって存在言明を偽とすることはできるだろうか。存在言明に対応する基礎言明が偽となっても、当の存在言明を偽とすることはできない。なぜなら、その基礎言明が語っていた特定の時空領域上には黒くないカラスが存在しなかったただけの話で、べつの時空領域上には黒くないカラスが存在するかもしれないからだ。そして、限定された領域としての時空領域といったものは無限に存在するから、存在言明は論理的に反証不可能となる。それゆえに、反証主義は、存在言明を形而上学的言明と分類し、経験科学の外におくのである。したがって、いままでの話を整理すると、つぎのような表を描くことができよう<sup>5</sup>。(この表において、「科学」とは「形式科学」のことではなく「経験科学」のことである。)

さて本題に戻るが、われわれはペガサスにかんするいろいろな言明を経験性の条件を満たすかたちでテストすることができるであろうか。反証主義の立場からすれば、「すべてのペガサスは黒い」という普遍言明は、その矛盾対当式である「黒くないペガサスが存在する」という存在言明が真となる可能性があるならば、経験的反証可能性をもつことになり、経験科学的言明に数えいれられることになる。そのためには、この存在言明に対応するところの、特定時空領域に黒くないペガサスが存在するという趣旨の基礎言明を提出することができなければならない。それは、想像の世

<sup>5</sup> この表で、存在言明は科学に属すべきでないものと記したが、じつはこれは説明不足である。より詳しくは、拙著『反証主義』p.65等を参照されたい。反証可能性の度合いを低下させるような存在言明はとり除かれるべきということである。

界では提出できるかもしれないが、現実には提出できないだろう。また、かりに提出できたところで、専門家たちはその「黒くないペガサス」を経験性の条件を満たしながら観察することができだろうか。まずできないであろう。結論として、「黒くないペガサスが存在する」という存在言明を真とする可能性は経験的にはないのであり、したがって「すべてのペガサスは黒い」という普遍言明は経験的反証可能性をもたないから形而上学的とされることになる。要するに、同一の論理形式をもっていても、言明のなかで用いられていることば(概念)によって、経験的反証可能性をもつものともたないものがあるということだ。

この点はすでにポパーははっきりと語っていた。引用しておこう。

「……テスト可能な言明もテスト不可能な言明(あるいは、形而上学的言明)も同一の論理形式をもちうるということを……説明したい。さらに、同一の表現——語とかシンボル——が、それら〔両者のタイプ〕の言明のうちにおいて(おそらく、わずかに異なった順序で)生じうるものであり、そしてそうした表現は正確に同じ意味をもちうるだろう。だから、言明の論理形式も、そこで生じる表現の種類も、言明がテスト可能であるか、それともテスト不可能であるのかを決定するに十分ではない」<sup>6</sup>。

ポパーは、反証可能性(テスト可能性)を論じるには、言明の論理形式を論じるだけでも、言明中に生じる表現の種類を論じるだけでも駄目であると主張している。(この後者の点については、べつの機会に論じたいと思う)。しかし、中山氏はあきらかに論理形式を論じるだけで済まそうとしている。これは、それ自体で誤りであるだけでなく、反証主義に対する根本的な誤解を示すものであろう。

<sup>6</sup> K.R.Popper, *Realism and the Aim of Science*, Routledge, 1983, p. 195.

一般的に言って、言明のなかには、それ自体で非常にあいまいな言明とか、反証逃れが初めから組み込まれている言明とか、統計的・確率的言明——これらは、原理的には、試行の数が足りないから予測値に収束しないのだといった反証逃れを言い立てることのできる言明である——といったものがある。これらは、反証可能性の度合いが非常に低いか、あるいは、そもそも反証可能性をもたないものである。したがって、くり返すが、言明の論理形式を考えただけでは、経験的反証可能性を理解することにはならないのだ。

他方で、反証らしき出来事などが発見されたときには、反証逃れといったことも生じてくる。たとえば、白いカラスが発見されたというときに、白いカラスはカラスではないという言い逃れも可能である。それゆえにポパーは、統計的・確率的言明についてはいまふうにいえば棄却域を定める——これは方法論的反証主義がおこなうことである——とか、あるいは、反証逃れのために規約主義を避けるといった知的態度の重要性を論じたのであった。しかし、中山氏のように「反証可能性は、単純な普遍命題に関しては保障される」と言ってしまうと、反証主義の重要主張がすべからず、欠落するか、あるいは、覆い隠されてしまうだろう。それは、反証主義の歪曲につながることである。

### §3 テーゼ2について

ここでは、氏が「反証可能性は、……存在命題と普遍命題を複雑に組み合わせた命題には適用できない場合がある」と述べていることに対して批判的コメントを試みてみよう。

この文で氏は、つきつめたところ「反証可能性は、……適用できない……」という言い方をしている。しかしながら、これはじっさいには「反証可能性の規準は、……」というべきものであっただろう。性質はあるかないかであり、規準は適用できるか否かである。前節でも見たように、中山氏に議論には、単純な普遍命題には「反証可能性」

が論理的な性質として備わっていると解釈できるような言い方もしているのであえて指摘しておく次第である。

さて問題は、入れ子型言明には経験的反証可能性の規準を適用できない場合があるかどうか、ということである。もちろん氏は、反証主義を批判しようとしているわけだから、「適用できない場合がある」ことを論証しようとする。では、氏はそれをどうおこなっているか。

氏はそれを、自身の注(4)(p.89)では、論理式を示しながら展開している。しかし、残念なことにそこには勘ちがいとでもしか言いようのないミスと、ひょっとしたら論理学に対する本質的な無理解ともとられかねないミスが含まれている。筆者としては逆に、そうしたミスを手掛かりにしながら、自分の議論を展開させてもらうことにしよう。

氏がつけたこの注における2番目の文は、つぎのように述べている。

『 $x$  が  $G$  であり、かつ、すべての  $y$  について ( $x$  は  $y$  と  $R$  という関係にない) ということを充たす対象  $x$  が存在する』という文は、述語論理で『 $\forall x (G(x) \rightarrow \exists y R(x,y))$ 』

と表せる。」(p.89、見やすくするために論理式の前で改行。強調は原文のまま。)

最初に注意しなければならないが、この一文では二重括弧で示されている例文と、その論理式とされているものとはどう見ても呼応していない。氏が本文やこの注で言いたいことなどを勘案するとあきらかに例文の方が、氏自身も言及しているつぎの文にとり換えられるべきであろう。

「 $G$  という性質をもつすべての対象には  $R$  という関係にあるような対象が存在する」(強調は原文のまま。)



この点は、文脈を尊重して読めば勘違いであることがすぐにわかるから、無害であると言えば、そうとも言えるのだが、ただけないものであることに変わりはないし、この本が対象としている読者に論理学とはますますもってチンプンカンプンなものという印象を与えかねないであろう。

さて、氏の議論だが、氏はこの論理式を反証するためには、これの矛盾対当式が検証(実証)可能か否かを見ればよいと話を進めていく。だが、氏のその話に乗っていく前に、根本的な異議申し立てをしておかねばならない点がある。

### § 3-1 反証主義の根本テーゼとはいかなるものであったのか

氏は論理式で示しているような単独の文を考察の対象にしているが、これは反証主義の根本テーゼと合致するものではない。というのも、ポパーは、みずからの反証可能性の規準が適用される対象は、単独の文ではなく、理論体系であると断言しているからである。重要な個所なので引用しておきたい。

「……『経験』によってテストされうる体系のみを経験的として承認することにしよう。このような考察からは、境界設定規準としては体系の検証可能性ではなく、反証可能性を提案しようという考えが生まれてくる。換言すれば、われわれは、体系が経験的・方法的な道をつうじて決定的に肯定されることを要求しはしないが、しかし、その体系が、その論理的形式からすれば、方法的テストの道をつうじて否定されうることが要求する。経験的・科学的体系は経験において挫折しうるのでなければならない。」(邦訳『科学的発見の論理』邦訳 49 ページ。訳文は筆者。)

たしかにポパーは、「すべてのカラスは黒い」といった単独の文を例題として議論しているときもあるので、反証可能性の規準があたかも単独の文を主たる適用対象にしているかのような印

象をもつ人がいるのかもしれない。またそうした人は、原典にあらず、ポパーに対する批判者の議論しか読まないことから、誤解に導かれているのかもしれない。しかしながら、『科学的発見の論理』を少しでも丁寧に読む人にとってはそうではないことは明白なはずである。だが、単独の言明に対してもポパーの規準は適用可能である。それゆえに扱いやすさの点から、単独の文を取り上げた早わかり的解释も生じてくる<sup>7</sup>。もっとも、それによって反証主義を正しく解説できているならば、それはそれで立派な業績と見なされてよいであろうが、誤解を誘発させるのみであるならば、何のための「早わかり的解释」なのかわざるをえなくなる。

さらにこの引用文にかんして注目しなければならないのは、体系には「その論理的形式からすれば、方法的テストの道をつうじて否定される」という条件が課されていることだ。この条件からすれば、氏が論証しようとしているような、論理形式からして論理的に反証可能性をもたない言明は、当然のことながら、経験的反証可能性ももちえないから、形而上学的言明として経験科学の外におかれることになる。だから、氏が論証に成功して、論理的に反証可能性をもたない言明があると示したところで、先に引用した経験的反証可能性の規準からすれば、それは形而上学的言明になるのですと言われるだけである。規準は見事に適用されるのだ。氏は、なにを批判すべきなのかわかっていないと言わざるをえない。(批判しようとするならば、あきらかに経験的反証可能性をもたないにもかかわらず、経験科学の中枢に属する真なる言明の例を示すとか、あるいは、科学性の規準としては経験的反証可能性を採用するよりも実証可能性を採用した方がより優れているといったことを説得的に論じる必要があるだろう。)

7 拙著『反証主義』(東北大学出版会、2010年)、p.62,84を参照されたい。

### § 3-2 論理式に関連する若干の基本的事項

さて、氏がどのようにして入れ子型言明には反証可能性がないのかを論証するのかを見ることにしよう。氏は、みずから提起した論理式を反証する矛盾対当式を説明する際につぎのように語っている。

「このとき、『 $G(x) \wedge \forall y \neg R(x, y)$ 』を充たす対象があるかどうかを確かめるためには、普遍文『 $\forall y \neg R(x, y)$ 』を検証しなければならなくなる。こうして、入れ子になった普遍文『 $\forall x (G(x) \rightarrow \exists y R(x, y))$ 』の反証は、『 $\forall y \neg R(x, y)$ 』という普遍文の検証を必要とすることになり、反証という方法の選択により避けようとしていた検証の問題と直面することになってしまう。」(p.89)

これが氏の言う「反証主義の論理的問題」なのだが、反証をおこなうとされているところの普遍言明は、正確には次のものだろう。ついでに反証される側の言明も (1) として記しておこう。

- (1)  $\forall x (Gx \rightarrow \exists y R(x, y))$
- (2)  $\exists x (Gx \wedge \forall y \neg R(x, y))$

氏は、(2) が論理的に反証不可能であることを論証しようとするわけである。その論証に立ち入っていく前に、ここでも若干の補足事項を述べておかねばならない。というのも、氏はこの式を略して、 $\forall y \neg R(x, y)$  と表現しているのだが、この表現では、変項  $x$  が自由変項になってしまうのであり、「検証」の対象にはならなくなってしまう。これは些細なとがめだてだと言われるかもしれないが、反証主義を批判するためには、あるいはより正確に理解するためには、きちんと理解しておくべき点であると思う。

### § 3-3 束縛変項と自由変項

自由変項を含んだ式について、真偽を問うというのはじつに奇妙なことである。じっさいには――

これは、筆者の推測だが――氏はこの箇所ですづぎのような、 $x$  の束縛された式を考えているのではないかと思う。

$$(3) \exists x \forall y \neg R(x, y)$$

この式であるならば、真偽の判断は可能であろう。筆者には、存在と普遍が問題になっているところで氏があまりにも不用意な発言をしているように思われてならない。

ここでは、自由変項を含んだ式について真偽を問うことができないという点について最小限の説明を加えておいた方がよいだろう。というのも、ポパーの経験的反証可能性の規準からすれば、「その論理的形式からすれば、方法的テストの道をつうじて否定され」えない言明は、形而上学的とされるのだが、そこにどんなタイプの言明なるものが属するのかを理解しておくことは、反証主義の理解にも資すると思われるからだ。

たとえば、話を分かりやすくするために経験的世界ではなく、整数の世界を論議領域 (universe of discourse) として取り上げてみよう。そのようにしても論理的关系には影響がないからだ。さて、つぎのような 4 式を考えてみよう。

- (a)  $y = 2x$
- (b)  $\exists x \forall y (y = 2x)$
- (c)  $\forall x \forall y (y = 2x)$
- (d)  $\forall y (y = 2x)$

これらの式を見比べてみるとすぐわかるが、(a) 式においては、 $x$  も  $y$  も自由変項である。だからたとえば、 $y$  に 5 を代入し、 $x$  に 2 を代入すると  $5 = 4$  といった偽なる言明をえる。(a) 式は具体的整数が代入されてはじめて真偽を問えるのであって、式自体について真偽を問うことには意味がない。(d) 式においては、 $x$  は自由変項であり、 $y$  は束縛変項である。(b) と (c) の式では、すべての変項が束縛されている。

さて、(b)式を考えてみよう。いま、整数の世界を論議領域とすると、(b)式はすべての  $y$  について、それを  $2x$  とするような  $x$  が存在すると言っている。しかし、すぐわかるが、 $y$  として奇数をとれば、 $x$  が整数であるかぎり、 $2x$  は決して奇数とはならないのであるから、あきらかに(b)式は偽であると言わざるをえないであろう。もちろん、 $\exists x \exists y (y = 2x)$  といった式であれば、 $x$  が 2 で、 $y$  が 4 といったように、 $y = 2x$  を充足する、 $x$  と  $y$  が存在することは自明であるから、この式は真であると言える。(c)の式も同じように考えて、偽であることはすぐにわかるであろう。

ところで、(d)式についてみると、すべての  $x$  について言われているのか、それとも、ある  $x$  が存在すると言われているのか、まったく分からない。これでは真偽を判断しようがない。この式における  $x$  は、ここは整数が代入される場所ですよ、ということしか言っていない。もっとわかりやすく言うと、「 $x$  は  $y$  である」とか「 $\sim$ は $\sim$ である」とか「 $\bigcirc\bigcirc$ は $\times\times$ である」といったものは言明の型とでもいうべきものであって、その真偽を語ることでできるものではない。氏はまさにこの点を曖昧にしている。あるいは、反証主義を批判しようとするのにじつに不用意な発言をしていることになる。

さて、補足的解説事項が長くなってしまった。要するに、『 $\forall y \neg R(x, y)$ 』という普遍文の検証を必要とする」という氏の主張は、そもそも検証——ここでは、テストということ——の対象にならない・言明の型のようなものについての主張なのである。経験的反証可能性の規準はこうしたものを形而上学的とするだけである。

さて、補足を済ませたので、話は(3)式の「検証」にたち返る。中山氏は(3)式を検証することは普遍文の実証を含んでしまい、それはポパーも認めるだろうようにできないことであるから、反証主義は避けようとしていた問題に再帰するのであり、問題を解いてはいないと主張した。しかし、反証主義はほんとうに実証の問題を避けよう

としているのだろうか。反証主義は、この問題を先にも触れたように「基礎問題」として扱っているのだが、氏がそれを無視しているだけではないのだろうか。しかし、本稿では基礎問題まで扱っている紙幅の余裕はないので、この問題は別な機会に譲ろう。ともあれ氏は、入れ子型言明の反証を試みると、普遍言明の実証に出会うと論じた。以下ではこの点を検討してみたい。

#### §4 反証不可能性のうらがわ

まず、いままでの補足事項などを踏まえて、氏のテーゼを述べ直してから話を進めていこう。

(p. 89 を参照されたい。)

「少なくとも、

$$(1) \forall x (G(x) \rightarrow \exists y R(x, y))$$

という論理形式の文を反証するには、その否定文である

$$(3) \exists x \forall y \neg R(x, y)$$

を検証しなければならないが、そのためには普遍文の検証をおこなわねばならない。しかし、それは反証主義が避けようとしていた検証の問題と直面することである。」

ここでは話を不必要に抽象的にしないために、たとえば、 $G$  を「男」と、そして  $R(x, y)$  を「 $x$  が  $y$  を愛する」と解釈してみよう<sup>8</sup>。すると、(1) と (3) はつぎのようになる。

(1 解釈) すべての男が愛するものが存在する。

(3 解釈) すべての  $y$  を愛さない男が存在する。

(どの  $y$  も愛さない男が存在する。)

このように解釈してみると、すぐ見て取れるが、 $y$  については属性規定が与えられていない。われ

8  $G$  を「人間の行為」と解釈し、 $R(x, y)$  を「 $x$  が  $y$  によって合理的行為とされる」と解釈してみよう。すると、これはどんな人間行為にもそれを合理的なものとするもの——つまり、理由——があるという・ポパーの合理性原理を語っていると解釈できるであろう。

われは、 $y$ は「女」であるとか、「賭け事」であるといった属性規定が与えられているのであれば、考えやすくなるし、またわれわれの現実的思考（科学的思考）においては、できるだけ属性規定を与えるように努めているであろう。しかし、中山氏が挙げた例はこうした側面を無視した——経験科学という体系にはあまりふさわしいとは思われない——例文なのである。

ところで、われわれは全宇宙のなかには「すべての男が愛するものが存在する」という言明が成立する可能性のあることを否定しえないであろう。ちょうど、「神が存在する」( $\exists xGx$ )という言明を否定しえないように。つまり、われわれは(1<sup>解釈</sup>)の言明を、普遍を伴っているにもかかわらず存在言明と考えて、すでにして反証不可能と考えているのだ。事態は、「神が存在する」という言明を反証不可能と考えることと同じなのである。

ところが、中山氏はご丁寧にも(1<sup>解釈</sup>)を反証するには、(3<sup>解釈</sup>)を検証(実証)しなければならないという。そして、それは全宇宙に存在するすべてのもの——これは無限に存在すると想定されている——についてのテストが必要になるが、そんなことはできない、というわけだ。しかし、無数に存在するひとつひとつの個体について、それを愛さない男のいることを実証していくことはできないだろう。筆者は、この議論自体はきわめてまっとうな議論だと思うが、存在言明が反証不可能だということをうらがわから述べているにすぎないと思う。

この点を見るためには、たとえば、「神が存在する」という言明を反証するばあいを考えてみればよい。反証するために、その否定言明、すなわち、「どんなものも神でない」( $\forall x \neg Gx$ )を実証する必要があるが、それは論理的にできないわけだ。つまり、「神が存在する」という言明の反証不可能性は、その否定言明の実証不可能性にもとづいている。そして、同じことは(1<sup>解釈</sup>)についても言えるわけだ。

中山氏はこのきわめて単純な真実をもち出しているにすぎない。もっと具体的に言うと、(3<sup>解釈</sup>)は検証(実証)不可能であるから、(1<sup>解釈</sup>)を反証不可能とすることには何の疑問も生じないはずだ。いったい、中山氏はなにを論じようとしているのか。まったく不可解な話だ。中山氏は、(1)のような入れ子型の「より複雑な」論理式を提示して、反証可能性という概念が挫折してしまうことを論じようとしたのだろうが、その議論は「より複雑な」論理式を提示する必要はまったくないものであって、すでに例示したように、「神が存在する」( $\exists xGx$ )という言明を反証するためには「どんなものも神でない」( $\forall x \neg Gx$ )を検証(実証)する必要があるが、これは「反証という方法の選択により避けようとしていた検証の問題と直面することになってしまう」(p. 89)と論じてよかったのだ。なにも小難しい論理式を引き合いに出す必要はなかったのである。氏はみずから提起した論理形式をもつ文は反証不可能として形而上学的言明に分類すればよい。それだけでよいのだ。論理形式からして反証不可能なのは、必然的に、経験的にも反証不可能だからだ。そして、それは経験的反証可能性の規準にしたがうことでもある。氏は「反証主義にも論理的問題がある」と述べたが、いったいどこにそのような問題があるというのだろうか。

中山氏は「検証の問題と直面することになってしまう」と言えば反証主義に対する問題提起になり、同時に反証主義を批判したことになると考えているようだが、反証主義はこの問題なるものをとっくの昔に解決して「反証可能性」の概念を提出していたのである。中山氏の議論は、反証主義者によって微笑みをもって迎え入れられるだけだろう。何の批判にもなっていないことに早く気づくべきである。結局のところ、中山氏は存在言明の反証不可能性という・反証主義が古くから掲げているテーゼに到達しただけである。

中山氏の議論についてはこれで済ませることにして、氏が扱った入れ子型言明について反証主

義がどのように扱っているかという——本来なら、中山氏がとうぜん言及すべき——点に触れて、われわれは反証不可能性の概念をよりふかく理解すべきであろう。

## §5 存在-普遍言明、普遍-存在言明

氏が取り上げた言明、すなわち、

$$(1) \forall x (Gx \rightarrow \exists y R(x, y))$$

というタイプの言明は、ポパーの呼び方では、普遍-存在言明と呼ばれるものである。かれは、これのほかに存在-普遍言明も考えているし、さらに存在と普遍がより複雑に組み合わせられた言明も考えている。そしてかれは、こうした言明をじつに 1934 年の『科学的発見の論理』(66 節)以来、論じていたのである。したがって、ポパーにとっては、こうしたタイプの言明を用いての批判なるものはとうの昔に処理済みということになる。この点で、中山氏の批判なるものは、ポパーすでに解決しているものをぶり返して批判とするという滑稽事を演じたわけだ。悲しむべきというか、笑うべきというか、筆者はじつに複雑な思いに駆られる。おそらく、「反証不可能性」の概念は有名であるにもかかわらず、その内容は深くは理解されていないのだ。以下では、ポパーがこうした複雑な言明についてどのような議論をしたかを紹介しておこう<sup>9</sup>。

### §5-1 存在-普遍言明

まず存在-普遍言明 (existential-universal statement) から話を始めてみたい。具体的例として「すべての卑金属を黄金に変える賢者の石が存在する」という言明を考えてみよう。いま問題にしようとしているのは、この言明の論理形式である。それはつぎのようになる。

$$(4) \exists x [Sx \wedge \forall y [By \wedge M(x, y) \rightarrow Gy]]$$

ここで、S は「物質である」という属性、B は「卑金属である」という属性、M は「x を y に混合する」という関係 (二項述語)、G は「黄金である」という属性である。したがって、この論理式はつぎのように読める。

「つぎのようなあるもの x が存在する。つまり、x は物質であり、すべてのある (別な) もの y に対して、y が卑金属であり、そこに x が混合されるならば、y は黄金になる。」

この言明はふつう、簡略に「賢者の石が存在する」という言明として知られているものだが、より詳しく分析すれば上のようになるということである。

さてここで反証主義者が示すべきことは、論理形式としての (4) が論理的に反証不可能であるから形而上学的言明であることを示すことである。

さて、(4) を反証しようとする、その否定言明であるつぎの言明を実証しなければならなくなる。

$$(4-) \forall x [\neg Sx \vee \exists y [By \wedge M(x, y) \wedge \neg Gy]]$$

すると、 $\forall x \neg Sx$  を実証するか、あるいは、 $\forall x \exists y [By \wedge M(x, y) \wedge \neg Gy]$  を実証するかという話になる。しかし「 $\forall x$ 」という普遍にかんしては、すべての x という論理的には無限に存在するものが主題となり、これについてある属性とか関係があると実証する (真とする) ことは論理的に不可能だという話になる。よって (4-) は実証不可能であり、したがって (4) は反証不可能だから、みずからのたてた経験的反証可能性の規準にしたがって、これは形而上学的言明であると結論される。中山氏のように、「反証主義の論理的問題だ」などと騒ぐ必要はどこにもない。経験的反証

9 以下では、例などを含めて、K.R.Popper, *Realism and the Aim of Science*, Routledge, section 24 に依拠していることを断っておきたい。

可能性の規準を首尾一貫して適用すれば、それでは話は終わる。

筆者は、(4) のようなタイプの言明を形而上学的言明と見なすことに何の問題もないと考えるが、このタイプの言明は、「賢者の石が存在する」という言明がそうであるように、一步踏み込んで偽と見なした方がよいと考えるひともいるだろう。以下では、この点について若干のコメントをつけておきたい。

筆者自身の個人的見解を言わせてもらえば、この言明はまさに形而上学的であるゆえに中世の錬金術を大きく前進させたのだと思う。形而上学は無意味ではないし、科学を前進させる力も持っている。だが、現代ではこの言明は偽と見なされるだろう。では、その根拠はいかなるものなのか。

「賢者の石が存在する」といった言明を偽と見なすとは、これの反証言明を真と見なすことである。しかし、それは普遍言明のかたちを含むので実証不可能であった。しかしながら、われわれは、そうしたなんらかの普遍性をもった言明についてさえ仮説的に偽と想定することもできる。そのとき、われわれは帰納法を使っているわけではない。つまり、いままで「賢者の石」とされたものがことごとくインチキであったから、今後ともインチキの「賢者の石」しか見つからないだろうと考えたわけではないのだ。もっとも、このように考えて仮説を提出することは許されるが、そこには妥当性はないということだ。帰納法に論理的妥当性はないからである。しかし、重要なのはいかなるプロセスを経て仮説が提出されるかということではなくて、提出された仮説が妥当か否かということである。このように考えたとき、われわれが「賢者の石」は存在しないと想定するのは、かりに「賢者の石」の候補となるようなものが提出されたところで、それは経験性の条件を満たさないであろうと予測しているからなのである。そして、この予測は反証されていないかぎりで維持できる。われわれはこうした意味において、「賢者の石が存在する」といった言明を偽と見なして

いるにすぎない。ここにあるのは、知識の可謬性であって、それはなんらかの形で普遍を伴っている言明には、実証可能性がないと洞察したことの結果でもある。

## § 5-2 普遍-存在言明

つぎには普遍-存在言明

(universal-existential statement) を考えてみよう。ここでもポパーが挙げた例にしたがって考えてみたい。かれは、その種の例としてつぎのような論理形式の言明を挙げた。

$$(5) \quad \forall x \exists y \exists z [(Ly \wedge C(z, x)) \rightarrow P(x, z, y)]$$

この論理式に付与可能な解釈のひとつはたとえば次のようなものであろう。Ly は y が（真なる）普遍法則であることを、C(z, x) は z が x に先行する先立つ出来事（一連の初期条件）であることを、そして、P(x, z, y) は x は y の存在のもとで z から予測可能（導出可能）であることを意味している。これは、つまり、「すべての出来事は原因をもつ」という・いわゆる因果性の原則を表現している。これは、ふつう、形而上学的言明と考えられている。

さて、問題は (5) が論理的に反証不可能であることを示すことである。そのためには、すでになんども論じているように、(5) を否定したつぎの言明が論理的に実証可能かどうかを考察すればよい。

$$(5-) \quad \exists x \forall y \forall z (Ly \wedge C(z, x) \wedge \neg P(x, z, y))$$

記号表現だけでは理解しにくいので、先に与えた因果性の原則という解釈にしたがって述べると、(5-) は、簡単に言って、どんな普遍法則 y のもとでも、そして、いかなる初期条件のもとでも、予測できない x が存在するという意味である。定式化すれば、つぎのようになる。

(5-解釈) すべての(真なる)普遍法則とすべての初期条件のもとで予測(導出)できない  $x$  が存在する。

ここで、もちろん、すべての  $y$ 、すべての  $z$  について、吟味することは論理的に不可能であるから、(5-) は実証不可能という話になる。結果として、(5) は反証不可能な言明、つまり、形而上学的言明となる。この議論は、上記の存在-普遍言明の場合とまったく同じである。

これは、簡単に言うと、経験的に予測不可能な出来事が存在するということである。この形而上学的言明は、非決定論が経験的に正しければ、真なる言明となろう。世界の決定性にほころびがあれば、予測不可能な出来事が存在してもおかしくない。つまり、(5) の経験的解釈である因果性の原則は偽となる。しかし、非決定論も決定論——「科学的」決定論のことではない——もわれわれの通常理解では形而上学に属する<sup>10</sup>。

さて、ここまでの議論をいちおう了承する人であつてもとうぜん疑問に付す点があるだろう。それは、普遍-普遍言明とか、存在-存在言明のような入れ子型言明についても、うへの議論は成立するのか、という疑問である。例を挙げて簡単に答えておきたい。

まず、普遍-普遍型の言明について。

ごく単純な例として次の論理式を取り上げてみよう。

$$\forall x \forall y [Fx \rightarrow Gy]$$

この矛盾対当式はつぎようになる。

$$\exists x \exists y [Fx \wedge \neg Gy]$$

このタイプの言明は存在言明であるから、これに対応する・解釈を与えられたところの基礎言明

が真であるならば、真となり、結果として同じ解釈を与えられたところの矛盾対当関係にある  $\forall x \forall y [Fx \rightarrow Gy]$  を反証する。反証主義の原理が妥当しなくなってしまうということはないのである。

さらにもうすこし複雑なつぎのような普遍-普遍型言明を取り上げてみよう。

$$\forall x [Fx \rightarrow \forall y Gy]$$

この反証言明はつぎようになる。

$$\exists x [Fx \wedge \exists y \neg Gy]$$

これは、構造は少しばかり複雑だが、存在言明であることに変わりはない。したがって、これに対応する・解釈を与えられたところの基礎言明が真であるならば、真となり、結果として同じ解釈を与えられたところの矛盾対当関係にある  $\forall x [Fx \rightarrow \forall y Gy]$  を反証する。

こうしたことは、論理学を知っているものにとっては明白なことであろう。たしかに本稿ではきちんとした証明をおこなっているわけではないが、筆者には普遍-普遍型の言明が何か特別の困難を惹き起こすとは思えない。つまり、普遍-普遍型言明は、実証不可能で反証可能であるという性質(非対称性)を維持するであろう。

同じことは、存在-存在型の言明についても言えるだろうと思う。つまり、存在-存在型言明はそれ自体で存在言明でしかないのだから、実証可能で反証不可能という性質を失わないであろうと思う。

## §6 結論

さて、上記の §5 においては、存在-普遍言明と普遍-存在言明について考察した。その結論は、ともに、反証主義が挫折するわけではないということであった。論理的に反証不可能な言明は、ポパー自身の提案にしたがって、形而上学的言明に

<sup>10</sup>「科学的」決定論は、経験的に反証可能である。詳しくは、Popper, *The Open Universe*, 1983 を参照されたい。

分類すればよいというだけの話である。すると、こうした言明よりもさらに複雑に存在と普遍が絡み合っている言明について、論理的に反証可能性をもつものがあるだろうか、あるとしたら、それはさらに経験的反証可能性ももちうるだろうか、という疑問も生じてこよう。くわえて、論理的な反証可能性に制約を加えて経験的反証可能性

を生み出すのは、使用されることばの意味であったが、ポパーはそれだけではなく、さらに制約が課せられると考えている。としたら、それはどのようなものかという疑問も生じてくるだろう。しかし、それらについては別の機会に論じたいと思う。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## ヘンペルの“パラドクス”、境界設定、そして帰納の問題

篠崎研二

すでにご存知のこととは思いますが――

(A) すべてのカラスは黒い

を実証したいとする。ふつうは「黒いカラス」を捜そうとする。しかしこの命題はその対偶

(A') 黒くないものはカラスではない

と同じことを言っているのであるから、「黒くなくてカラスでないもの」、たとえば「黄色い鉛筆」などを見つければ、(A)は実証されるのか、そんな瑣末なものはいくらでもあるではないか――これが「ヘンペルのパラドクス」とか「カラスのパラドクス」とか呼ばれるものである。それでは次の命題ペアを取り上げよう。

(B) すべての凝縮物体（固体と液体のこと）には質量がある

(B') 質量がなければ凝縮物体ではない

今度は対偶命題を実証するためには「質量のない気体」を捜さなければならないが、一転してこちらは至難の業だ。なぜこうなるのか、理由は単純だ。 $R$ を「カラスである」、 $B$ を「黒い」とすれば、 $R \cdot B$ の性質を持った個体よりも $\neg R \cdot \neg B$ の性質を持ったもののほうが圧倒的に多いから、ランダムに選んだ個体 $a$ については、 $P(\neg Ra \cdot \neg Ba) \gg P(Ra \cdot Ba)$ となってしまう。これが瑣末感の理由

である。しかし命題(B)の場合は逆で、 $C$ を「凝縮物体である」、 $M$ を「質量を持つ」とすれば、 $P(Ca \cdot Ma) \gg P(\neg Ca \cdot \neg Ma)$ となっているだろうから $\neg Ca \cdot \neg Ma$ に瑣末感はなくなる。つまり「実証しようとする」と「瑣末感」の間には何の関係もない。だから、ヘンペルのパラドクスは「実証の貧困さ」を示すとか示さないとかいうこととはまるで関係ないことである。ヘンペル自身はいつも“paradox”と括弧に入れていて、これをパラドクスとは思っておらず、論理学からの必然の帰結と見ていた。実際そのとおりなのである。

しかしそれでも「黄色い鉛筆」がもたらす奇妙な感覚は消えることがない。我々は(A)を確かめる、または反証するのに、まずカラスの集団を調べるのであって、黒くないものの集団を調べやしない。この解決策として提案されているのは、「効率」に訴えることである。つまり、(A)を調べるほうが大量の(A')を調べるよりも効率が良い、ということだ。このあたりまでは日本の科学哲学界も認識しているようである。(内井惣七『科学哲学入門』、高橋昌一郎『科学哲学のすすめ』、森田邦久『理系人に役立つ科学哲学』など)で、私はこの先の話をしたいのである。では「効率」ってどう定義されるのか。それに、そもそもヘンペルの確証理論の大きな困難は、このパラドクスなどではない。それはどのようなことなのか、そして確証理論が困難を抱えていることは反証主義の何か正しさのようなものを示しているのだろうか。



そこで、(A)と(A')の場合で反証例を見出す確率を比較してみよう。つまり、世界からまずカラスを選択し、それが黒くない場合の確率  $P(\neg Ba/Ra)$  と、まず黒くないものを選択しそれがカラスである確率  $P(Ra/\neg Ba)$  の比較である。4つ事象  $Ra \cdot Ba$ 、 $Ra \cdot \neg Ba$ 、 $\neg Ra \cdot Ba$ 、 $\neg Ra \cdot \neg Ba$  の確率を、

$$P(Ra \cdot Ba) = p_1, P(Ra \cdot \neg Ba) = p_2, P(\neg Ra \cdot Ba) = p_3, \\ P(\neg Ra \cdot \neg Ba) = p_4$$

と書くことにすれば、 $P(\neg Ba/Ra) = P(Ra \cdot \neg Ba)/P(Ra)$ などのベイズの公式を使うことにより、

$$P(\neg Ba/Ra) = p_2/(p_1+p_2)$$

$$P(Ra/\neg Ba) = p_2/(p_2+p_4)$$

が得られる。ここで明らかに  $p_4 \gg p_1$  であるから、 $P(\neg Ba/Ra) > P(Ra/\neg Ba)$  となる。このことは、反証例はカラスの集団の中からのほうが見つけやすいこと、つまり  $\neg Ba \cdot Ra$  を探すことの方が「厳しいテスト」であることを示している。この議論はもともと Suppes によるもので、これを Earman は、厳格さに多少の難はあるものの、基本的には正しいとみなして、「かくしてベイジアンはポパーの方法論に皮肉を込めた賛辞を送ることができる。つまり、ポパーの言うこととは反対に、まさしく帰納主義こそ、反証しようとする真摯な企ての意義を評価できるからである。」

(J.Earman, "Bays or bust?", p.72.) と言った。ヘンペルの「パラドクス」は「実証主義の躓き」どころか「ベイジアンの勝利」だという次第だ。

とはいうものの、ヘンペルの確証理論のかかえる問題にはもっと根本的なものがある。ヘンペルは「仮説を支持する証拠」を論理的に定義しようとして、「展開 (development)」を提案した。これは仮説を成立させる個体の組合せのすべての集合で定義される。たとえば2つの個体からなる集合  $I = \{a, b\}$  では、仮説  $H_1 : (x)Rx$  (すべては  $R$  である) のとき、展開は  $dev_1(H_1)$  と書かれそれは  $Ra \cdot Rb$  である。 $H_2 : (\exists x)Rx$  であれば、 $dev_1(H_2) = Ra \vee Rb$  となる。一見直観的にもっともなこの定義

は一方では狭すぎ、他方では広すぎることが判明する。 $I = \{a, b, c, d, e\}$  とすると、 $dev_1(H_1) = Ra \cdot Rb \cdot Rc \cdot Rd \cdot Re$  だけである。 $Ra \cdot Rb \cdot Rc \cdot Rd$  や  $Rb \cdot Rc \cdot Rd \cdot Re$  は実証例にはならない—これは直観に反する、つまりこの定義は狭すぎる。こんどは  $I = \{a\}$  とし、 $H_3 : (x)Rx \rightarrow Bx$  (すべてのカラスは黒い!) であるとしよう。すると  $dev_1(H_3) = \{Ra \cdot Ba, \neg Ra, \neg Ra \cdot \neg Ba, Ba, \neg Ra \cdot Ba\}$  となって、なんでこんなものが証拠なんだ、という問題がここで生じる。つまりこの定義は広すぎるのである。ヘンペルの「パラドクス」はこのような文脈で生じたものだった。

このような「支持する証拠」の曖昧さに対し、反証例は  $Ra \cdot \neg Ba$  に一義的に定まる。この事情は何か反証主義に有利になることだろうか? そうは言えないだろうと私は思う。これは  $(x)Rx \rightarrow Bx$  のような全称命題の場合にだけあてはまることで、 $(\exists x)Rx$  の様な存在命題や、あるいは  $(x)[Rx \rightarrow (\exists y)By]$  の様な命題の場合にはそもそも反証例が挙げられない。このような反証不能な命題をポパーは科学から排除したが、それは科学をあまりに狭く限定するものだと私は思う。それに、ポパーが科学と形而上学の境界設定の規準とし反証可能性を着想するに至ったあの推論が、そもそも間違っていたと今では私には思えるのである。

「(マルクス主義や精神分析などの) 理論はその適用領域に於ける出来事のすべてを説明できるように見えた。マルクス主義者は新聞を開きさえすればその歴史解釈を証拠だてる事実をあらゆるページに見出した」(Conjectures and refutations, p. 35) のは何故だろうか? それはそうした理論から導出される個別命題、たとえば「資本主義の下では労働者階級は窮乏化する」などがどうしても曖昧で、現実の現象や実験と対比させてその真偽についてははっきりと白黒つけられないからである。だから、マルクス主義者は個別命題を自分に都合良く解釈して、安易に実証できるわけである。とすれば、反マルクス主義者も同様の手口で、マルクス主義を安易に反証できる、つまり、新聞を開

けばマルクス主義への反証をあらゆるページに見出すことができるはずだ。安易に実証できる理論は、反証もまた安易にできるのである。これに対し、相対論から導出される個別命題は、その真偽についてははっきりと白黒つけられる。つまり両者の違いは、

(X) 理論から導出される個別命題が現実（観察結果）と一致（または不一致）するのかを、はっきり結論できるか否か

という点にあるのであり、だからポパーはこれを科学と形而上学の境界設定とすべきだったのだと私は思う。これに比べれば、理論の反証可能性というのは不必要に強い要請である。このことは規準 (X) が純粹存在命題を排除しないことからわかる。たとえば生物の連続的な進化の理論からすれば、「猿人と人類の中間に位置する、これこれの特徴を持った化石が見出されるはずだ」という存在命題が導出されるだろう。この命題は反証不能であるが、ある化石が発見されたとき、「これこれの特徴」がそれに合致するか否かははっきり特定できるほどに明確で具体的であれば、規準 (X) は満足する。だから立派に科学の仲間入りをするのだ。こう考えると、あのデュエム・クワイン・テーゼをめぐる議論も、無用なものであったと思う。理論から導出された個別命題で反証されたものがあっても、それで理論が反証されたことと見なすかどうかは「別途検討を要する問題だ」と言えば良かったのである—実際、科学者たちはそうやっているのである。

さて、話をもとに戻して、そもそもなぜ「支持する証拠」が欲しいのだろうか？これはミラーの言う帰納論者の「正当化主義的偏見」なのだろうか？私はそうではなくて、帰納の問題というのはつまるところ実践の指針をどう得るかという問題だと思っている。ここで「過去のことからは今後のことについて何も言うことができない」と見なしている反帰納原理主義者が、風邪を引いたので薬を飲もうと思っているとしよう。候補としてはA, B二つの薬があり、Aは今までよく効いたが、

Bは効いたためしがない。しかし彼は迷わずBを棄却しAを選択することはできない。過去のことは将来については何も言わないのだから、AもBも効く確率はどちらも五分五分だというほかはないからである。反帰納原理主義などに本当に従ったら、この調子で何を選択することもできず、不確実な状況のもとでの意思決定というものがおよそできないのである。だから、じつはポパーもミラーもこの立場で首尾一貫することはできなかった。ポパーは結局「検証」という名の帰納に頼ったし、ミラーも同様の論法に従った。ミラーは“Critical Rationalism”で、テストの繰り返し可能性に関連したヘッセの指摘に答えて「仮説がテストにパスしたということは、これからもそのテストに繰り返しパスし続けるという理由になるものではない。同じくまた、テストに失敗したからといって、今後も繰り返し失敗するとはいえない」(p. 30)と、反帰納原理主義を一応は宣言する。しかしその十数ページ後では早くも腰砕けとなって、「合理的な意思決定とは批判を生きのびた提案を支持することだ」(p. 43)という。では「生き延びなかった」提案とはなんだろうか？それは反証された提案だろう。しかし、先の言明のように、「反証されたからといって、今後も反証され続けるわけではない」と本気で考えるのなら、反証された提案も棄却できないはずだ。しかしミラーはこう反論するのではないかと思う—いや「提案」などという曖昧な言い方をしてはいけない、これは「仮説」なのだ、仮説がひとたび反証されたからといって、今後もずっと反証され続けるなどということはもちろん言えないが、しかし一度でも反証された仮説は偽であるのだから、これを棄却するのは当然ではないか—この議論がダメなことは先程述べた通りなのであるが、念のため繰り返そう。ある状況—（風邪をひいた）—で、ある目的—（風邪を治す）—を達成するための方策を考えるとする。その状況—（自分の症状）—からして仮説（または理論） $H_1$ と $H_2$ を適用するのが妥当と判断され、そして $H_1$ は与えられた

状況のもとで方策 A—（薬 A を飲む）—を、 $H_2$  は方策 B—（薬 B を飲む）—を帰結するものとしよう。しかし B は今まで全く効果がなかった、つまり  $H_2$  は反証されていた、つまり偽であったとしよう。すると我々は方策 B を棄却できるだろうか？否である。 $H_2$  が偽であろうとなかろうと、それは将来の B の効力については何も言わないのだから。というわけで、反帰納原理主義の立場からすればいかなる方策も、過去の実績を理由にして棄却することはできないのである。だからこの立場からすれば、仮説や提案についての批判的検討にコストと時間をかけることなど全く無駄であり、サイコロ投げで瞬時に決定するのが最も合理的なことになるのである。

反帰納原理主義は、実はもっと基本的な問題ですでに躓いている。その考えでは反証であれ実証であれ、その根拠となる実験事実（ポパーの呼ぶ「基礎言明」）というものが存在しえなくなるのだ。それは「再現可能な結果」というものが帰納抜きには定義できないからである。ミラーは「テストを繰り返すことの意味は、本当に再現可能な結果を見出したのかどうかをチェックすることにすぎない」（p. 33）と言う。確かにそうである。たとえばある実験には攪乱要因が  $1/5$  の確率で生じるのだとすれば、同じ実験を 3 回ぐらい繰り返せば、3 回とも攪乱要因が生じる確率は  $1/125$  に減るから、実験を繰り返すことにより攪乱の影響のないデータを得ることが出来るようになるだろう—こうして例えばある実験の測定値は、5 回程度繰り返し測定すれば  $c \pm \varepsilon$  に収束する、などと言うのである。しかし、なぜ次の実験では、

攪乱が生じる確率が突如として  $4/5$  に上昇し、測定値がいつまでも収束しなくなる、とは思わないのだろうか？その根拠は結局、いままで何回実験しても、5 回程度の繰り返りで  $c \pm \varepsilon$  が得られたから、ということ以外にはない。そしてこれは帰納推論である。ミラーは、テストの繰り返しによって攪乱要因を除去して測定値を得るということと、そのようにして得られた測定値が再現可能である、つまり同様の環境で同様の測定法に従えば同様の測定値が得られる、ということとを混同しているのだ。

ミラーが“*Critical Rationalism*”で引用している帰納論者たちは皆、私がいま指摘したようなことを主張しているのである。私は彼らの主張を、子供にもわかるようにくどくど説明しただけだ。ミラーは自分が論駁しようとして引用した議論によって、逆に論駁されてしまっているわけで、私にはこの著作はいささか滑稽に映る。意思決定とは情報が不足しているために、何をすべきかを演繹によっては導出できない状況で決断することである。したがってそれは「増幅的(ampliative)」な推論を含まざるをえないものであり、したがって帰納的である。しかし我々は帰納的推論の納得できる論理を持っていない。ベイズ主義は多くの成功を収めたものの、依然として難点も抱えている。しかしだからといって反帰納原理主義を採用したら、我々は全く前へ進めなくなる。それは何もしない人の思想だというほかはない。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## 「技術倫理へのカール・ポパーの試み — 福島原子力事故を念頭に—」

高木 健治郎

## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分に三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震は、東日本大震災もたらした。その一部である福島第一原子力発電所

1～4号機の事故(以下、福島原発事故)災害は、1年半を過ぎてなお継続中である。4を超える事故調査報告書が提出されてきたが、事故要因で共通するのは「人災」である。「人災」、中でも組織的原因から本論では切り込みたい。その視点は技術倫理である。なぜなら、「人災」は技術倫理において最も主要なテーマの1つであり、組織的原因を生み出す「製造物と社会背景」の議論が整理されているからである。技術倫理を踏まえた上で、カール・ポパーが主張する「議論の背景的知識には疑いを向け、批判に開かれていなければならない」という指摘とすり合わせたい。

技術倫理の分野にカール・ポパーの思想の視点を注ぐことで、技術倫理への一助と共に、福島原子力災害への有用な足掛かりとしたい。そのため本論では、冒頭で福島原発事故の分析を述べ、技術倫理の基本概念を確保しながら問題点を抽出し、カール・ポパーの背景的知識の議論とすり合わせる。

以上の理由から、本論は「技術倫理へのカール・ポパーの試み」をテーマとする。

### 福島原発事故原因に対する分析

福島原発事故原因に踏み込む前提として、原子力発電事業の概略を述べていきたい。

大枠から捉えると、原子力発電事業は日本の原子力政策の一部である。現在の日本の原子力政策は、敗戦後にアメリカ主導で再び始まり国際政治と安全保障と切り離せない。それゆえ原子力事業は米ソ冷戦構造や日本の核武装議論と繋がる。他方、発電事業であり独占を認められた民間企業の側面や、エネルギー供給という側面も存在する。発電システムを見ていくと、他の火力発電や水力発電と発電の構造は全く同じであると同時に、原子力発電特有の核廃棄物、構内作業員の被爆問題等々が現れてくる。

次に、福島原子力発電所事故である。現在(平成24年12月)、福島原子力発電所2号機などの

格納容器内に入れず、詳細な調査が不可能な状態である<sup>1</sup>。それゆえ、直接の事故原因と事故過程が明らかになっていない。格納容器内の放射線量が極めて高く、他の原子炉特有の事故であるスリーマイル島事故は10年過ぎてから入れ、チェルノブイリ事故は20年以上経っても入れないことを勘案すると、直接の事故原因と事故過程が明らかになるには、中長期的な時間を要する。各調査報告書では「事故原因に地震があるか否か」で分かれているが、格納容器内の詳しい調査を踏まえず推測を含みうるので当然の結論と言える<sup>2</sup>。現在提出されている事故調査報告書では、これらの問題に触れているケースもあるが、以上の理由で本論では検討しない。

本論では、現在知りうる情報を元にした各事故調査報告書でより強調されている「人災」について、国際政治や安全保障の側面、発電事業としての側面と関わる分析からそれぞれ触れる。

そもそも、原子力発電の導入はアメリカによる日本占領を延長する計画の一環である。導入と占領を延長する意図は指摘され続けてきたが、平成18年にアメリカ中央情報局(CIA)側の資料が発掘され、CIAと原子力委員会初代委員長正力松太郎氏の蜜月関係が明らかにされてきていた<sup>3</sup>。さらに技術面での依存関係が福島原子力災害によって資料によって裏付けられてきた。例えば、福島原発1号機～5号機と同型の「マーク1」は1970年代に圧力抑制プールの耐震設計についてアメリカの技術者が内部告発を行った。しかし、アメリカの電力会社の要請を受けアメリカ核規

---

1 例えば、原子炉内、格納容器内に温度計が設置されているが、信頼性について議論されている段階に過ぎない。目視調査や専門機器による調査は行われていない。

「福島第一原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の原子炉内温度計並びに原子炉格納容器内温度計の信頼性評価について (平成24年12月提出) 東京電力株式会社」:

[http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12\\_j/images/121203j0101.pdf](http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12_j/images/121203j0101.pdf)

2 例えば、国会の事故調査委員会「国会事故調(NAIIC)」と日本政府の事故調査委員会「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」では見解が分かれている。

3 有馬哲夫『日本テレビとCIA 発掘された「正力ファイル」』

制委員会(NRC)は、「無視できる」とし、これを根拠に日本の原子力安全委員会も「検討項目から外すこと」を行った。原発の導入から技術検査までアメリカに追従してきた現状が、福島原発事故を経て3か月後に明らかになった<sup>4</sup>。

他方、本論で述べていく組織的原因の面では、未だに GHQ が一般電気事業社(電力会社)を10社と決め地域独占体制を確立した点など、認知が不十分な点も多い。

原子力発電を導入する国際政治の側面を述べてきたが、次に国内政治の主な要因、安全保障について触れたい。内閣府原子力委員会専門委員など原子力政策に詳しい吉岡斉は、敗戦後の米ソ冷戦構造に触れながら

『「国家安全保障のための原子力」の公理というのは、日本は核武装を差し控えるが、核武装のための技術的・産業的な潜在力を保持する方針をとり、それを日本の安全保障政策の主要な一環とするということである。』<sup>5</sup>

と述べる。電力会社の地域独占体制や原子力発電そのものが、深く安全保障と結びついている。それゆえ、民間企業ではありながら市場原理や競争原理が働く余地がない。冷戦構造の中で発展した抑止論(相互確証破壊)は、相手に対抗しうる核兵器の存在が相手の核の先制攻撃を抑止する、と考える。つまり、原子力発電から生み出される技術的見地、核燃料サイクルによる核兵器製造技術保持などが、核抑止論における「国家安全保障のための原子力」を担保しうる。原子力発電は経済的利益ではなく安全保障上のコストとして勘案され、市場原理や競争原理が働く余地がないのである。

これに沿う形で数々の国策協力が原子力発電にのみ、認められてきた。立地支援や安全規制コスト支援等の予算、電源三法などによる法制度である。事故原因である組織的原因を生み出す背景を「製造物と社会背景」として捉えれば、電気事業者には原子力発電において特異な社会背景が構築されていたのである。また、「原子力発電は安い」などとわざわざ宣伝する必要はないのである。元来、原子力発電は軍事利用で導入したが公に出来ず、敢えて市場原理に沿っているという経済的利用を宣伝しなければならないのである。このように原子力発電の特異な社会背景を検討していく。

### 技術倫理の基本概念

技倫理の歴史と目的とその手段を大まかに述べる。技術倫理の思想は古くからあるが、日本で社会化したのは1990年前後である。技術者の質を世界で担保しようとするワシントン協定(Washington Accord)へ日本技術者教育認定機構(JABEE)が加盟したのが2005年である<sup>6</sup>。設立は1999年である。日本で制度化される直接の切っ掛けとして、3つの事故が挙げられる。東海村JCO臨界事故(1999年)、山陽新幹線トンネル落盤事故(1999年)、雪印集団食中毒事件(2000年)である。この3つの事件事故では製造過程上の問題のみならず「人災」の側面が強く認識された。例えばJCO臨界事故では作業手順を蔑ろにした「裏々マニユアルの存在」<sup>7</sup>、トンネル落盤事故では「10年は安全である」という安全宣言後の事故<sup>8</sup>、食中毒事件では安全基準を破り廃棄しな

<sup>6</sup> 日本技術者教育認定機構(JABEE) 現在、技術士認定のために「技術(者)倫理」が導入されつつある。

<sup>7</sup> 植草益「JCO臨界事故の教訓を今後のいかにするために」『多発する事故から何を学ぶか—安全神話からリスク思想へ』

<sup>8</sup> ただし、技術倫理上は「安全とは許容可能なリスク」であり「最小化されたリスク」の存在は認められている。そのため、何ら問題ではない。他方、一般社会では「リスクと安全」は対義語と捉えられており、大きな影響を与えた。斉藤了文『テクノリテラシーとは何か 巨大大事故を読む技術』198-199頁

<sup>4</sup> 「<米原子力規制委>耐震不安「無視」…福島と同型のマーク1」毎日新聞 平成23年6月9日

<sup>5</sup> 吉岡斉『原発と日本の未来 原子力は地球温暖化の切り札か』43P。また、詳細は同著者『原子力の社会史—その日本的展開』に詳しい。

かったことなどである9。製造過程と共に「人災」による事故を防ぐため技術倫理が進められてきた。

技術者倫理の目的は初期の事故予防と再発防止であり、その要因を主に「人間による要因」と「製造物による要因」に分類する。その手段は、2つの要因を組織上、構造上などにおいて複線化(冗長化)することによる。例えば、高度を飛行する旅客機では事故が直ぐに人命と多大な被害に繋がるため、飛行士の居眠り運転防止装置の設置(人間による要因)や、片方のエンジンが壊れた場合でも、もう片方だけで十分に飛行可能とする構造(製造物による要因)が組み込まれている。設計上、「人間による要因」を防ぐ概念として「フール・プルーフ(fool proof)」、「製造物による要因」を防ぐ概念として「フェイル・セーフ(fail safe)」がある。

概要は以上であるが、技術倫理の体系化はまだ始まったばかり十分に議論の余地が残されている。例えば、「製造物」が社会全体に多大な影響を与えるようになったのが20世紀に入ってからであり、事故事例が蓄積されていないこと、「製造物」そのものの特性として1つ1つの事象(事件)に特異な原因を排除できないことなどが挙げられる。後者は「個別事象の特異性を排除できないこと」が根拠である。例えば同じ製造過程で作られたパソコン(製造物)数十台の中に、1台は初期不良が混じるのを排除できないのである。

しかし、福島原発事故の原因として各事故調査報告書で指摘されているのは、上記の2点ではない。技術倫理で検討される設計上の問題などの事故原因ではなく指摘されている「人災」に絞っていききたい。

数少ない「人災」の代表例であり、技術倫理で最も有名な事故事例であるスペースシャトルチャレンジャー事故を取り上げる。観点は、製造物

を作成する際に組織的原因が安全対策を蔑ろにする点とする。1986年1月28日にスペースシャトルが爆発する事故を受けて、チャレンジャー号事故調査委員会は「逸脱の日常化(normalization of deviance)」として組織的原因(organizational cause)」を事故原因の1つとして問題とした10。さらに、「逸脱の日常化」は長年の組織的体質で過去の事故でも拭い去れていない、とも指摘している。本論ではこの観点から取り上げたい。

他方、技術倫理では主に、技術者自身の問題として分析されている11。例えば、経営者と技術者の信頼関係や発言のあり方、内部告発の是非などなどである。さらに、高分子有機材料は金属などの材料に比べて御しがたくデータ不足であり材料の問題としても分析されている12。

製造物の事故原因は数々の原因に分解される。単独の原因による事故発生は少なく、材料段階や設計、製造、安全基準やその運用などにそれぞれ原因が見られることが多い。本論ではチャレンジャー事故調査委員会が指摘した「組織的原因」、具体的には安全基準やその運用について焦点を当てていきたい。繰り返しになるが、福島原子力発電所の格納容器内に立ち入れず、福島原発事故の原因が材料段階や設計、製造等において不明確だからである。

### 福島原発事故の組織的原因

安全基準やその運用について、4つの事故調査報告書を見ていきたい。最も早く提出された民間による『福島原発事故独立検証委員会 調査・報告書』では、その冒頭から組織的原因について「なれ合い体質を打破できる抜本的な法的・組織的改革が行われない限り、原子力の安全性の確保は非

9厚生労働省 「雪印乳業食中毒事件の原因究明調査結果についてー低脂肪乳等による黄色ブドウ球菌エンテロトキシンA型食中毒の原因についてー (最終報告)」

10 Report of the PRESIDENTIAL COMMISSION on the Space Shuttle Challenger

11 Charles E. Harris, Michael S. Pritchard, Michael J. Rabins Engineering Ethics: Concepts and Cases

12中尾政之 『失敗百選 —41の原因から未来の失敗を予測する—』 5 高分子材料 90-93 頁

常に困難だと言えます」13と述べている。濃淡の差はあれども、東京電力『福島原子力事故調査報告書』14、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(内閣府)『最終報告』15、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『国会事故調査報告書』16でも組織的原因について触れている。国会事故調査委員会は、独立性と国政調査権に基づいた法的権限があり、かつ「組織的原因」を幾つかの点で浮かび上がらせた。代表的な点を以下に箇条書きする。ただし、事故直後の対応については、4つの事故調査報告書の後で、新たに資料(テレビ会議映像等)が提出され、さらなる検討が必要と考え本論では取り扱わない。

- ・電気事業者による耐震安全性評価の先送りし、行政も黙認
- ・津波による全電源喪失の認識しながらも先送りし、行政も黙認
- ・全交流電源喪失を考えなくてよい理由を電気事業者に作文させたこと
- ・国際的な安全基準無視を認識しながらも先送りし、行政も黙認
- ・9.11以降の新たな対策の情報を行政内に留め対策を取らなかったこと

以上が「組織的原因」の具体的内容である。福島原発事故以前から「組織的原因」を生み出す所轄官庁、電力業界、政治家、地方自治体という主な4者は「原子カムラ」として指摘されてきた。技術倫理の目的は、初期の事故予防と再発防止であり「原子カムラ」を否定するではない。技術倫理では「組織的要因」を考える場合に重要な1つの統計が出ている。

---

13福島原発事故独立検証委員会『福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書』7頁

14 東京電力株式会社『福島原子力事故調査報告書』

15東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会『最終報告』

16東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『国会事故調査報告書』

組織の責任者が安全基準違反や不十分な事故対策、あるいは事故発生などの失敗に気づいた時、その失敗を隠し通せたら支出しなくて済む金額(失敗利益額)と、失敗が隠し通せずに社会が罰として余分に課す金額(失敗損失額)を比較した統計である17。縦軸に失敗損失額を、横軸に失敗利益額を取り、左下から右上に斜め45度の線を引く。この線の上に先ほどの比較した点が来る場合、失敗損失額が失敗利益額を上回るので事故隠しは経済的失敗に終わったことを意味する。線の下に来れば、失敗隠しは経済的成功を意味する。

支出しなくて済む金額(失敗利益額)とはリコール費用や原材料費などであり、社会が罰として余分に課す金額(失敗損失額)とは、株価の低下や不買運動などである。中尾氏によれば失敗損失額が失敗利益額を上回るのは民間企業の不祥事が多く、100倍以上、リコールでは10倍以上となる。株価時価総額の減額が主な理由である。反対に、失敗損失額が失敗利益額を下回る、つまり、「安全基準違反や不十分な事故対策や事故発生を隠した方が企業の利益になる」のは、公共性の高いサービス、利用者の代替手段がない、の2つの条件を満たす場合である。山陽新幹線トンネル落盤事故や京福電車列車衝突事故(2001年)や東京電力トラブル隠しなどが挙げられている。

電気事業者は鉄道事業者より公共性の高いサービスを提供し、利用者の代替手段が少ない。鉄道には自家用車やタクシー、長距離であれば飛行機やバスが代替手段として存在する。しかし、電気には代替手段が存在しない場合、例えば照明、がある。以上から、電気事業者は事故や失敗などを隠した方が経済的利益になる、という社会構造を前提とした経済活動なのである。電源三法など特権的な法律面、地域独占を認められ、公正取引委員会から勧告の対象とならないなどの運用面も加わる18。さらに、原子力発電は安全保障など

---

17中尾政之『失敗百選—41の原因から未来の失敗を予測する—』38-39頁

18 ただし、「東京電力株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について 平成24年6月22日 公正取引委員

の軍事利用の側面もあり、失敗損失額が失敗利益額をかなり上回っても数々の手厚い保護を受けている<sup>19</sup>。

つまり、「現在の電力会社の体制、特に原子力発電では、事故や失敗を隠した方が経営的に有益である」と結論づけられる。失敗とは、安全基準違反や不十分な事故対策などを指す。こうした社会背景が、先ほど箇条書きした福島原発事故で指摘された「組織的原因」が生み出されるのである。次に、この社会背景についてカール・ポパーの議論を検討したい。

### カール・ポパーの背景的知識と社会背景

ポパーは科学的成長を知識の面で強調し、重要な指摘を行っている。引用文中にある「背景的知識」への疑いは、本論において大切な視点である。

「ある問題を論じる間、われわれは、あらゆる種類のことがらを(一時的にすぎないにせよ)問題のないことがらとして受け入れるのがつねである。その間、この特定の問題の議論にたいして、それらのことがらは、わたくしが背景的知識として呼ぶものを構成する。この背景的知識の諸部分のうち、あらゆる文脈において絶対的に問題なしとして現れるものは、ほとんどない。・・・(中略)・・・かれ(反証主義者ないし誤謬可能主義者)は、それ(伝統的な知識)を試しにうけいれることさえも危険であることを知っているし、そのあらゆる部分が、たとえ漸近的にしか批判できないにしても、批判にたいして開かれていることを強調するのである。」

---

会」として注意を受けている。

<sup>19</sup> この指摘は原子力委員会でも指摘されている。「有価証券報告書を用いた火力・原子力発電のコスト評価(松尾雄司氏資料)」 第35回原子力委員会定例会議 平成23年9月13日 5, 6頁 : モデル計算ではなく実測値で計算すると発電時だけでも原子力発電は火力発電よりも高額である、と大島堅一氏が指摘したの論文

「背景的知識」という指摘は、数々の事故調査委員会の報告書で指摘され、最も求められた指摘の1つである。それゆえ議論の先送りや黙認という「背景的知識」への疑いを封殺する行動を戒める根拠となる。同時に先述したチャレンジャー事故調査委員会の指摘と福島原発事故の4つの調査委員会の指摘との共通点も描き出せる。

日本機械学会や日本原子力学会などの倫理規定では技術者の社会的責任として「公衆の福利(安全、健康、福利など)」を求めている<sup>20</sup>。さらに、公共性の高いサービスなどについて「高い倫理が求められる」などの表現がなされているが、具体的内容に乏しい。例えば、中尾氏は「国や公共事業体は失敗しても損はしない。だからこそ公共サービスのリーダは、noblesse oblige(高い身分にともなう道義上の義務)のような使命感をもって仕事にあたらなければならない」としている。ポパーの「背景的知識」への疑いは、これを具体化し充足する議論として適切である。

さらに「背景的知識」の観点を理論全体に押し広げたい。ポパーはアインシュタインへの反対論争を事例にして、科学者の取るべき態度と実際上の理論の選択問題を以下のように述べている。

「實際上、理論の決定的な反証証明(conclusively disproved)は不可能である。なぜなら、反証実験の結果が信頼できないと主張したり、反証実験の結果と理論との間に存在すると主張される不一致が単なる形式上の違いであり、さらに私たちの理解が深まることで解消できると主張したりすることは、常に可能だからである。」<sup>21</sup>

先ほどの「背景的知識」と重ね合わせて考えると、「われわれは反証となるようなどんな経験も拒否できる」という実際上の可能性を指摘している。続けて、ポパーは以下のように述べる。

---

<sup>20</sup> 日本機械学会倫理規定 1. 技術者としての社会的責任 2007年 原子力学会倫理規程 憲章 2. 2009年

<sup>21</sup> Karl R. Popper, THE LOGIC OF SCIENTIFIC DISCOVERY, 50p



「もしあなたが経験科学において厳密な証明(あるいは厳密な反対証明)に執着するならば、経験から決して利益を得ないであろうし、どんなに錯誤をしていても学ぶことはないであろう」<sup>22</sup>

技術倫理の目的は、初期の事故予防と再発防止である。ポパーの指摘は、技術倫理の目的の1つ、再発防止に対して重要な指摘である。なぜならば、事故の原因を究明し私たちは事故に学ばなければならないからである。事故の原因を究明し学ぶことは自明の理ではない。チャレンジャー事故の組織的原因の1つは「逸脱の日常化」であるが、事故調査委員会の指摘通り過去の事故事例から学べなかった結果なのである。社会背景の介入によって「組織的原因」は改善されずに、チャレンジャー事故という再発事故を引き起こしたのである。再発防止を目指す際、社会背景に目を向ける「背景の知識」と「経験の拒否」は概念的足がかりを提出する。

事故原因の検証を進める前段階として「われわれは反証となるどのような経験も拒否できる」可能性を予め勘案しておく必要が出てくる。福島原発事故では、本論で指摘してきた国際政治や安全保障など社会背景の介入によって「経験の拒否」の可能性を予め勘案しておかなければならない

この点について福島原発事故以前の事例を挙げたい。原子力発電所ではJCO 東海村ウラン加工施設における臨界事故(1999年)があり、高速増殖炉もんじゅでの数々の事故、美浜発電所における蒸気噴出事故(2004年)が連続して起こっている。JCOの臨界事故では現場の作業チームに事故原因があるとし、組織的原因として社会背景への疑いの目はむけられなかった。他の事故でも単に「製造物による要因」など技術的要因に還元され、事故の経験を生かすことはなかった。それらを見事に明示したのが『国会事故調 報告書』の指摘である。数々の原発関係の事故がありながら、

社会背景の介入によって「人災」の側面には目を向けずに福島原発事故に帰着したのである。これは事故以前の事例から学べなかった結果であり、ポパーの議論の重要性がある、と考える。

原子力発電は国際政治や国内政治や安全保障など数々の社会背景を抱えており、技術倫理の統計から高い公共サービスに分類され、事故や失敗を隠す方が経済的利得を生む構造になっている。ポパーが語るようにこれらの社会背景に目を向け、「われわれは反証となるどのような経験も拒否できる」可能性を予め勘案しておく必要が、原子力発電においてより一層ある<sup>23</sup>。そして何よりも現在進行中の福島原発事故災害を事故事例として検討を続ける際に、極めて重要である。

## まとめ

本論の問題意識は、技術倫理の目的「初期の事故予防と再発防止」を如何なる方法で実現しうるかである。この視点から考察すると、福島原子力事故は過去の事故事例から学べなかった点、安全基準と事故対策の不十分さが浮かび上がる。4つの事故調査委員会の調査報告書は、濃淡はあるにせよ安全基準と事故対策の不十分さを生み出した「組織的原因」を指摘している。

「組織的原因」を生み出す際、社会背景に疑いの目を向け、批判に開かれなければならない、というポパーの視座は有用である。さらに過去の事故事例から学ばない可能性を私たちに指し示す点も極めて有用である。なぜなら、原子力発電は、国際政治や軍事利用や国内政治、公共サービスであり独占事業体制や法整備に国策援助など特異な社会背景を有し、事故事例から学ばないという「経験の拒否」が容易に生じやすい環境にあるからである。

<sup>23</sup> 「高度で複雑な製造物になればなるほど、法整備や事業体や運用面など社会背景の介入の可能性が高くなるという製造物の特性」を勘案すれば、一層、常に誤りうる可能性に目を向けさせる必要性が出てくる。

技術倫理から観ると福島原発事故は特別な事故ではない。前段階として幾つかの事故があり、その教訓を生かせなかった過去の例があるからである。同時に、ポパーの議論を基に福島原発事故を特別視せずに、今後の初期事故予防と再発防止の教訓を引き出せるからである。それが本論の問題意識であり、今後の展開につなげたい。

以上が、「技術倫理へのカール・ポパーの試み—福島原子力事故を念頭に—」である。

## 引用主要参考文献

### 著作

- 有馬哲夫 『日本テレビと CIA 発掘された「正力ファイル」』 新潮社 2006 年
- 伊東俊太郎・坂本賢三・山田慶児・村上陽一郎編 『[縮小版] 科学史技術史事典』 弘文堂 平成 6 年
- 岡本浩一 鎌田晶子『属人思考の心理学—組織風土改善の社会技術 (組織の社会技術 3)』 新曜社 2006 年
- 蔭山泰之 『批判的合理主義の思想』 未来社 2000 年
- 小河原誠 『反証主義』 東北大学出版会 2010 年
- 小河原誠 『ポパー —批判的合理主義(現代思想の冒険者たち)』 講談社 1997 年
- 斉藤了文 『テクノロジーとは何か 巨大事故を読む技術』 講談社選書メチエ 2005 年
- 中尾政之 『失敗百選 —41 の原因から未来の失敗を予測する—』 森北出版 2011 年
- 福島原発事故独立検証委員会 『福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書』 ディスアヴァー・トゥエンティワン 2012 年
- 藤本 温(代表) 『技術者倫理の世界 第 2 版』 森北出版 2010 年

吉岡斉 『原発と日本の未来 ——原子力発電は温暖化対策の切り札か』 岩波ブックレット 2011 年

吉岡斉 『原子力の社会史—その日本的展開』 朝日新聞社 1999 年

——邦訳を下に付記——

Bryan Magee, *Philosophy and the Real World: An Introduction to Karl Popper*. Open Court, La Salle, Illionis, 1985

ブライアン・マギー著 立花希一訳 『哲学と現実世界 —カール・ポパー入門』 恒星社厚生閣 2001 年

Charles E. Harris, Michael S. Pritchard, Michael J. Rabins: *Engineering Ethics: Concepts and Cases*, Wadsworth Pub Co; 3rd, 2004

チャールズ・E, ハリス他著 日本技術士会訳 『科学技術者の倫理 その考え方と事例 第 3 版』 丸善 2008 年

Karl R. Popper, *CONJECTURES AND REFUTATIONS The Growth of Scientific Knowledge*, Routledge & Kegan Paul Ltd., London, 1972

カール・R・ポパー著 藤本隆志／石垣壽郎／森博訳 『推測と反駁』 法政大学出版局 1997 年

Karl R. Popper, *THE LOGIC OF SCIENTIFIC DISCOVERY*. Routledge, 1997

カール・R・ポパー著 大内義一・森博訳 『科学的発見の論理』 恒星社厚生閣 1993 年 (但し、底本が Huchinson, 1959 年である)

### 論文

植草益「JCO 臨界事故の教訓を今後のいかにするために」『多発する事故から何を学ぶか—安全神

話からリスク思想へ』 日本学術協力財団, 学術  
会議叢書 5 2002 年

## 資料等

日本技術者教育認定機構 (JABEE : Japan  
Accreditation Board for Engineering  
Education) [http:// www. jabee.org/](http://www.jabee.org/)

原子力委員会 「有価証券報告書を用いた火  
力・原子力発電のコスト評価 (松尾雄司氏資料)」  
第 35 回原子力委員会定例会議 平成 23 年 9 月  
13 日

公正取引委員会 「東京電力株式会社に対する  
独占禁止法違反被疑事件の処理について 平成  
24 年 6 月 22 日 公正取引委員会」

<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/09.march/09033104-01-tenpu.pdf>

日本機械学会倫理規定 1. 技術者としての社  
会的責任 2007 年

<http://www.jsme.or.jp/notice36.htm>

原子力学会倫理規程 憲章 2. 2009 年

[http://www.aesj-ethics.org/02\\_/02\\_02\\_/](http://www.aesj-ethics.org/02_/02_02_/)

## 事故調査報告書

福島原発事故独立検証委員会『福島原発事故独  
立検証委員会 調査・検証報告書』平成 24 年 3  
月 11 日

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会『国  
会事故調 報告書』 平成 24 年 7 月 5 日

<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3856371/naaic.go.jp/blog/reports/main-report/index.html>

東京電力福島原子力発電所における 事故調  
査・検証委員会『最終報告』 平成 24 年 7 月 23  
日 <http://icanps.go.jp/post-2.html>

東京電力株式会社 『福島原子力事故調査報告  
書』平成 24 年 12 月 24 日 [http:// www. tepco. co. jp/cc/press/betu12\\_j/images/120620j0301.pdf](http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12_j/images/120620j0301.pdf).

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

## <<連載>>

### 対話によるポパー入門(4)

蔭山泰之

#### 登場人物

雄太: 大学を卒業して某電機メーカーに勤務す  
る会社員。慶介の大学時代からの親友。

慶介: 某大学大学院生。カール・ポパーを中心  
に科学哲学を研究している。雄太の大学時代から  
の相談相手。

## 第4回 反証主義の試練 (上)

ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスにて

慶介「イギリスに戻ったポパーは、ロンドン・  
スクール・オブ・エコノミクス、略してLSEで  
科学方法論と論理学の講座を担当することにな  
ったんだ」

雄太「それって、ポパーのお得意の分野だね」

慶介「ポパーは、すでに戦前からヨーロッパの  
なんんかの著名な学者たちと交流があったんだ  
けど、ヨーロッパの思想界に本格的に参画するよ  
うになったのは、このLSEに職を得てからって  
いいってもいいだろう」

雄太「一九四六年っていったよね。たしか一九〇二年生まれだから、ポパーはもう四四才になってたのか……」

慶介「うん、でもポパーはこのときから、それ以前にもましてたくさんの仕事をするようになったんだ」

雄太「水を得た魚のようだね」

慶介「そうなんだけど、でもポパーはなんか違うなって感じてたみたいなんだ」

雄太「なんか違うって……なにが？」

慶介「当時のイギリスでは言語分析っていうのがはやってた。ことばの意味を分析することで、いろんな問題を解決しようっていう考え方さ。これはさっき話した論理実証主義の影響によるんだけど、たとえば、『Xは善い』っていう文は事実を表わしていないので、真でも偽でもないから、ほんとうの文とはいえない。だから善悪の問題はないんだとかね」

雄太「やけに簡単に片づいちゃったな……」

慶介「でも、ポパーはこういう言語分析が嫌いだった。ことばなんかよりも現実の世界の方が重要だって思ってたんだ。けれどそうかといって、宇宙の根元は精神であるなんていう形而上学もまっぴらだった。もっと現実にも目を向けたかったんだ」

雄太「そうだよね、ニュージーランドじゃ、さし迫った政治とか社会の問題にあれだけエネルギーを使ったんだからね」

#### ポパー伝説

慶介「でもポパーを一番当惑させたのは、やっぱり、『探求の論理』で展開した反証主義の考え方が、イギリスでも必ずしも正しく理解されてなかったってことだろう」

雄太「ちゃんと理解されてなかったのか？」

慶介「うん、これはさっきもいったように、ポパーが論理実証主義の人たちと親しくつき合ってたんで、その一員のように見られてしまったってことにもよる。たとえば、論理実証主義者は、

意味の規準として実証可能性ってことを唱えてたよね」

雄太「えーと、そうだったっけ……」

慶介「でも実証可能性の規準は、たとえば『すべてのカラスは黒い』っていうかたちの普遍文が実証し尽くせないからダメになったって話したよね」

雄太「なんとなく思い出してきたよ」

慶介「でもこの普遍文は、たとえば黒くないカラスが一羽でも見つければ反証されるよね。とすると、反証可能性はまるで実証可能性がやり尽くせなかったことをやり尽くしているようにも見える。つまり、実証可能性にまつわる問題を解決しているようにも見えるってことなんだ」

雄太「うん、うん、そう見える」

慶介「だから、ポパーの反証可能性の規準は、実証可能性の規準の代案だと思われちゃったんだ。ってことは、反証可能性の規準は、ある文に意味があるかないかを判断する規準だって思われちゃったことになる」

雄太「えーと、たしか反証可能性って、ある理論が科学的かそうじゃないかの規準じゃなかったっけ？」

慶介「そうだよ、でも論理実証主義の色メガネを通して理解されちゃったんで、ポパーは新しい意味の規準を提案したんだって思われたんだ。これは、ポパー伝説って呼ばれてて、いまでもときどき見かけることがある」

雄太「ふーん。でも、意味の規準って見られちゃダメなのか？」

慶介「うん、たしかにカルナップも、大した違いはないんだからそんなに目くじらたてなさんななんていったけど……。でもさっきもいったように、ポパーは意味分析なんか嫌いだった。嫌いなものといっしょにされたんで頭にきたんだろうけど、ポパーはたとえ反証可能性の規準に合わないものでも、無意味だなんていって排除する気はさらさらなかったんだよ。もともとのもくろみからして違うからね」

雄太「ふーん、もくろみが違うねえ……。そういやそうだったよな」

ポストスクリプト

慶介「こういうふうに誤解されてしまったのは、ひとつには『探求の論理』がもともとポパーの母国語のドイツ語で書かれてたってことにもよるんだ」

雄太「はは一ん。だからだれもそれをちゃんと読まないで、聞きかじりだけでわかった気になっちゃったんだな。それって、オレもよくやるけど」

慶介「しかも第二次大戦の混乱もあったし……。それでポパーは、『探求の論理』を英訳しようって決心したんだ。ちなみに『開かれた社会とその敵』は最初から英語で書いたから、イギリスではかなり歓迎されたらしいけどね」

雄太「自分で自分の本を訳すってわけね」

慶介「もちろん人にも手伝ってもらったけど……。でもそれと同時に、これまでの誤解を払拭するために、一九五〇年代に入ってからポパーは『探求の論理』の続編を書きはじめた」

雄太「また書いたのか」

慶介「でも、書いているうちにその原稿はどんどんふくらんできちゃったらしいよ。そしてもっと悪いことに、このころポパーは網膜剥離になってしまったんだよ」

雄太「うわっ、それってちょーヤバイじゃん！」

慶介「さいわい、手術が成功してポパーはまた眼が見えるようになったんだけど、でもそんなこんなのどさくさで、その続編の膨大な原稿は放っとかれてしまったんだよ」

雄太「なんかもったいないなあ……」

慶介「結局、ポパーの弟子のバートリーって人が編集して、一九八二年と八三年に三巻に分けられてようやく出版されたんだ。ついでにいうと、一九七九年には、『探求の論理』を出版するときに切りつめた原稿が『認識論の二大根本問題』として出版されている」

雄太「ずいぶんあとになったんだなあ……」

慶介「うん、でもこの続編の原稿は『ポストスクリプト』って呼ばれて、ポパーの親しい仲間や学生たちには早くから読まれていたらしいんだ。この『ポストスクリプト』では、ポパーの反証主義に対する誤解や批判に対して、じつに詳細な議論が展開されているんだ」

雄太「ふーん。それで、その反証主義に対する批判ってどんなもんがあるんだ？ 興味あるな、聞かせてくれよ」

「白いカラスがいる」

慶介「そうだな、それじゃ手近かなところからはじめてみようか……。さっき実証可能性の規準は、『すべてのカラスは黒い』っていう普遍文が実証し尽くせないからダメになったけど、この文は反証可能だっていったよね。じゃあ、たとえば『白いカラスがいる』ってのはどうかな？ 実証可能かな、反証可能かな？」

雄太「えーっと、白いカラスが一羽でも見つければ、この文は実証されたことになるよね。だから実証可能だ。それでつぎに、これを反証しようと思ったら……」

慶介「この文もさっきの普遍文とおなじくなんの限定もないから、これを反証しようと思ったら、全宇宙を過去から未来にわたってすべてくまなく調べ尽くして、そんなカラスはいないってことを示さなきゃならないんだ」

雄太「でもそんなのできっこないよ。とすると、この文は反証不可能ってわけか……」

慶介「そうなんだ。これは、なにかがあるってことを主張してるから存在文っていうんだけど、存在文は反証できないんだ」

雄太「いやー、えらく簡単に見つかったんだな、反証できない文が。でも、このなにかがあるっていう文は、ごくごくふつうのどこにでもある文だよな。当然、科学のなかでも出てくるだろうし……。だとすると、こういう文は反証可能じゃないから、科学からしめ出されちゃうってことになるのかな？」

慶介「まあ、そういうことだね。ポパーはそう  
いってるよ」

雄太「ありゃ、それって開きなおりじゃん……」

慶介「うん、一見すると存在文を科学からしめ  
出すポパーの考え方は、普遍文を意味のある文か  
らしめ出したシュリックの考え方ととても似て  
るように見えるかもしれないな」

雄太「そうそう、そのシュリックの開きなおり  
とおんなじじゃないか……」

慶介「でもね、よく考えてみてよ。ほんとうに  
そんなかたちの存在文は、科学の知識のなかに出  
てくるのかな？」

雄太「出てくるのかなって……、出てくるに決  
まってるじゃないか。科学ではこれまで知られて  
なかった惑星とか、目に見えない原子とかがある  
っていつて進歩してきたんだから」

慶介「たしかにそうだよ。でも、それはたん  
に『惑星がある』とか『原子がある』とか、なん  
の限定もなしにただいわれただけなんだろう  
か？」

雄太「どういうこと？」

#### 限定された存在文

慶介「たとえばある惑星が存在するって主張し  
た科学者は、それはどんな星で、どこをどうやっ  
て探せば見つかるかも必ずいうはずだよ。原子  
についてもおんなじだよ。もしそういうことをい  
っさいいわないで、ただ、『惑星があるんだー  
っ！』なんていい放つだけだったら、そんな発言  
なんかだれからも相手にされないよね」

雄太「そりゃそうだろう。自分だけわかってて  
もしょうがないからね」

慶介「だとしたら、いつどこに望遠鏡を向けれ  
ば、その惑星が見つかるかはっきりするんだから、  
実際に観測してテストしてみることができるよ  
ね。そして、もしその限定された時間と空間に、  
あるって主張されていた惑星が見つからなかつ  
たら、その存在文は……」

雄太「ああなるほど、反証されたってことにな  
るわけか」

慶介「そういうことだね。むしろ科学が進歩す  
ればするほど、測定技術なんかが進歩して、そう  
いう存在文の内容に対する限定はますますふえ  
てくる。たとえば原子の大きさはこのサイズで、  
それがこういう構造をもってるかとかね。つまり、  
内容がふえてくるってわけだ。そして中身、内容  
がふえてくるってことは、それだけ反証される可  
能性が高くなってくるってことだったよね」

雄太「すると、科学に出てくる存在文はみんな  
そういう限定がついたものだから、反証可能って  
ことなのか？」

慶介「そういうことだよ。ただ、どんな病気でも  
治せる特効薬がなにかどこかにきっとあるはず  
だとか考えて、がんばってる科学者なんかはい  
るよね。でも、これはこのままではなんの限定も  
ない存在文だから科学的じゃない」

雄太「やっぱりそういうのあるじゃないか！」

慶介「でも、たしかにポパーはこういうのは科  
学的じゃないっていうけど、べつに無意味だなん  
ていってない。大事なことは、そういう特効薬が  
なにかどこかにあるはずだっていってるだけで  
満足するんじゃないくて、ほんとうにそういう特効  
薬を見つけだそうって努力するかどうかなんだ  
よ」

雄太「うーん……。たしかに、そういうのがな  
んかあるはずだっていってるだけじゃなにもは  
じまらないよな……」

慶介「それでいったん探しはじめたら、もうそ  
の特効薬についての存在文は限定されはじめて  
反証可能になってくるんだ。だから、反証可能性  
の規準は、なんかあるはずだっていってるだけじ  
ゃ科学じゃないから、ほんとうにそれを見つける  
努力をすべきなんだっていってるようなもんだ  
よ」

雄太「なるほどね。そういうことなのか……」

#### 反証逃れ

慶介「つぎによくある批判はこういうもんだ。たとえ『すべてのカラスは黒い』っていう普遍文が反証可能だったとして、白いカラスが見つかったとしても、そんな反証を逃れる手だてはいくらでもあるっていう批判だ。たとえば、見つかった白いカラスはじつはカラスじゃないっていい張ることもできるだろうし、ほんとうは黒なのに双眼鏡がおかしくて白っぽく見えただけだなんてね。だから、反証なんて逃れようと思えばいくらでも逃れられるんだから、理論を絶対確実に反証し尽くすことなんかできないっていう批判さ」

雄太「ふーん。そりゃ、反証されてないっていういい訳なんて、考えだそうと思えばなんでも考えられそうだよな」

慶介「そうだよ。この反証が絶対確実じゃないってことはポパーも認めている。だから反証の価値を引き出すためには、たんに理論が反証可能なかたちになっているだけじゃたりないんだ。そこでポパーは、反証に直面して、こそくな手段で反証逃れをしてはいけないっていう方法論的規則を立てたんだよ」

雄太「っていうことは、反証可能性って理論だけじゃなくて、それを主張する人にも関係してくるってわけ？」

慶介「まあ、そういうことになるね。じつは理論の方だってほんとうはひとりでに反証可能になるわけじゃなくて、これを反証可能にしようとする人の努力の結果なんだけどね。もっとも、この方法論的規則の意味は誤解されて、あとになってずいぶん攻撃されたんだけど、そのことはまたあとで話すよ」

雄太「でも、なんで反証逃れをやっちゃいけないんだったっけ？」

慶介「うん、いい質問だね。このことは、まえにも話した理論の中身と関係してくるんだけど。この点はもうひとつべつの批判とからめて説明しよう」

確率文

雄太「もうひとつべつの批判って？」

慶介「それはね、確率文は反証できないっていう批判さ。たとえば、さっきサイコロの話をしたよね。なんにも細工されてないサイコロだったら、どの目もおなじく1-6の確率で出るはずだよな」

雄太「そうだった、そうだった」

慶介「それで、このサイコロはふつうのサイコロだっていう仮説を立てて、これを二回ふったら、たとえば六の目がつづけてでたとする。そしたら、この仮説は反証されたっていえるかな？」

雄太「サイコロの目は偶然で決まるんだから、六回振ってきっちり一から六まで出るなんてことはあんまりないだろう。だから、ある目がつづけてでたからっていつて偶然そうなることもあるんだから、そのサイコロは細工されてるって考えるのは早合点だろうよ」

慶介「うん、ボクもそう思うよ。つまり、さっきの仮説は反証されないんだよね。それじゃ、つぎの三回目も六の目がでたら……」

雄太「うーん、かなり疑わしくなるけど、やっぱりまだ反証されないだろうな」

慶介「それじゃ、百回振ってぜんぶ六の目が出たら？」

雄太「そりゃもう、そのサイコロはあきらかにふつうじゃないよね」

慶介「ってことは、さっきの仮説は反証されたってことだね。でも、二、三回じゃ反証されなくて、百回だと反証される。そうすると、このサイコロはふつうだっていう仮説が反証されるかされないかの境界線はどこにあるんだろう？」

雄太「さあ……」

慶介「はっきりいうと、論理的に考えるかぎりそんな境界線なんかないんだよ。ある目がつづけて出る確率は、その目が出る確率をかけていけばよかったよね。だから、六の目がつづけて出る確率は1-6かける1-6で1-36、三回つづけて出る確率は、これにまた1-6をかけて1-216だ」

雄太「だいぶ小さい値だね」

慶介「たしかに小さい値だけど、でも0じゃない。この意味では1-6を一〇〇回かけても、ずいぶん0に近くなるけど、でも決して0にはならない。確率が0じゃないってことはそういうこともありうるってことだよ」

雄太「そりゃたしかにそうなんだけど……」

慶介「だから厳密に考えると確率文は、確率0っていわないかぎり出来事をなにも禁止してないんだ。で、禁止してない以上、確率文は反証可能とはいえないんだ」

雄太「なるほど……。たしかに厳密に考えるとそうかもしれないけど、でもさ、六の目が百回でつづけたのに、これはふつうのサイコロですなんていい張ったら、おまえアホかっていわれるのがおちだよ」

#### 方法論的規則の意味

慶介「そうそう、まさにそれなんだよ、ポパーの方法論的規則がいつてるのは。理論を反証可能にする目的のひとつは、中身のある発言をすることだったよね。たとえば、『明日は雨が降るか降らないかだ』なんていうんじゃなくて『明日の何時から何時までどこどこで雨が降る』っていった方が、反証される可能性が高くなるかわりに、実際に役に立つ中身のある発言になるんだってよね」

雄太「そうだった、そうだった……」

慶介「サイコロについての仮説も、おんなじ目が二、三回つづけて出ても大丈夫だろうけど、そのおんなじ目がどんどんつづけているのに、それでもまだまだ大丈夫なんていい張ってると、知らないあいだにどんどん中身がなくなっていってしまうんだよ。そしてあげくのはてには、アホかっていわれておしまいになる」

雄太「いつてることはわかったよ。でも、それじゃ論理的に反証できない確率文はどうすればいいんだよ？」

慶介「確率文にも中身をもたせようと思ったら、やっぱりどこから反証されるかっていう境界線を引く必要があるだろうね。たとえば、おんなじ目が四回つづけて出るまでは許すけど、五回つづけてでたら、サイコロに細工はないっていう仮説は反証されたって考えるわけだ。実際、統計学でもおんなじような考え方が採用されてるんだよ」

雄太「なるほどね、でもその境界線は論理的に絶対的なもんじゃないんだろ？」

慶介「そう、論理的な根拠はない。この境界線は方法論的規則で立てられるもんなんだ。だから、この線はべつに固定されてるわけじゃない。状況がきびしくなって、もっと正確に判断しなきゃならなくなったら、おんなじ目が六回つづけてでたら反証されたって考えるかもしれないし、七回かもしれない。だから状況に応じて変わるかもしれないけど、でもどっちにしても、こういう規則は必要なんだよ」

雄太「ふーん、中身を空っぽにしたくなかったら、規則を立てて反証可能にしろってことか」

#### 科学的発見の論理

慶介「ところで、いままで話してきたような反証主義に対する批判は、じつはポパーは『探求の論理』を書いたときからすでに予想していたんだ。だから、この本のなかでこうした批判にはぜんぶ答えているんだよ」

雄太「ちゃんと答えてることで批判されたら、よく読めっていいと思うだろうな……」

慶介「さっきもいったけど、こうしたことは『探求の論理』が英語で読めないからだってポパーは考えて、この本を英訳した。それが一九五九年に出版された『科学的発見の論理』っていう本になったんだ」

雄太「タイトルが変わったね」

慶介「よくあることさ。さっきもいったけど、ポパーは理論や仮説を思いつくのはどこからでもかまわないっていう考えだから、どこからどうやって理論を発見するかなんて問題は扱ってな



い。なのに『科学的発見の論理』なんてタイトルは誤解を招くんじゃないかってときどきいわれることがある」

雄太「そうだな……、このタイトルだけ見たら、科学理論を正しく発見するためのノウハウが書いてあるような気がするよ」

慶介「でもボクは、反証主義を論じたこの本にはほんとうに発見のことが書かれてると思うよ。っていうのもね、反証ってのは予想外のことだろ。予想外のことに出くわして、いままで見えなかったものが見えるようになるってことは、よくあることだからね。いままであたりまえだと思ってたことが否定されて、そこから思いもかけない新しい世界がひらけてくるってな感じかな……」

雄太「そういうのって、あるある。健全な組織だって思われてたのに、ちょっとした不祥事から腐敗した組織の実体があかるみになるとかさ……」

慶介「まあ、そういう俗っぽい話じゃなくても、たとえば二〇世紀の物理学を飾った相対性理論にしても、量子力学にしても、それまであたりまえだと思ってたことが否定されたところからはじまったんだよ。このあたりまえの否定も広い意味での反証だって考えれば、反証は科学的大発見をもたらすかもしれない宝だっていいかもしれない」

雄太「そんなにすごいもんか……、反証って」

安泰か発見か

慶介「ボクはそうだと思うよ。だからさっき話したみたいに、ポパーがほんとうにしつこくくらいに実証主義者たちの確証とか証拠集めを批判したのは、じつはこのことと関係があるんだよ。確証とか証拠なんか見ても、なにも新しいことは出てこないからね。むしろ、そういう証拠ばかり見ようとしてたら、大発見につながるかもしれないことも見のがしてしまう可能性もあるってことさ」

雄太「それって、見れども見えずっていうやつかな？」

慶介「そうだね。ポパーが皮肉ったアドラーの態度なんかそうだよ。ポパーの問いかけに対して『もう千回も経験してるからね』っていったアドラーのことばの裏には、『もう私が知らない症例なんかはいはずだ』っていうような思い込みが見え隠れしてるよね」

雄太「知らないことはないとすれば、新発見なんかないからな」

慶介「そうだろうね」

雄太「さっき慶介が話してくれたと思うけど、反証を見さえしなきゃ世のなか証拠ばかりなんだから、安泰でいられるってわけか」

慶介「そうそう、まさにそういうこと。安心してさや確証ばかり追い求めてりゃいいんだよ。確証っていうのは、まえにすでに起こったことのたんなる繰り返しだよ。まえに起こったこと、まえに見たこととおんなじことを探しておんなじことをやる。それでうまくいってるって思い込みりゃ、たしかに安泰だろうよ」

雄太「でもさ、そういう態度って社会的には前例主義っていうんじゃないの？ 安泰を求めるから危険をさせて、前例のないことをやらなくなるっていうあれだよ」

慶介「なかなかうまいこというね。反証っていうものは理論にとって危険なものだから、こうした反証をさせて、安心できる確証ばかりを追い求めようとする態度は、たしかに前例主義っていえるかもしれないね」

雄太「そうだろう。それに、前例主義の弊害が組織を硬直化させて沈滞させるっていうのと、確証を追っかける帰納主義が科学的発見のチャンスをつぶして、科学の発展を沈滞させるっていう点もおんなじだろう」

慶介「なるほどね。そこまでいうってことは、雄太もポパーの真意を理解してくれてるってことなんだよ」

大言壮語に抗して

雄太「ところで、『科学的発見の論理』を出版してから、ポパーはどうなったんだい？」

慶介「ポパーは、『科学的発見の論理』の反響は『探求の論理』ほどじゃなかったっていつてるけど、でもこのころまでにポパーの名前はかなり知られるようになっていて、影響力のある思想家になっていたんだ。いろんな賞を受賞するようになって、一九六五年にはナイトの称号まで授けられてる」

雄太「へえー、それってビートルズとおんなじじゃん」

慶介「まあね……。そしてまた、いろんな会合にでかけていって、いろんな講演をしたり、ほかの思想家たちといろんな論争をしたりするようになった」

雄太「いろいろと忙しくなったんだね。それでその論争って？」

慶介「そうだな、このころのポパーの論争でおもなものは、やっぱりアドルノたちとの実証主義論争と、クーンたちとのパラダイム論争だろうな」

雄太「アドルノって？」

慶介「ドイツの哲学者だよ。フランクフルト学派っていう社会哲学者の集団に属してた。ポパーはこのアドルノと一九六一年にドイツの社会学会で対決することになった」

雄太「それが実証主義論争ってやつ？ アドルノは実証主義者だったの？」

慶介「違うんだ。この論争で実証主義者にされたのは、じつはポパーの方だったんだ」

雄太「えーっ！だってポパーはあんなに論理実証主義を批判してたじゃないか」

慶介「そうだよな、ポパーの本を読めば実証主義者じゃないことはすぐにわかるよね。でも、やっぱり論理実証主義者たちと交流があったからそう思われちゃったんじゃないかな」

雄太「ふーん、それで実証主義論争ってどんな論争だったんだ？」

慶介「はっきりいって、ほとんど実りのない論争だったらしい。少なくともボクはアドルノのいつてることがよくわかんなかったんだ。だいたい、ポパーを実証主義者に仕立ててるんだから、そこからして間違っているよね。実際、ポパーとアドルノの対決はその場かぎりで、そのあとは、ポパー側はアルバートっていう人が引き継いで、アドルノ側はハバーマスって人が引き継いで論争がつづいたんだけど、結局、お互いに自分たちの立場を主張し合うだけで平行線で終わってしまったらしい……」

雄太「ポパーは論争をやめちゃったのか？」

慶介「うん、やめちゃった。それであとになってポパーは、どうしてフランクフルト学派の人たちと論争しないのかっていう手紙をある人から受け取ったんだ。それでポパーはその理由を述べた返事を書いた。その手紙はあとになって出版されたんだけどね」

雄太「それでなんで論争しなかったんだよ？」

慶介「それはね、ポパーにいわせると、フランクフルト学派の人たちは中身のないことをわざと難解なことばで覆い隠して、さも深遠なことをいつているように見せかけてるだけだから、論争するに値しないっていうことらしいよ」

雄太「なかなか手きびしいね。でも、哲学ってたしかにそういう部分あるよな……」

慶介「それで、ポパーはその手紙のなかで、わざわざフランクフルト学派の文章を書きかえて、連中の文章がいかにも簡単に表わせるかってことを示してるんだよ。たとえば、アドルノは『社会的総体性は、それによって総括されているもの——この諸要素から社会的総体性そのものが成立している——を離れてその上部に固有の生を営んでいるものではない』なんていい方をする」

雄太「そうたいせい？ こゆうのせい？ うーん、頭が痛くなってくる……」

慶介「でもポパーはこれを、要するに『社会はさまざまな社会的関係から成り立っている』ってことがいいたいんだろって、書きかえている」

雄太「へえー、あつけないね。なんか痛快って感じ……。でも、たったこれだけのことをいうのに、そうたいせいとかこゆうのせいとかいわなきゃならないのかなあ……」

慶介「ポパーはフランクフルト学派だけじゃなくって、こうやって大言壮語を使って教えを垂れるような態度をとる大哲学者気取りの連中をほんとうに毛ぎらいしてるんだよ」

雄太「オレなんか、ポパーのその気持ち、よくわかるなあ」

慶介「だから、ポパーは自分の考えをできるだけわかりやすく表現しようとする。ポパーは自分の本を編集していた弟子のナッターノに対して、内容が変わらなければ自分の文章をわかりやすく書きなおしてもいいっていうようなことさえいってるんだ」

雄太「すげーな、ポパーはそこまで許すんだ」

慶介「これほどポパーって人は、わかりやすさってことを大事にする。でも逆に、わかりやすすぎてポパーのいうことは底が浅いっていう人もいるんだ」

雄太「でもわからなかったら、なんにもならないじゃん。お経じゃないんだから……。どうせおおげさな連中だってポパーにいわせりゃ中身なしなんだろう。おんなじ中身なしと底浅だったら、オレはわかりやすい方がいいけどな……」

## パラダイム

慶介「でも、ポパーがフランクフルト学派と論争しなかったのには、じつはいま話した以外のべつの理由もあったんだ……」

雄太「べつの理由？」

慶介「それはね、もうひとつのパラダイム論争のことだよ。ポパーにとっては、実証主義論争なんかより、こっちの論争の方がよっぽど大事だったんだ。それでこっちの方に全力を傾けたってわけなんだよ」

雄太「ふーん……。そういやあ、そのパラダイムってことばよく聞くよなあ……」

慶介「そうだよ、このことばはいまではいろんなところで使われるようになってるよね。パラダイムってことばは、もともと模範とか範例ってことを意味してたんだけど……。でも、いまはやっている意味で使ったのは科学史家のトーマス・クーンっていう人なんだ。クーンは一九六二年に出版された『科学革命の構造』っていう本のなかでパラダイムっていうことばを使ったんだよ」

雄太「ふーん、それでポパーはこのクーンと論争したってわけだね」

慶介「そう、それでこっちの方は、ポパーが重視したように内容のある論争になったんだ。でも、論争の中身を理解するには、クーンがどういうことを主張したかをちょっと説明しておかなきゃならないな」

雄太「それじゃ説明してくれよ、クーンのこと……」

慶介「クーンは『科学革命の構造』のなかで、だいたいこういうことをいったんだ。現代の科学は、むかしと違って大学とか研究所なんかで科学者の集団で営まれていて、そこには必ずお手本がある。このお手本がパラダイムなんだけど、科学者たちはこのパラダイムが与えてくれる問題を、パラダイムがお手本で示すとおりに解決していく。その解き方がジグソーパズルの遊びに似てるんで、クーンはこれをパズル解きって呼んだんだ。そして、こんなふうパラダイムをお手本にしながらパズル解きをやっていく科学活動を、通常科学って呼んでるんだ」

雄太「通常科学っていうからには、クーンはこれがふつうの科学だって考えてるわけ？」

慶介「そういうことだね。たとえばいったんニュートンの物理学が確立されると、これがパラダイムになってこの理論でどういう問題が解けるかが与えられる。そして、その問題の解き方もニュートン物理学からわかるから、科学者はふつうそういうパズルをこつこつと解いていくってわけだよ」

雄太「でも、通常っていうからには通常じゃない科学もあるのかな？」

慶介「そう、あるんだ。そしてここからさきの話は、クーンがよくもてはやされた部分なんだ。科学者たちはいつもパラダイムのもとでパズルを解いているんだけど、たまに解けないパズルが出てくる。でもそれがあんまり多くないうちは変則事例っていわれていて、パラダイムにとっての例外なんだけどあまり重視されない。でもそういう変則事例がだんだん積み重なってくると、これがパラダイムにとってボディブローみたいに効いてくる。こうして通常科学はだんだんと異常事態に陥って、異常科学になる。そうすると……」

雄太「そうすると、やがては……」

慶介「やがては、そのパラダイムは倒れてしまうんだ。でもクーンによれば、パラダイムは変則事例だけじゃ倒れないでもちこたえている」

雄太「それじゃいつ倒れるんだよ、パラダイムは？」

慶介「ほかにライバルになるようなべつのパラダイムが出てきたときさ。そっちの方が元気がよくって、見込みがありそうだってことになると、そういうパラダイムが古いのを倒しちゃうわけなんだ」

雄太「それじゃ、そのパラダイムは古いパラダイムにとって問題だった変則事例をみんなうまく解決して、自分の方が優れているってことを示すんだな」

慶介「いや、必ずしもそうじゃないんだ。むしろクーンは、どれが一番優れたパラダイムかを示す共通の尺度なんかないって考えてるんだよ。だから、たとえば地球は動いているって考えている現代科学のパラダイムと、地球は静止してるって考えてた中世のパラダイムでは、そもそも宇宙の見方からして根本から違ってるんだから、どっちが優れてるかなんて一概に決められないっていうんだ。この共通の尺度がないってことを、クーンはパラダイムの共約不可能性って呼んでるんだよ」

雄太「でもさ、どっちが優れているか示せないんだったら、どうして一方が勝って、もう一方が負けるんだよ？」

慶介「うん、ここはクーンがよく批判された部分なんだけどね……。それは改宗みたいな感じで、科学者たちが一方のパラダイムから他方のパラダイムへ雪崩をうって乗り換えちゃうっていうことなんだよ」

雄太「なんだい、それじゃあ科学は宗教とおんなじなのかよ」

慶介「クーンはそこまではいってないんだけど……。でもクーンのこうした考え方からうーんとさきまでいっちゃって、科学も宗教も変わらないんだって言い切った人もいた。ファイヤアーベントっていう人なんだけどね」

雄太「それって大胆な発言じゃん」

<次回へつづく>

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

<<翻訳>>

## D.ミラー

### 『批判的合理主義：再定式と擁護』<sup>1</sup>

## 第三章「よき理由への批判」(2)

小河原 誠 訳

<sup>1</sup> David Miller, *Critical Rationalism: A Restatement and Defence*, Open Court, 1994, Chapter 2: Popper's Solution of the Problem of Induction. All right reserved by David Miller.

翻訳権：小河原 誠。参考文献については原本の文献一覧を見られたい。

## 3.4 よき理由の使用不可能性

私の第2のテーゼは、よき理由というものがかりに獲得されたとしたところで、それはどんな目的にも役立たないだろうということである。これは、おそらく、十全理由についてはまったく正しいというわけではないであろう。というのも、もしわれわれが実際に言明  $h$  の真なることを、なんら疑いの余地なく確立できたなら、つまり、それが真であることを（何らかの手段によって）絶対的に確実であるとできたならば、われわれはそれを真として分類できるであろうから。第1章第1節で十分に説明しておいたように、真と偽の分類は知的探求の第一次的な仕事である。

ところが私の知るかぎり、仮説を真と分類したところで、なにも得られるわけではない。いわんや、たんなる防水性 (waterproof) をこえて豪雨にも耐えられる耐水性 (showerproof) にもなぞらえられる証明 (proof) を与えたところで何の意味もない。不十全理由のみでは、なんらかの仮説を真として分類することを権威づけられない。これは、結局のところ、 $h$  に対する不十全理由は  $h$  に対する十全理由ではないと言っているにすぎない。この点で私に対して当然向けられる問いは、なぜ不十全理由をこうも問うのかということであろう。 $h$  に対する不十全理由を求めたところで、それは  $h$  を真として分類する部分的な権威づけ (authorization) さえ提供できないのではない。そう、提供できないのである。というのも、部分的な権威づけは、 $h$  を真として分類すべきかという問い——つまり、私にわかるかぎりにおいてだが、なんらかの権威づけとか理由とかを呼び出すことなく、答えなければならない問い——にふたたび答えそこなっているからである。というのは、仮説を真として分類するのに理由などまったくもって不要だからであるし、不十全理由ではなんの理由もないとき以上に理由づけをうまく果たせるわけでもないからである。われわれがまちがって  $h$  を真として分類したなら、分類のためのよき、だが、不十全理由をあたえてみたところで、誤りが緩和されることなどこれっぽっちも

ない。そしてもしわれわれが  $h$  をただしく真として分類したならば、よき理由をもっているといったことはおよそ飾りにもならない——つまり、飾りになるのは言明を真と偽とに分類すること以上のことを欲しているときのみである。(われわれが処罰に関心をもっているとしてみよう。処罰がなされるというのであれば、それが見られるべきだと要求する必要はない。もちろん、処罰の遂行を見ることにも関心をもっているならば、事情はいくぶんか異なってくるであろう。われわれがふつつ成し遂げたいと思っていることの大部分は、気づかれてしかるべきなのだが、処罰の手続きがただしく遂行されるのを見ることである。)

正確に同じ考察が実践の領域においてもあてはまる。ここでは、見かけにかかわらず、実際に必要とされるいっさいは、事態がどうなるかについての真なる予測であって、予測が真であると考えべきよき理由を必要とするということでも、そうした理由が使えるということでもない。この点を美しく語っているにもかかわらず、ひろく無視されているのが、プラトンの『メノン』における次の一節である (97A-D)。

ソクラテス 説明させてくれたまえ。誰かがラリーサでもほかのところでもよいのだが、そこへの道を知っていて、そこへ行くし、ほかのひともつれていけるとしたら、そのひとは良いそして有能な道案内人ということになるだろうね。

メノン そうでしょう。

ソクラテス そこへ行ったこともないし、道も知らないとしても、どの道を行けばいいかを正しく判断できるなら、そのひとは他のひとも正しく案内するのではないだろうか。

メノン もちろん、そうでしょう。

ソクラテス　だとすると、真なる意見は、正しくふるまうことに対しては、知識と同じようによい案内人であるわけだ。

メノン　そのように思われます。

ソクラテス　さらに正しい意見は知識に劣らず有益なものだ。

メノン　知識をもった者はいつでも成功するだろうが、正しい意見の者は時たまでしかないという点を別にすれば、ということでしょうね。

ソクラテス　どうしてかね。正しい意見をもっているかぎり、その者はいつでも成功するのではないかね。

メノン　そういうことになるのでしょうか。そうすると、知識が正しい意見よりもはるかに讃えられるというのは、どうしてなのでしょうかね……

メノンが訝るのも当然だと思う。しかし、残念ながら、ソクラテスは、この点まで誤ることなく（それどころか、メノンのあとから二番目の発言のなかに含まれていた混同、つまり、いつでも働きうるという意味で保証されているとか信頼しうるとされる仮説や施策と、功績があるという意味での、つまり、いつでも働くことが知られているという意味での仮説や施策との混同をえぐり出してもいるのだが）、いまや、真なる意見ははかなく流動的であるのに対し、知識は安定しておりつなぎとめられているという理由で、（真なる信念というよりは）知識を弁護することに滑り落ちてしまっている。かれは、こう続けている

（98A）。「それが、知識は真なる意見よりもより価値がある理由である」。しかし、躊躇なく、再びこう述べる。つまり、「真なる意見は行為の成り行きを支配するとき、知識と同じようによき結果を生むのであり」、また「實際上の目的にとっ

ては、正しい意見は知識に劣らず有益である」

（98A、C）。この作品のことは遣いでは、ソクラテスはよき理由に向かう目的を、真理を拭い去ることのできない真理に、つまり、そこから離れるようにと説得されてしまうことなどありえない真理（十分な、あるいは絶対に確実な理由のみがこの仕事に適うであろうことは明白である）に変えることに見ている。しかしかれは、そうした理由に実践的役割は見えていないのである。実践にかんするかぎり、ソクラテスは絶対的に正しい。知識は何もはたさないのだ。

このようなソクラテスの洞察を受け容れ難いと考えつづけているひとに対しては、私はしばしばつぎのように問うことにしている。競馬では、本命馬の馬券と、勝ち馬の馬券とでは、どちらを選びますか、と。私が受け取る答えはほとんどいつでも、もちろん勝ち馬の馬券です、というものである。行為者が観念のレベルで選択をおこなうならば、勝ち馬の馬券ということになるだろう。しかし、軽いためらいのあとで、レースがおわるまで誰も勝ち馬券がどれであるかを知りえないのだから、戦術として合理的な行為者は、したがって、もっとも勝ち馬券となりそうな馬券（あるいは、勝ちが見込める最良の理由がある馬券）を選ぶ、と強く言い添えられたのである。このとき、私がはっとさせられたのは、ここで「したがって」ということばが使われていたことである。戦術的に本命馬の馬券を選好することは、観念のレベルで勝ち馬券への選好をこっそりと否認することではないとしたら、行為者は、もっとも勝が見込めそうな馬券が現実にも勝ち馬券になるだろうと推測したに違いない。そして彼が、本命馬の馬券を選好したのは、それが本命馬の馬券であったからではなく、その馬券が勝ち馬券になるだろうと推測し、証拠に照らしてこの推測が真であると評価したからなのである。確率的方法、あるいはよき理由の合理的意義に熱中しているひとは、私には疑いの余地はないと思うのだが、仮説が真であるという推測にとって意義のある思考や探究

は、その仮説をもっともらしい〔確率が高い〕とか合理的であると推測させると主張するだろう。そうかもしれないが、問題は仮説を真として推論的に分類することであって（これは、その仮説をもっともらしい〔確率が高い〕とか合理的であると評価しうるかどうかという問題とは無関係である）、仮説をもっともらしい〔確率が高い〕とか合理的であると評価すること（これは、おそらく真であるという先行する分類に依存するであろう）ではない。よき理由を所有しているという主観的な感情は存在するかもしれない。しかし、合理的思考にかんするかぎり、よき理由という観点からの評価は純粋に付帯現象にほかならないのだ。

### 3.5. よき理由は必要ない

私の第3のテーゼは、多くの点で、3つのテーゼのうちでももっとも根本的であり挑戦的である。それは簡単に述べるとこうなる。合理性はよき理由を引き合いに出さずとも完全に働きうるということ、つまり、理性はどこにおいても理由に依存しはしないということだ。

私が念頭においている合理性は、あきらかに、権威主義的合理主義が熱望しているものからははなはだしく隔たっており、ふつう批判的合理性とか批判的合理主義と呼ばれている。これは、批判が合理性のなかで果たす批判的役割を強調する。部分的であれ完全であれ正当化というもの、あるいは、十全であれ不十全であれよき理由というものは獲得不可能なのだから、われわれが仮説を保持しそれを真として分類する以前にそのための論証とか理由とか証拠とか論拠とかを提出するようにと要求されてはならないのだ（あるいは、そうした要求がなされるとして、その要求以前にそうしたことをおこなったりしてはならないのだ）。合理性が作用していくものが与えられるべきだとしたら、任意の仮説を真理の候補として提案することが許されていねばならないはず

だ。ここでの唯一の制約条件となるべきものは、仮説が現実に真であるかどうかではなく、もし偽であったならば、それは放棄され拒絶されうるのかどうかということである。だから、論理あるいは理性が批判的合理主義において果たす役割は批判的役割だということになる。論理というものは、ポパー（1963, 64）が語ったように、批判のための道具であって、証明のための道具ではない。科学の進む道は、推測、つまり仮説の提案によって進む道である。つまり、そうした推測からさらなる言明を演繹し、経験によってあるいは（ここではまったく問題のない）他の手段によってテストし、帰結が偽であることが分かったら、もともとの推測は拒絶するという道である。妥当な演繹は、よく知られているように、真理を移転する。しかし、演繹はまた結論の偽を前提のうちの少なくとも一つに逆移転する。批判が理性の生命力であるというのはこうした仕方においてである。

この点を初歩的ではあるが、断固として明言しておきたい。批判的合理主義は、われわれの前にある仮説を批判する方途として誤ることなく論理に依拠すべきであると主張する。つまり、批判的合理主義はわれわれが理性に注意を払うようにと主張する。このパラグラフをいくらかでも理解した者は、先に言及した著者たちのように、批判的合理主義者は正当化とか理由を放棄したことで、厳格な合理性も放棄してしまったと思うことはできないはずだ。

さて、少しばかりトリッキーな話題に触れておこう。批判というのはまさに証明、つまり、逆立ちしたところのよき理由の提供ではないか、というわけだ。私が  $h$  を推測し、そしてそこから  $e$  を演繹したが、それは偽であることが判明したとしてみよう。この状況は当初、批判的合理主義は、 $e$  でないことは  $h$  を拒否する理由である、と、つまり、方法論的ではなく論理的に表現するならば、 $h$  に反対する理由であると言わなければならないだろうと見えるかもしれない。これは、 $e$  でないことは  $h$  でないことの理由であるということ

とさして変わりがないとも見えよう。つまり、批判的合理主義は伝統的合理主義とまったく同じようによき理由に依拠しているのではないか、というわけだ。2つほど前の節で語っておいた反論を蘇らせるならば、 $e$ でないことは $h$ でないことを論理的に含意するのだから、 $h$ でないことの問題を未解決のままにしているのではないか、というわけだ。たしかに、 $e$ でないという理由が、同時に $h$ でないということのよき理由ではないとする理由はありえない。しかし、そのような、 $e$ でないことのよき理由、あるいは疑わしいけれどもそれに類似した理由がないとしたら、 $h$ でないことの理由もないであろう、と思われる。だから、反論はこう進む。われわれは、 $h$ でないという理由をもたない、つまり、 $h$ を拒否する理由はない、と。したがって、あらゆる拒否、反証、また批判は、なんらかの地点でよき理由（否定的なあるいは批判的な理由——とはいえ、これらも依然として理由であることに変わりはないのだが——）に依拠するのでないとしたら、つまるところ、恣意的なものである。

こうした反論に対しては、批判的合理主義者にはふたつの対応が開かれている。ひとつは、（間違っているわけではないが）もっともらしく表面的な対応であり、他は単純で満足いくものである。最初の対応は、批判的理由において問題が未解決になっていることは、理由をサポートするか正当化するばあいにおける同じスキャンダルを決して惹き起こすものではないと見て取ることにあるだろう。もっとも、 $e$ でないということは、 $h$ でないという問題を未解決にしておくとはいえず、ここで論点になっている $h$ を未解決のままにしておくわけではない。問題未解決のファラシーにかんしてわれわれを弱らせるのは、こう主張されるだろうと思うのだが、 $h$ の正当化を提供するためにはすでに正当化されるべきあるものを仮定しておかねばならないということではなく、 $h$ そのものをすでに正当化されるべきものとして仮定しておかなければならないということ

である。批判的論証のばあいには、（部分的正当化——ここに循環が隠されていることは第3節ではあらわにはされていないが——が意図された場合とは異なって）、循環は認められない。正当化的論証と批判的論証との相違はたんに「命題計算のトリック」（Harré 1986,46）ではなく、論理と合理的思考全体のもっとも根本的な特徴である。（さらなる議論については、拙稿 1994 を見られたい）。批判的論証においては、あきらかに、正当化を焦がれているひとたちに対しては疑いもなく深い思いをもたすのだが、後退（あるいは、結果として、前進）が存在する。

この点は、連鎖のなかの多くのステップを考えてみれば、容易に見て取ることができる。 $h$ を正当化する、あるいは、証明しようとしたら、そのための理由として $h_1$ を引証することになるだろう。 $h_1$ を正当化することが求められたら、 $h_2$ を召喚することになるだろうし、ついで $h_3$ を召喚することになり、どんどん後退していく。もしこうした理由のおのおのが果たすべく要求されていることがらをおこなうとすれば、 $h$ 、 $h_1$ 、 $h_2$ 、 $h_3$ ……は、つぎのような関係にたつことになるだろう。すなわち、 $h_3$ は $h_2$ を含意し、 $h_2$ は $h_1$ を含意し、 $h_1$ は $h$ を含意する。だが明白なことながら、 $h_3$ は、 $h_1$ がそうであるのとまったく同じように、 $h$ の問題を未解決のままにしておき、そしてそれが精いっぱいないうことであるとしたら、最初から引証されていた方がよかったであろう（もし、正当化に本当にこだわっている者なら、 $h$ にこだわり続けたほうが賢明だろう）。しかしながら、どれほど遠くまで証明の連鎖をたどったところで、 $h$ はいつでも争われるであろう。これとは対照的に、批判的連鎖にそって数ステップ進んだら、われわれはまったく異なった問題を扱っていることに気づくだろう。私は $h$ を仮説として提案する。あなたは、そこから帰結 $e$ を演繹し、 $e$ でないことが真であると提案し、よってその仮説を批判する。それに対して私は、 $e$ でないというあなたの主張を批判することで反撃する。すなわち、私はそこ



「 $e$ でないということ」から  $k$  を演繹し、そして  $k$  でないことが真であると主張するわけである。さて、もちろん、 $k$  は  $h$  ではないだろう。その場合「 $h$  であるばあい」には、(われわれがひねくれ者でないかぎり)、逃げ道のない循環に陥ったことになる。しかし、 $k$  は  $h$  でない必要はないし、「通常は」あるなんらかの  $h$  とはまったく無関係の他の言明であるだろう。としたら、 $k$  でないことが真であるという私の主張は、われわれが出発点とした論題、つまり、 $h$  は真であるかという論題とはまったく分離された論題であることになる。だから、批判の弁証法というものは、正当化のつづやきとは異なって、同じ点の果てしない繰り返しにしがみついているわけではないのである。

不自然ではあるが単純で図式的な例を挙げれば、この点は明白であろう。私が、 $P \& Q$  を提案する。あなたはここから  $P$  を演繹したうえで  $\text{not-}P$  を主張するとしよう (あなたは、経験的テストをしたかもしれない)。反論するには私は、あなたが  $P$  を推測したということから  $R\text{-if-}P$  を演繹したうえで  $\text{not-}(R\text{-if-}P)$  と、つまり、 $P \& \text{not-}R$  が真であると主張するだろう。これを批判するためにあなたは、私の主張から  $\text{not-}R$  を演繹したうえで、 $R$  が真であると主張するだろう。ここにおいてわれわれは、もともとの論点からは大きく隔たった論点に到達する。もっとも、内容において重なり合うことに疑いはないのだが ( $P \& Q$  も  $R$  も互いに他に対する理由として引証されることはないのだから、ここには問題はない)。われわれはもはやもともとの問題で闘っているのではない (だからといって、もともとの  $P \& Q$  という論点完全に忘れ去られてしまったというわけではない)。経験科学には、高遠なレベルからはじまってまったく異なった、そして卑小な領域——たとえば、通過する路面電車が近くの実験室における有意な振動を惹き起こしているのかどうかのテスト——に落ち込む論争の例がたくさんある。さらに明確に意識して

ほしいのだが、われわれは、無限の進歩に向かっていくわけでもないし、無限後退に陥っていくわけでもない。新しい問題が提起されたのであり、古い問題は推測的に解決されたのだ。新しい問題は、典型的に、ラカトシュ (1970/1978, Section 2[c]) が侮蔑的に退行的問題移行と呼んだものを形成するが、これは重要なことではない。批判的思考の道筋はたどりなおすことができるのだ。正当化のばあいでは、無限後退とか循環はダメージを与えるだろう。なぜなら、最初の支柱 (こんなものは現実には存在しないわけであるが) なしには、他のすべてのものが無価値になる (これは、Black, *loc. cit.* によってあからさまに反論された論点であるが) からである。しかし、最終ゴールなき無限の進歩が、深刻な重大さをもつわけではない。もちろん、それはどこかで停止されねばならないが、ふつうわれわれは停止すべき地点の発見においてなんらかの本物の困難に陥るわけではない。しかし、われわれは停止するところで停止するとはいえ、そのことに何らかの理由をつける必要はない。

そこで、「普遍言明のもつ論理形式から生じてくる」こと (Popper 1934/1959a, 41) よりも、かの有名な「検証可能性と反証可能性との非対称性」について少しばかり語っておいた方がよいだろう。ポパーがそこで (および 1983, Part 1, Section 22 で) 語ったことは正しいし、ビンズ (Binns, 1978, 33) とかシュレージンガー (Schlesinger, 1978, 171f.) といった批判者がまるで不幸をよろこぶかのように提起したあきらかに形式的な反論、すなわち、仮説が反証されたならいつでもその否定が検証されているといった反論を苦も無く先取りしている。しかし、真実は、「時空についての」限定のない存在言明が問題となったときでさえ、反証可能性は考察の中心にとどまりつづけるということだ。たとえば、「ニュートリノが存在する」という言明は、ニュートリノを生み出し捉える「普遍的な」処理方法が規定されることによって、反証可能な形式をとった

ときにのみ討論可能となる (Popper 1974b, 1038)。もちろん、テスト結果は受け容れられるべきだが、それによって正当化されるべきものなどなにもない。テストの報告は正しいかどうかという問題は依然として未解決のままである。

以上に述べた最初の対応を要約しておこう。批判的論証は問題を未解決のままにするかもしれないが、各段階で同じ問題を未解決のままにしているわけではない。正当化の循環は避けたい。しかし、批判の循環があるわけではない。

この対応には正しいものがたくさんあるが、こじつけの感じもある。難点は、この対応が正当化主義者の主張、すなわち、否定的な、つまり批判的な理由が可能なのはわれわれが肯定的な理由をもっているときのみであるという主張を無意義なものとして捨てるのではなく、問題として取り上げていることだ。こうしたことは、批判的合理主義にとっては意義がない。なぜなら、批判的合理主義は肯定的理由以上に、否定的理由とかかわりをもつわけではないからである。否定的理由といったものもまた存在しないのだ。合理的な思考と行動にとってはそうしたものは必要ない。われわれは仮説を偽と分類するためにその仮説に対して反論となる理由を必要としないし (また、ある行動の道筋をばかげているとして分類するための反論となる理由を必要としない)。必要なのは、そこからの偽なる帰結であって、強調しておきたいが、偽なる帰結を同定したと想定するための理由ではなく、まさに偽なる帰結そのものである。だから、ほとんど言うまでもないだろうが、われわれは言明を正しくない仕方で分類し、誤って行動する危険に絶えずさらされていることになる。これはしばしば起こるだろう。かりに起こらないとしたところで、われわれは依然として危険にさらされたままだろう。だからと言って、われわれがものごとをしばしばくじるわけでもない。

否定的理由をこのように放棄してしまったら、科学から合理性を跡形もなく奪い取ってしまい、

まったく恣意的な決断という気まぐれに身をゆだねることになってしまうと多くのひとは恐れるだろう。だからなにをもって、任意の言明を偽とか真とかに分類するのかと問われるだろう。*h* を偽として分類する理由が必要ないとなったら、あたかもあらゆる規制が (おそらく、論理的整合性は別であろうが) 外されたかのように見えてくるだろう。われわれが真理の整合説とか相対主義的理論にしがみついているときには、疑いもなくそうであろう。(真理を正当化された真理と混同することと、正当化された真理などないという自覚とが衝突するとき、ひとびとはふつう相対主義へ流れていく)。しかし、科学をする者は相対主義にしがみついたりはいしない (もっともなんらかは、科学をおこなっているが相対主義を信じていると言われてきたのだが)。科学の目的は、なんと言っても、真理であり、そしてこれは実在への対応のようなものである。われわれは真理を目指しているからこそ、分類で間違ふことがあっても、恣意的ではないのだ。たしかに、「すべてのスワンはグリーンである」が真と分類されてはならない理由はない。にもかかわらず、そのような分類は正しくないであろう。そして偽と真とを本気で区別しようとしたら、われわれは仮説をテストにかける、つまり、おそらくはこの仮説には真として分類されている他の言明と矛盾する帰結があることを示そうとしてテストにかけるであろう。そうした [矛盾するところの] 他の言明は、「すべてのスワンはグリーンである」を拒否する理由を提供してはくれないだろう。しかし、真理に関心があるならば、そうした矛盾しあう言明すべてを保持するわけにはいかない (整合性は真理にとって必要ではあるが、まったくもって不十分である)。われわれはそれらのうちのどれを拒否すべきかを決定しなければならない。ここにおいてわれわれは間違ってしまうこともあるのだ。

ここに述べた考えにとって明らかに本質的なことは、われわれが言明を真とか偽とかに分類するとき、われわれはそう分類するための理由をも

つことなく分類する覚悟もつべきだということである。われわれがこうした分類をいつでも正しくおこなうべきだということはなんら本質的なことではない。

批判可能な理論を提案し、それらは無条件の批判にさらすという方法が、時に言われているほど、偽から真をえり分ける優れた方法ではない（もっとも、この方法はあきらかにいつでも可謬的であり、ときとして効率的であるわけではないが）、と考える合理主義者とか実在論者が一人でもいるだろうか。この方法は、どんな人でも同意してくれると思うのだが、全体としてはうまく機能する。この方法が機能不全になったり、研究を悪い方向に導くことはないだろうと信じるいかなる理由もないとしても、そうである。批判的合理主義に対する批判者は、なにを攻撃しているのかを明確化するように少なくとも努力すべきであろう。砲火を浴びせられているのは、われわれが提案している方法（これは、あれこれ偽装されたかたちで、批判者もふつつ擁護している方法であるのだが）であるのか、それとも、信頼性があると見せかけだけの、また欺瞞的な主張をもって成果を粉飾することに対する・われわれの率直な拒絶であろうか。この2つは同じではない。第2の種類の批判を第1の種類の批判であるかのように仕立てるのは有害でしかない。批判的コメントのいくつかには、おそらく、ただ飯を食っているという・口には出されていない告発があるのだろう。すなわち、批判的合理主義者は推測と反駁の方法がよい方法であるとクールに主張しているが、認識論者や確証（confirmation）論者たちが自分たちの方法の正当化を求めておこなったきつい仕事のよいところを明らかに利用しているというわけだ。これは、私が完璧に否定するところのものである。このきつい仕事なるものが、熟知の事実、つまり最初から知られていた・（十全なものであれ、不十全なものであれ）正当化は不可能であるという事実の発見を超えるものを何か示せるかという、そのようなものは何もないという

ことなのだ。そればかりではない。批判的合理主義がかりに正当化されるべきだとしたところで、その正当化は批判的合理主義者の関心を惹くものではないだろう。批判的合理主義はそんなものがなくてもうまくやっていける。真と偽とは分離されるのだ。

要約しておこう。「君はなぜ  $h$  が真だと考えるのかね」とか「君はなぜ  $a$  という行為が行われるべきだと考えるのかね」と問いかけられるとき、批判的合理主義者の答えは、「そうであってなぜいけないのかね」ということになるだろう。こうした答え方は、 $h$  とか  $a$  にとって不利なことを引証してみなさいという誘いであって、それに反対する、あるいは、ある別な選択肢に有利な理由ならべたてようという誘いではない。ときとして、数学とか法の分野では、論争にかかわっているひとたちすべてが一致して侵すことはできないと考えている原則がある。そうした分野でよき理由とか証明への要求がたてられたとしたら、それは変装されたかたちで演繹を求めているのだと言えるだろう。この点は認められねばならない。（われわれはことばによってあらぬ方向に導かれてはならないということだ）。しかし、（法の分野におけるように既に所与であるからであれ、あるいは何人かの者たちは知覚的経験を語る言明は所与であると主張したのだが、そのように与えられているからであれ）前提がサポートを必要としないと思われている場合ではことごとくそこからの帰結もまたサポートを必要としないのであるから、演繹には帰結を明らかにするという以上の意味はない。しかしながら、通常、よき理由を提出してくれという挑戦は、かく挑戦する者に対して、提案されていることの欠陥を示す例を挙げてくださいと頼んでみれば、用済みになってしまうに違いない。自分たちの反論をバックアップするよき理由を求められていないことをもってつけの幸いとするひとは、真理に対してうわついた関心しかもっていないひとのみであろう。真理は、疑問の余地なく人間の責任を越えたところにあ

る。くわえて、感謝しなければならないと思うのだが、真理は、人間のひどすぎる無責任から加えられた侮辱にまったく耐えられるように思われることだ。

## テクニカル・ノート

最終的 (conclusive) 理由に関するストーブ  
ストーブは、「 $h$  は  $h$  を信じる理由の一部にはなりえない」(1982, 68) と、そしてさらに一般的に「結論を含意する論証の前提は、それらをして結論を信じるべき理由とするには十分ではない」(67)と書いている。さらに「 $e$  よりも強力な[言明]はどんなものでも、ある  $f$  に対する  $e \& f$  と論理的に等値なものであろうし、そして、 $e$  が  $h$  を信じるべき [理由ともなりえず]、理由の一部でもありえないとしたら、あきらかに  $e \& f$  と論理的に等値な言明もまた理由とはなりえない」(72)と書いている。ここで  $e$  の代わりに  $h$  と書き、このパラグラフの冒頭で述べた原則を使ってみよ。われわれは、 $h \& f$  と等値な言明は  $h$  を信じるべき理由、あるいはその一部になりえないと結論してよいだろう。つまり、 $h$  よりも論理的に強力な言明はなんにせよ  $h$  のための理由を提供しないということだ。

この点に私は容易に同意できる。というのも、それは**論点先取の虚偽**についての率直な承認であるように思われるからである。[上述とは反対に]  $e$  は、もし  $h$  を含意していなかったら、 $h$  のための最終的理由とはまずなりえないから、われわれは一歩進んで、最終的な (十全な) 理由は決して存在しえないと結論できる。ところがストーブは、最終的理由はときとして獲得可能であると考えているのだ。たとえば彼は、『すべての人間は死ぬ。そしてソクラテスは人間である』は『ソクラテスは死ぬ』ことを信じる絶対の最終的理由である」(77)と言っている。どうしたらひとはこれを信じられるのか、私にはわからない。

過剰内容は掘り崩される

あらゆる言明は、その帰結のうちにすべての論理的真理をもつが、古典論理学においてふたつの言明、 $h\text{-if-}e$  および  $h\text{-or-}e$  が [それぞれから生じる] 他の論理的帰結を共有しないことを示すことは難しくない。それどころか、 $h\text{-if-}e$  と  $h\text{-or-}e$  は一緒になると [連言化されると]  $h$  を含意するに十分である。(3.3 での  $h$  が  $e$  を含意するという仮定はここでは緩められている)。したがって、 $h$  が  $e$  を越えて有する過剰内容を  $h\text{-if-}e$  という条件法と同一視してもまったく合理的である

(Hudson 1974)。  $h\text{-if-}e$  の帰結ではない  $h$  の帰結はすべて  $e$  と内容を共有する。 $e$  が問題を未解決にしていない  $h$  の内容の唯一の部分は  $h\text{-if-}e$  である。

証拠  $e$  は通常は  $h\text{-if-}e$  という条件法を掘り崩すことは、確率計算の公理をもちいて最初から大きな困難なしに証明されるであろう。しかし、以下のふたつの言明(そのうちのひとは先に軽く触れておいたのだが)からもっと単純な証明を与えることができる。最初の言明はこうである。 $h$  が  $e$  を含意するならば、 $s(h, e)$  は負ではない。つまり、

$$h \text{ が } e \text{ を含意するならば、} P(h \mid \text{taut}) \leq P(h \mid e)$$

第 2 の言明は、補集合則の弱い形である。

$$P(x \mid z) < P(y \mid w) \text{ ならば、} P(\text{not-}y \mid w) < P(\text{not-}x \mid z)$$

これらふたつの言明のうち、第 1 の言明において、 $h$  を  $e \& \text{not-}h$  (これは  $h\text{-if-}e$  の否定に等しい) と書き換えるならば次のものが得られる。

$$P(e \& \text{not-}h \mid \text{taut}) \leq P(e \& \text{not-}h \mid e)$$

ここで第 2 の言明によって次のものが得られる。

$$P(h\text{-if-}e \mid e) \leq P(h\text{-if-}e)$$

値が同じになるのは、 $P(e)=1$  もしくは  $P(h \mid e)=1$  のときのみであろう。ふたつのばあいとも、 $h$  が仮説であり  $e$  がその仮説を支持するために呼び出されたなんらかの証拠であるならば、興味を

惹くものではない。あらゆる興味深い場合において、過剰内容  $h$ -if- $e$  は証拠  $e$  によって倒される、掘り崩される、と結論してもよいだろう。

思うに、関数  $s$  は帰納的支持を測っていないばかりでなく、そもそも何事も測っていない。それは直観的レベルで、ミラーとポパー1986 (以下の10.4 のノート c を見よ) の演繹的依存度を測る関数  $q(h | e)$ ——これは、(粗雑ではあるが)  $h$  が  $e$  によってカバーされる内容の部分を知るものであるが——と取り違えられてきた。 $h$  と  $k$  が内容を共有しないときにはいつでも  $q(h | k)=0$  である。したがってサポートする部分も、掘り崩す部分もない。 $q$  の優れた特性のひとつは、第2の論証にあわせて単調に増加することであり、証拠が積みあがっても下降することはないことである。そこからして、 $e$  が  $h$  と矛盾するとき  $q(h | e)$  は正の値をとろう。したがってこれは合理的信念の

度合いと呼ばれてきたものを測ってなどいないわけである。測度  $q$  とケインズ (1921, VI章) が「論証の重み」と呼んだものの類似性についてはヒルピネンが注記している (1970, とくに 106, 111)。

過剰内容が掘り崩されるという証明の詳細、またそれを包んでいる論争は、ミラーとポパー1983と1987、そしてまたレヴィ1984、ジェフリー1984、グッド1984のコメントに対するわれわれの1984年の返答のなかに見出されよう。最近の討論には以下のものが含まれる。Zwirn and Zwirn 1989(私の反論1990bも見よ), Mura 1990および1992, 71-87, Dubucs 1993, 89-91, Zwirn and Zwirn 1993.

+++++

## <<書物紹介>>

**Herbert Keuth, *Wissenschaft und Werturteil*, J.C.B. Mohr, Tübingen, 1989, 209 Seiten.**

### 価値判断論争の残骸

小河原誠

コイトには、今回取り上げるこの書物のほかに評者の知るかぎりでつぎのような本がある。

*Realität und Wahrheit*, J. C. B. Mohr, Tübingen, 1978.

*Erkenntnis oder Entscheidung*, J. C. B. Mohr, Tübingen, 1993.

Philosophy of Karl Popper, (これは、Die Philosophie Karl Poppers, J. C. B. Mohr, Tübingen, 2000. の英訳である)

これらはいずれも単著であるが、ポパーの『探究の論理』に関する重要で基本的な論考を集めた書物も編集している。

*Karl Popper: Logik der Forschung*, Akademie Verlag GmbH; bearbeitete Auflage. (2013/09) (初版は手に入らないようである)。

ごく簡単に内容に触れておくと、最初の書は、真理の対応説、实在論たい道具主義の対立、真理への接近、確率の傾向性理論を批判的に扱ったものである。第二の書は、アーペルやハーバーマスに代表される・いわゆる超越論哲学を批判したもので、真理の同意(合意)説、討議倫理などを批判している。したがって、批判的合理主義と批判理論との対立を批判的合理主義の側から扱った論争の書とっていいだろう。第三の書は、ポパー哲学の全体を過不足なく描いたもので、ポパーに対して厳しいところがあるが、批判的合理主義者が当然なすべき仕事であろう。

*Die Philosophie Karl Poppers* の奥付によれば、コイトは 1940 年生まれで経済学を研究し、1970 年に科学論と社会学で博士号を取得し、1976 年に教授資格を取得した。1979 年以来、チュービンゲン大学の科学論教授。

評者は、コイトの真理論関係の諸論文や、*Philosophy of Karl Popper* などを読んだ時から、この人はずいぶんと冷静な分析をするひとだという印象をもっていた。今回取り上げる書物についてもそれは言える。かれは、論説を細部に至るまでよく分析しており、立場の自己矛盾を突く点ではじつに伶俐である。そしてそこにこそ本書の価値はあるように思われる。今回の書評では、彼の微に入り細を穿つ分析を、紙幅の都合上紹介できないことを遺憾とするが、本稿の性格上それもやむをえまい。評者としては、彼の業績に対する正当な関心が生じるように心がけたいと思うのみである。

さて、この書物には「価値判断論争と実証主義論争に寄せて」という副題がついている。前者の論争は言うまでもなくウェーバーの「価値自由のテーゼ」をめぐる論争であり、後者はフランクフルト学派と批判的合理主義との対決である。したがって、コイトは 2 つの論争を一連のつながりのもとに見ていることになる。では、そのつながりとはいかなるものか。それはひと言で言うと、社会科学における価値の問題（より限定的に言えば、科学的価値判断の可能性の問題）ということになる。そしてこの問題がウェーバーのいわゆる「価値自由のテーゼ」によって、もっとも鋭く抉り出されていることは、多くの人びとによって承認されているところである。

コイトは、ウェーバーのテーゼによって引き起こされた価値判断論争を、第一章でウェーバーとシュプラングの対決として整理している。周知のように、ウェーバーは、ヒューム以来の・事実と価値の二元論に立って事実言明と価値判断との峻別を主張し、科学的な、つまり客観的（超個

人的）な価値判断の不可能性を主張し、また講壇禁欲の立場に立っていた。このとき、ウェーバーにとっては、学問（科学）の基礎に価値があることは自明であった。それに対して、シュプラングは——わたくしは、その書物を読んだことがないので、ここでは全面的にコイトの叙述にしたがうが——事実言明と価値判断との峻別が不可能なこと——これは、ウェーバーの「峻別テーゼ」に対比して「分離不可能性テーゼ」とでも呼んでおくことができるだろう——を信じ、そこから科学的（超個人的）な価値判断の可能性を説き、したがって講壇から科学的な価値判断を説くべきことを主張していた。

評者は、個人的には、世間の多くの人はシュプラングの見解を取っているのではないかと考える。たとえば、戦後民主主義は虚妄であったといった議論（論証）をする場合、特定の価値判断（あるいは価値的評価）をもっていなければ、虚妄としての戦後民主主義という「社会的事実」は浮かび上がってこないであろうし、また、こうした議論の過程で一定の価値評価が避けがたくなされるであろうことも、自明であるように思われる。こうしたなかでウェーバー的立場を正しく理解し、評価することはおそらく、本書が多くの例に即して示しているように、ウェーバー学者が思っているほど簡単なことではない。この点に深入りすることは、全体的な紹介を目的としている本稿ではかなわぬことなので、省略させていただく。

話を急ぐが、ウェーバーとシュプラングの対決にかんしてコイトが下す論決はシュプラングの全面的敗北ということである。シュプラングの試みた議論は、ウェーバーの「価値自由のテーゼ」に対する反論としては完全に失敗しているということだ。そして評者もこの論決に異議を覚える者ではない。この論決に至るコイトの分析を読みながら、評者に強く残った印象は、分離不可能性テーゼがいかにかたやすく生じてくるものか、そしてまた、ウェーバーの峻別テーゼが必ずしも

正確に理解されているわけではないという事態である。

コイトは、この不幸な事態（現在にまで及ぶ事態）を描いている。すなわち、第二章ではシュトラウスの自然法哲学とアーペルのいわゆる超越論的哲学——正確には、超越論的語用論的哲学と呼んだ方がよいのだろうが——を徹底的に分析し、第三章では弁証法的社会理論（いわゆる批判理論）として語られるハーバーマスの実践知の可能性を語る哲学および討議倫理を批判している。ハーバーマスに関する分析においては、いわゆる理論と証拠との循環関係——これは、多くのばあい解釈学的循環と呼ばれてきた——を徹底的に分析しており、これは社会諸科学に解釈学あるいは解釈学的流儀を持ち込もうとしている人々に対する根本的な警告になるだろうと思う。

結局のところ、コイトは、価値判断論争においても実証主義論争においてもウェーバーの「価値判断自由のテーゼ」あるいはかれの事実言明と価値判断との峻別要請に対する支持可能な反論は提起されていないし、また、実証主義論争においてもポパーやアルバートが主張した批判的合理主義の実証主義的科学観に対する支持可能な反論が生じているわけでもない、と結論する。

+++++

## 電子ファイルの送付について

本号もまた電子ファイルを作成し送付いたします。予定では、1月20日まではメールアドレスを提示されている会員に送信いたします。今回は、PDFファイルについてパスワードを掛けておきます。ファイルを開くためのパスワードは、Popper2012です。ファイルは、高解像度での印刷のみを許可し、他の操作は禁止されています。これを解除するためのパスワード（権限パスワード）は winter です。「アドバンスト」から「セキュリティ」へと進み、「この文書からセキュリティ設定

評者にはこうした結論は極めて妥当なものと思われる。ヒューム以来の事実と価値の二元論を受け入れ、そこから両者の論理的異質性を自覚して「峻別テーゼ」を説くウェーバー的立場は、ポパーにおいてもまた主張されているところである。こうした立場を実証主義的独断などと呼ぶ者がいるのだとしたら、そう呼ぶ者自身の立場が成立しえないことを本書から学ぶべきであろう。

## 追記

本稿では深く立ち入らなかったが、じつは評者は、ハーバーマスや実証主義論争については、次のような論考を発表したことがある。ご参照いただければ幸いである。

『「実証主義論争」研究ノート（1、2）』（鹿児島大学法文学部「人文学科論集」（24、25）、1986－7）

「ハーバーマスの「精神分析モデル」について——社会科学方法論の構築に向けて——」（宮城工業高等専門学校研究紀要第18号、1982年）

を解除」によって解除してください。（今回のセキュリティ設定に関するご意見をkogawara79@hotmail.comまでお寄せください。）

当然のことながら、メールアドレスを登録されていないとか、アドレス変更の通知をされていない方には配信できませんので、1月中旬までに編集委員（現在は、[小河原 kogawara79@hotmail.com](mailto:kogawara79@hotmail.com)）にご連絡いただければ、そのアドレス宛に送信いたします。また、20日を過ぎても受信できなかった方については、当方になんらかミスが生じていることが考えられますので、早急にその旨をお知らせいただければ幸いです。そうした方について

は、1 月末くらいまでには再度送信させていただきます。

次号からは、紙媒体での配布は行わず、電子ファイルの配信のみとなります。

## 日本ポパー哲学研究会 2012 年度会員総会議事録

2012. 7.7 (土)

於：慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟 1 階 A 会議室

### I. 2011 年度活動報告

- ・第 22 回年次研究大会開催 於：日本大学文理学部キャンパス オーバル・ホール  
統一論題『記号論の方法とポパー』  
自由論題：1 件
- ・機関紙『批判的合理主義研究』Vol. 3, No. 1, No. 2 発行。

### II. 入退会者、住所変更

- ・入会者 4 名・退会者 2 名  
7/19 江川 晃 3/26 中才 敏郎  
11/10 勝屋 信昭 6/29 萩原 能久  
1/24 高村 友也・死去 1 名  
4/13 村中 達矢 6/25 団藤 重光

### III. 運営委員の改選および会長・事務局について

- ・運営委員案：以下の 12 名が承認された。  
井上一夫、蔭山泰之、笠松幸一、小河原誠、坂本百大、篠崎研二、嶋津格、立花希一、  
丹沢安治、富塚嘉一、堀越比呂志、渡部直樹
- ・運営委員決定後、代表・事務局案＜資料 2＞を発表。

### IV. 決算報告

＜資料 1＞に伴い説明があり承認された。

### V. 今後の年次研究大会について

- ・年次研究大会の開催方式及び内容に関して運営委員会を中心に検討していくこととなった。
- ・したがって、来年度の年次研究大会に関しては開催も含めて未定。

### VII. その他

- ・機関紙『批判的合理主義研究』Vol. 5No. 1 から、電子ファイルによる配信に完全に移行することが報告された。
- ・それに伴い、年会費を下げる方向で検討することとなった。



**<資料 1>**

◆ 2011 年度会計報告 (2011. 4. 1－2012. 3. 31)

| 収 入             | 金 額      | 支 出              | 金 額      |
|-----------------|----------|------------------|----------|
| 前期繰越金           | 281, 597 | 会費振替手数料等         | 3, 160   |
| 会費収入            | 174, 040 | 第 22 回年次大会関係(日大) |          |
| 機関誌販売収入         | 4, 060   | 懇親会費             | 45, 000  |
| 第 22 回年次大会参加費収入 | 1, 500   | アルパ 代            | 10, 000  |
| 懇親会収入           | 45, 000  | 大会準備費(郵送、コピー等)   | 5, 600   |
|                 |          | 講演会謝礼            | 20, 000  |
|                 |          | 機関誌作成費・郵送費等      |          |
|                 |          | 第 3 巻 1 号印刷費     | 58, 800  |
|                 |          | 同 郵送費等           | 7, 138   |
|                 |          | 第 3 巻 2 号印刷費     | 89, 250  |
|                 |          | 同 郵送費等           | 8, 268   |
|                 |          | 次 期 繰 越 金        | 258, 981 |
| 計               | 506, 197 | 計                | 506, 197 |

以上の通り報告致します。2012 年 7 月 7 日 事務局会計担当冨塚嘉一(中央大学)

監 事 渡部直樹(慶應義塾大学)

**<資料 2>**

**会長・事務局案**

会長⇒小河原

事務局

組織・会計部(入退会・名簿変更窓口、会費徴収・会計管理)⇒冨塚、井上

大会運営部(大会テーマ企画、案内、開催)⇒渡部、堀越

機関誌編集部(原稿依頼、編集、印刷、発送)⇒小河原、立花

ウェブ編集部(ホームページ管理)⇒蔭山

2012 年 10 月

日本ポパー哲学研究会会員各位

日本ポパー哲学研究会運営委員会

拝啓 会員の皆様方には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、去る7月の会員総会でもご報告いたしましたように、年次研究大会をはじめとして、今後の会の運営について運営委員会で検討し、以下のように決定いたしました。ここに詳細をあらためてご連絡いたします。

今後とも、皆様の研究成果のご発展に寄与すべく、積極的な運営に努めていくつもりですので、宜しくお願いいたします。

敬具

## 記

### 1. 年次研究大会について

- (1) 今後統一論題を中心とした開催は基本的に行わない。小規模な会であり、会員各々の研究向上をめざし、個人の自由論題発表を中心に開催する。議論を深めることを重視し、発表3～40分、質疑応答60分を基本的形式とする。また、より啓蒙的なセミナー開催なども今後検討の上適宜開催する。
- (2) 開催日：これまで7月の第1土曜に開催してきたが、他の学会や研究会と重なることが多くなり、夏休み前の校務等の煩雑さもあり、大会参加が困難な会員が増えてきている。そこで、思い切って、夏休み期間の開催に変更する。

来年度の年次研究大会は、2013年8月3日（土）とする。

- (3) 開催場所：日本大学文理学部キャンパス（予定）

- (4) 発表申し込み方法：同封の「2013年度日本ポパー哲学研究会 年次研究大会発表申込書」に必要事項をご記入のうえ、2013年3月29日（金）までに下記の申込書送付先までお送りください。

- (5) 申込書送付先：

郵送の場合 〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾大学商学部堀越研究室 日本ポパー哲学研究会運営委員会大会事務局 （お手数ですが封筒と切手は皆様でご準備ください。）

FAX の場合 03-5427-1276 （「日本ポパー哲学研究会運営委員会大会事務局宛」と明記してください。）

### 2. 機関紙『批判的合理主義研究』の発送と年会費について

- (1) 来年6月に発行予定の機関紙『批判的合理主義研究』Vol. 5No. 1 から、紙媒体での発送を中止し、電子ファイルによる配信に完全に移行する。
- (2) それに伴い、年会費を3000円から2000円に値下げする。

以上

2013 年度 日本ポパー哲学研究会 年次研究大会発表申込書

|                      |  |         |  |
|----------------------|--|---------|--|
| 申込者氏名                |  | 所属機関：職位 |  |
| 予定論題                 |  |         |  |
| 報告の目的・趣旨等            |  |         |  |
|                      |  |         |  |
| 関連論文および報告等           |  |         |  |
|                      |  |         |  |
| 使用機器（○をお付けください）      |  |         |  |
| OHP PC 用プロジェクターその他（） |  |         |  |
| 連絡先                  |  |         |  |
| 住所：〒                 |  |         |  |
| TEL： 携帯： FAX：        |  |         |  |
| E-mail address：      |  |         |  |

批判的合理主義研究（通巻 8 号）

2012 年 12 月発行

本誌は、『ポパーレター』（1989～2008,  
通巻 38 号）を改題し、継承したものです。

発行人 小河原 誠

編集・発行 日本ポパー哲学研究会事務局機関  
紙編集部

〒252-0373 相模原市南区北里 1-15-1

北里大学一般教育部（小河原研究室）

TEL. 042-778-9047

Fax. 042-778-9233

Email: [kogawara79@hotmail.com](mailto:kogawara79@hotmail.com)

入退会・名簿変更、会費徴収・会計管理に関しては、「日  
本ポパー哲学研究会事務局組織・会計部」にお願  
いいたします。

〒162-8473 新宿区市谷田町 1-18 中央大学大学院国際  
会計研究科富塚研究室 1402 号

Tel. 03 (3513) 0415

Fax. 03-3513-0319

Email: [h00370@tamacc.chuo-u.ac.jp](mailto:h00370@tamacc.chuo-u.ac.jp)